

電力システム改革の検証結果と今後の方向性（案）
に対する意見募集の結果について

令和7年3月31日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室
電力基盤整備課

令和7年2月6日（木）～令和7年3月7日（金）にかけて、標記とりまとめ案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。
ご協力をいただきましてありがとうございました。
なお、電力システム改革の検証結果と今後の方向性（案）の内容に関する御意見等ではなかったものについても、今後の参考とさせていただきます。

記

1. 意見募集期間

令和7年2月6日（木）～令和7年3月7日（金）まで

2. 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

3. 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、郵送

4. 意見募集結果

（1）211件（ご意見の概要及びご意見に対する考え方は別紙参照）

5. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
電話：03-3501-1748

番号	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	気候変動・地球温暖化対策を進めるべきではない	気候変動対策は人類共通の待ったなしの課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要です。
	気候変動による温暖化対策や脱炭素、再エネ移行は改めるべき	また、脱炭素に伴うエネルギー需給構造の転換を自国の経済成長に結びつけようとする動きが世界で広がり、G Xに向けた脱炭素投資の成否が企業・国家の競争力を左右する時代に入っている中、我が国としても、G Xの取組を加速させることは、エネルギー安定供給につながることも、我が国経済を再び成長軌道へと戻すためにも重要と考えています。
		エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現のため、G Xの取組を引き続き推進していきます。
2	エネルギー自給率を高めることにより、化石燃料への過度な依存から脱却し、国富の流出を防止すべき	ロシアによるウクライナ侵略以降、我が国を取り巻くエネルギー情勢は一変しました。エネルギー分野におけるインフレーションが世界的に顕著となり、我が国においても電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰が生じるなど、石油危機以来のエネルギー危機が危惧される状況となりました。翌年には、中東地域における軍事的緊張が高まり、化石燃料の調達に関する不確実性が上昇するなど、我が国が抱えるエネルギー需給構造上の課題が改めて浮き彫りとなりました。
	火力発電は悪いイメージと裏腹に化石燃料の輸入のために年間約30兆円という巨額のお金が海外に流出している	こうした課題は我が国の貿易収支にも大きな影響を与えています。2023年には、自動車、半導体製造装置などの輸出で得た金額の大宗を、原油や天然ガスなどの鉱物性燃料の輸入に充てており、その総額は約26兆円にまで達しました。
	エネルギー安全保障の観点からも再エネを増やすことでエネルギー自給率を高めた方がよい	エネルギーは国民生活や経済活動の基盤となるものであり、エネルギー安定供給が損なわれることは決してあってはなりません。
	山林を切り崩してメガソーラーをつくらなくても地域の人々と共生するかたちで再エネを増やしている	すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していきます。
		その上で、徹底した省エネルギーに加え、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することにより、化石エネルギーへの過度な依存から脱却し、エネルギー自給率の向上を目指していきます。
3	省エネを推進すべき	石油危機を契機として1979年に省エネ法が制定されて以降、我が国では、規制と支援を一体的に講ずることで、徹底した省エネルギーに向けた取組を一貫して推進してきました。
	データセンターによって電力供給力を増加させるべきだと考えるべきではない。	こうした取組の成果もあり、我が国のエネルギー消費効率率は1970年代の石油危機以降、官民の努力により4割改善し、世界的にも高い水準にあります。
	【意見】過去10年電力需要は減少していますから、今後も、省エネ推進策を第一に掲げてください。	我が国は、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えており、エネルギー安定供給と脱炭素の両立に向けて、徹底した省エネを推進していくことが今後も重要であると考えております。
	【理由】データセンター等の申込数と電力需要は必ずしも比例しないこと、人口減少、節電技術を加味すれば、電力需要の増加予測は外れると思うので。	省エネに関する取組として、例えば、足下において、D XやG Xの進展による電力需要増加が見込まれており、半導体の省エネ性能の向上、光電融合など最先端技術の開発・活用、これによるデータセンターの効率改善を進めていきます。また、工場等での先端設備への更新支援を行うとともに、高性能な窓・給湯器の普及など、住宅等の省エネ化を制度・支援の両面から推進していきます。その他にも、トップランナー制度やベンチマーク制度等を継続的に見直しつつ、地域での省エネ支援体制を充実させていきます。
	人口減などで電力需要は減ると考えます。省エネを推進してください。	こうした取組を通じて、引き続き政府として省エネを更に推進してまいります。
	P15「半導体工場やデータセンター需要の増加による20年ぶりの需要増加見直しに対応」	
	《意見》近年電力需要は減少しており、今後も省エネ技術向上・普及、人口減など減少要因が見込まれるため、方向性としてよりいっそう省エネを推進すべき。むしろ過大なエネルギーを使う事業は一定の規制や再生可能エネルギー使用の義務付けするなど、温暖化対策を強化する必要があるのではないかと。	
	（案）では、「いかにエネルギーを供給するか」ということのみを問題にしているが、今私たち人間に必要なことは「いかにエネルギーを節約するか」ということである。実際日本は使用するエネルギーを減らすことで20世紀末の発展を遂げてきたのではなかったのか。原子力・石炭・石油・天然ガス、あるいは水力・風力・太陽光発電・地熱などの自然エネルギーなど、どんなエネルギー源を使うにしろ、人間と自然の破壊をもたらすことは明らかだ。今やエネルギーの大量使用による資本主義経済の発展への志向は人間と自然に対する犯罪行為である。資源エネルギー庁は「エネルギーの節約をどうやって進めていくのか」ということこそ検討すべきである。	
	中でも最も悪いのは原発の使用だ。福島事故を経験した日本は、原発を即刻止めなければならない。（案）には一言も書いてはいないが、資源エネルギー庁は明らかに原発の利用をもうろんでるように感じるのは私だけではない。	
	その次は石炭だ。石油や天然ガスも含めた化石燃料の大量使用は、生物が30億年かけて作り上げてきた地球環境の破壊行為に他ならない。	
	自然エネルギーも、環境に対する破壊作用という意味において、人間と自然にとってマイナスの作用をもたらすことが明らかになった。	
	最後にもう一つ、（案）で「電力の自由化」ということを盛んに吹聴しているが、化石燃料の高騰によってとくに破産しているではないか。そんなことがうまくいくとは資源エネルギー庁だって考えていないだろう。	
4	D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれるとしているが、電力需要は増加しないのではないかと	電力広域的運営推進機関が本年1月に公表した需要想定は、一般送配電事業者から提出された電力需要の想定を取りまとめたものです。当該需要想定では、2023年度までは、電力需要は減少傾向となっていましたが、2024年度以降は人口減少や省エネ等による電力需要の減少を加味しても、データセンター・半導体工場の新増設が続くため、2034年度にかけて電力需要が増加する見通しとなっています。
	省エネが進んで行くのが、これまでを見ても予測されるのに、逆に消費が増える政策へ舵を着るのは、間違っています。	将来の電力需要を正確に予測することは困難ですが、電力は国民生活や経済活動の基盤であり、電力需要増加に備えた対応が必要と考えております。
	日本の電力需要は減り続けており、人口も益々減っていくことから、電力需要がこの先増えるという予測を立てるのは、実際的ではない。省エネ技術の研究開発を促進し、これ以上電気の使用量を増やさない政策を実行すべきだ。	

5	再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源拡大、系統整備等に向けた資金調達や投資回収などの事業環境整備をすべき 【電源の投資判断に資する事業環境整備が必要】 ・「電力システム改革後においては、電力需要の不確かさに加えて収入の不確実性、さらには費用の不確実性が高まっていることが指摘されている」との記載のとおり、事業の予見可能性が低下しており、安定供給と脱炭素化の両立に不可欠な再生可能エネルギーや原子力発電などの脱炭素電源の投資判断に資する事業環境整備を早期に検討する必要 ・原子力については、大規模かつ長期にわたる投資、事業期間の長さ、規制基準、バックエンド事業といった固有の特徴も踏まえたうえで、安定的に電源を運用できる事業環境の整備が不可欠であり、長期の建設リードタイムを踏まえると、2050年カーボンニュートラル実現のためには、投資回収の予見性確保やファイナンス環境の整備に向けて、実効性のある制度措置の早期検討が必要 ・供給力確保をスポット市場等において短期的に調達することのリスクや燃料確保・電源投資への影響を踏まえると、小売電気事業者による中長期的な供給力確保及び電源投資に資する電力価格指標の形成は非常に重要であり、「発電事業の観点からは、中長期的電力取引が増加し、販売量の予見性が向上すること等により、燃料確保や設備投資等の予見性の向上に資する」との記載に賛同 ・なお、出力が変動する再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、社会全体での統合コストを最小化するとともに、調整力として、揚水発電や蓄電池に加えて、引き続き既設の火力発電が不可欠であるため、低稼働電源のkW維持に必要な制度的措置や、水素、アンモニア、CCS等による電源の脱炭素化に向けた更なる支援措置が必要	今後DXやGXによる電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源が国力を左右する状況にあると考えており、需要に見合った脱炭素電源を十分に確保するため、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源へ相当な規模の投資が必要と認識しております。 電力自由化をはじめとする現在の事業環境にあっても、積極的な投資判断を促すためには、投資回収の予見性を確保するための制度措置や、投資資金を安定的に確保するためのファイナンス環境の整備が求められます。 具体的には、事業が長期にわたる大規模投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等による費用変動リスクが大きい投資については、事業者が躊躇する懸念があるため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備していきます。 また、民間金融機関等が取り切れないリスクについて、公的な信用補完の活用とともに、政府の信用力を活用した融資等、脱炭素投資に向けたファイナンス円滑化の方策等を検討していきます。
	2. 電源の効率的な活用に向けた系統整備（該当箇所：4.（2）②～④） ・送配電事業をめぐる状況として、再エネ導入拡大による大規模系統増強や、高度成長期の送配電設備の更新を進める必要があるところ、足元では労務費や資機材価格等の高騰、長期金利の上昇等から全般的なコスト増が顕在化しており、資金調達も困難となってきた。こうした課題の解決に向け、安定供給確保を前提とした送配電事業の事業性確保・早期投資回収の実現につながる制度設計が必要である。	
	5. 電源・系統への投資に対するファイナンス／今後の進め方（該当箇所：4.（4）①／7.） ・安定供給と脱炭素の両立に向け、火力の脱炭素化、再エネ導入拡大、原子力の最大限活用および系統整備をそれぞれ着実に進める必要があり、そのためには相応のコストが伴う。各事業の投資に対するファイナンス円滑化の方策を早期に検討、実現するとともに、コストに対しては、その負担の在り方や回収方法を含めて、丁寧かつスピード感のある議論の上、国民への説明と理解促進が重要である。	
	5.（1）③円滑で安定的なファイナンス（P27） ・今後、再エネや火力の脱炭素化及び原子力といった脱炭素電源の整備や広域系統整備を実施していくにあたっては、これまでにない規模の資金調達が必要であり、公的な信用補完の活用、政府の信用力を活用した融資等、脱炭素投資に向けたファイナンス円滑化の方策等を早急に具体化する必要がある。 ・とりわけ、2025年に一般担保付社債の経過措置が終了となるが、定期点検など電源を維持するためのメンテナンスや原子力安全対策工事などにおける人件費や資材の高騰など予期しない事象に対する手当として、一般担保付社債に代わる資金確保策について制度措置の検討が必要である。	
	・持続可能な電力システムの構築にあたっては、安定供給の確保およびカーボンニュートラル実現に資する発電・送配電の設備形成に必要なコストがシステム全体で確保され、再投資される循環が成り立つ電力システムの仕組みが必要。 ・この点、脱炭素電源投資に係る制度設計に際しても、需要家からの費用回収まで見据えた全体整理を進めていく必要がある。 ・案には、「供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、長期脱炭素電源オークションにおいても、追加的な措置を検討する」との記載があるところ。検討にあたっては、 ・電力広域的運営推進機関で進められている将来の電力需給シナリオの策定に向けた検討を着実に進めるとともに、中長期的な安定供給に必要な供給力や系統の維持・開発を計画・管理をする枠組みの形成を速やかに進めていただきたい。 ・また、将来の電力需給シナリオについては、2040のみならず2050もスコープとし、エネルギーミックスで示し切れていない将来の可能性を示唆いただきたい ・2040エネミにおいては、DX進展等により電力需要が拡大する見通しが記載されたところ（2022：0.9兆kWh→2040：0.9～1.1兆kWh）、2050年CNに向けた電化の進捗や、デジタル化への対応等による将来の電力需要の増加も念頭においた蓋然性の高い需要想定を前提に、建設リードタイムなども踏まえつつ、将来にわたり供給力を確保し続ける必要があるため。	
	※案には、「安定供給と脱炭素化の両立に向けて、長期的かつ継続的に必要な電源投資が行われ、安定的に電源の運用ができるような仕組みを構築することが必要。」「リスクや懸念に対応し、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の新たな投資を促進し、電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、事業期間中の市場環境の変化等に伴う収入・費用の変動に対応できるような制度措置や市場環境を整備する。」、また、水力の活用に関しては「今後より一層新規投資を促す仕組みを検討」との記載があるところ。検討にあたっては、 ✓原子力については、巨額であり、かつバックエンドも含め超長期であること、脱炭素火力については黎明期において経済性に欠くといった点も考慮の上、脱炭素電源の投資判断に際して、実効性のある制度措置を講じていただきたい。 ✓水素等の利用拡大に向けて、先般閣議決定された第7次エネルギー基本計画においては、「長期脱炭素電源オークションにおいて、上限価格の引上げ等を含め、更なる制度対応の必要性も継続的に検討しつつ、着実な社会実装を進めていく」方針が既に示されているところであり、第3回オークションより、この方針に沿った詳細設計を進めていただきたい。 ✓揚水発電が応札する市場として、容量市場(kW)、ブラックスタート機能公募、需給調整市(ΔkW、ΔkWh)、卸電力市場(kWh)があるが、現時点で制度化されていない揚水発電の価値として、慣性力、同期化力、電圧調整等の系統安定化に貢献する機能、余剰電力を吸収できる調整力(再エネ出力抑制の低減への貢献)等が挙げられる。さらに、可変速機に関してはポンプアップ時の周波数調整機能を有しているため、調整力確保のための火力発電所の追加起動が不要になり、CO2削減に寄与しているものの現時点では制度化されていない。これら揚水発電の有する価値が認められる制度設計について、検討いただきたい。	

	✓一般水力については、未開発地点は3万kW未満の地点が多いため、長期脱炭素電源オークションの活用機会の拡大に向け、2024年度のおークション結果も踏まえたうえで、段階的に、水力発電の最低入札容量を引き下げることについて、検討いただきたい。 ✓また、市場機能の活用に際しては、脱炭素のベース供給が可能で固定費比率の高い原子力や、脱炭素の調整力提供が可能で可変費比率の高い水素・アンモニアなど、異なる電源特性やコスト構造を持つ電源種が合理的に共存できる制度設計にしていきたい。 ・資源に乏しい島国である我が国において、今後、安定供給とCN実現の両立、エネルギー安全保障の確保をしていくためには、水力、火力、原子力、太陽光、揚水に加え、陸上・洋上風力、水素・アンモニア、蓄電池、D R等を含む、より多様な電源種をバランスよく確保していくことが必要であるため。 ・また、脱炭素化を目指す火力発電所は、鉄や化学等の他産業がない地域を含め日本全国に点在しており、燃料サプライチェーン構築を含む火力発電所の脱炭素化に向けては、エネルギー供給拠点の分散化の観点から、支援の地域的な偏在を排するとともに、水素・アンモニア等の技術革新や普及拡大の現実的な時間軸を考慮した、セカンドムーバーに対する切れ目のない支援が必要不可欠であるため。 ・今後、再生可能エネルギーの主力電源化と更なる導入拡大に取り組む中で、電力の系統安定性や出力変動に対する需給調整のための慣性力・調整力等の確保がより重要となること、これらの価値を提供する揚水発電等の電源が適切な対価を得られるように、慣性力や調整力等の経済価値を市場に反映する必要があるため。
	【電源の多様化（水素）】 <該当箇所> 4. 電力システムが直面する課題と対応方針 （1）安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進 ② 安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進 17ページ <意見内容および理由> （脱炭素電源オークションの見直し） ・水素等の利用拡大に向けて、先般閣議決定された第7次エネルギー基本計画においては、「長期脱炭素電源オークションにおいて、上限価格の引上げ等を含め、更なる制度対応の必要性も継続的に検討しつつ、着実な社会実装を進めていく」方針が既に示されているところであり、第3回オークションより、この方針に沿った詳細設計を進めていただくようお願いいたします。
	[原子力] ・原子力発電所の安全対策投資については、審査の進展や新たな知見の反映に伴い、設備の追加設置や仕様強化の可能性も考えられる。これらに起因する投資額の上振れは、予見性に乏しく、事業者の努力だけでは、完全に排除することはできないため、適切な投資判断が困難となる場合もあるものと認識している。 ・国の第7次エネルギー基本計画において、脱炭素電源確保等の観点から、既設炉を最大限活用していく方針が示されたことも踏まえ、既設炉の再稼働に向けた適切な投資判断に資する制度措置を講じていただきたい。 [火力] ・火力発電所に関して、安定供給の維持と脱炭素化に向けた電源のトランジションの両面から、様々な選択肢を排除せず検討を進めているが、アンモニア混焼やC C S 事業については、設備用地がないことや燃料サプライチェーン等の制約もあり、バイオマス混焼やL N Gといった他の選択肢と比較し、経済性で劣後している状況。 ・電源種によって経済性が大きく異なる状況が続くようであれば、電源種間の競争によるコストダウンが進まず、また、経済性が優位な電源種に投資が集中する可能性があり、エネルギー安全保障や安定供給の観点からも望ましくないことから、特定の電源種に偏ることなく、多様な電源種への投資促進に繋がるような制度措置を講じていただきたい。 ・原子力発電所の安全対策投資の上振れや火力発電所の脱炭素化に向けた投資等により、巨額の資金調達が必要となる可能性もある。 ・このような状況に備え、ファイナンス環境の整備にあたっては、G X推進機構の債務保証の他、長期脱炭素電源オークションにおける建設期間中からの容量確保金の前払いや公的機関（O C C T O等）による融資、日本政策金融公庫によるツーステップローン等、円滑な資金調達の実現に向けた実効性のある方策を検討いただきたい。
	<意見内容および理由> （脱炭素電源投資に資する取組みの着実な実施） 今後の電力需要増が見込まれる中で、安定供給確保を大前提とした電源の脱炭素化の推進のために、制度措置や市場環境を整備すること、ファイナンス円滑化の方策を検討することなど、整理された課題に対する対応方針が示されたことは、意義があるものと受け止めております。 エネルギー安全保障の確保とカーボンニュートラルの両立には、官民がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であると認識しております。民間としては、大胆な投資やイノベーションに果敢に挑戦してまいりたいと考えておりますが、継続的に投資が促進されるためには、事業者の創意工夫等の民間活力が最大限に発揮され、資本市場から期待される収益性を十分に確保できる環境が必要となります。 国としても、電源建設のリードタイムも踏まえながら、実効性のある制度構築をスピード感を持って進めていただくようお願いいたします。
	・案には、「民間金融機関等が取り切れないリスクについて、公的な信用補完の活用とともに、政府の信用力を活用した融資等、脱炭素投資に向けたファイナンス円滑化の方策等を検討する」との記載があるところ。検討にあたっては、 ・ファイナンス環境の整備について、GX機構による債務保証や、公的機関による貸付・長期脱炭素電源オークションにおける容量確保金の前払いなど様々な選択肢が考えられるところ、円滑な資金調達を行う上で、実効的な仕組みとなるよう早急に検討いただきたい。 ・脱炭素電源や系統整備への莫大な規模の投資が必要であり投資時のキャッシュフローの負担が大きいことに加え、市場環境の大きな変化に伴う事業の不確実性の高まり等を受けて、事業者の資金調達が難しくなっており、公益的インフラを担う電気事業へのファイナンス面での支援措置（電源・NW）が早急に必要であるため。
	小売事業者が必要家から適切に回収する仕組みの構築 ・今後、電源・燃料の脱炭素化や、これを支える電力ネットワークの次世代化を進めるには、時間とともに、相応のコスト増加は避けられないことから、国民の行動変容を促す観点からも、国はこの現実と正面から向き合い、国民全体が裨益するという考えのもと、国民全体での公平な負担と確実なコスト回収に向け、率先した理解醸成に取り組み、受容性のある負担のあり方や制度措置を検討いただきたい。 ・安定供給の確保とカーボンニュートラル実現の両立に必要なコストがシステム全体で確保され、再投資される仕組みの構築（最終的なコストについて、各小売事業者が必要家から適切に回収する仕組み）が必要と考えるため。

6	資金調達環境、産業界全体の課題である人材やサプライチェーンの確保・維持が可能となる環境整備が重要	ご指摘いただいた点については、第83回電力・ガス基本政策小委員会において、電力産業
	再生可能エネルギーの更なる導入拡大や大規模需要の増加する中においても、安定的な電力供給を実現するためには、供給力に加え、調整力・慣性力の確保が必要となってくることから、それらを中長期的に確保できる仕組みについて、各事業者や国・電力広域的運営推進機関の役割を踏まえ、事業者としても協同して確立したい。 ・また、これらの目指すべき方向性に向けて、一般送配電事業者として、系統整備や適正な調整力を調達・確保しての需給運用を行っていくためには、安化した事業基盤が前提となる。これには、外的要因で変動するコストも含め確実に費用回収できる仕組み作りや資金調達環境の整備、産業界全体の課題である人材やサプライチェーンの確保・維持が可能となる環境整備が重要であるため、事業者としても関係各所と調整してその確立に努めて参りたい。	の将来像として議論を行い、その結果を踏まえて本文書においては、「人材の確保、定着に加えて、技術やサプライチェーンの確保、維持のためにも、将来を見据えた電力システムの構築に向けて脱炭素電源や系統整備への投資を促進するとともに、安定的な電気事業の運営ができるよう事業環境の整備を行い、電力産業が担う役割・重要性を明確にし、電力産業の魅力を高めていく必要がある」と記載しており、しっかり取り組んでいきます。
	4. (2) ①電力システム改革における送配電分野の対応 (P19) ・電力関連産業で働く者は安定供給を守り抜くという使命を全うすべく日々の業務に従事している。しかしながら、電力自由化や発送電分離が実施されて以降、送配電事業の収益性の低さや人材不足等によって工事施工力の維持は難しい状況であり、特に自然災害発生時の復旧作業に支障を及ぼす懸念が出ている。 ・送配電事業者をはじめとする旧一般電気事業者は、電気事業の公益性に重きを置き社会的責任を果たしてきた。しかし、一部の新電力はその公益性を重視しているとは思えず、事業が悪化すれば躊躇なく市場から撤退することもあることから、旧一般電気事業者としては、電力市場に関しても参加するすべての事業者が「電気事業者としての公益的責任」をより強く認識すべきという声も現場ではあがっている。 ・引き続き、電力産業で働く者の声や電力供給事業における現場の実情等に耳を傾け、要すれば必要な措置を速やかに講じるなど、今後とも安定供給を継続するための取組みを着実に進めていくことが重要である。	
	5. (2) ①安定的な供給に責任ある事業運営 (P28) ・持続可能な電力システムを構築するためには、全ての電気事業者が費用負担を含め公平・公正にその役割を果たすことが必要不可欠である。 ・そのため、短期の環境変化などに振り回されることなく、全ての小売電気事業者は電力システムの担い手の一員として、安定供給や消費者保護などの観点から、供給力確保の役割を積極的に果たしていくべきである。 5. (2) ②電力産業を支える人材・サプライチェーンの確保 (P28) ・エネルギーの安定供給とGXの実現の両立に向けては、増大する電力需要や再エネ拡大などを踏まえた送電線等の系統整備、次世代革新炉をはじめ新たな技術の研究開発の成果を、マニファクチャ側としっかり連携しながら社会実装していくことが求められている。また、団塊世代が退職していく中、足下の災害対応や電気設備の保守・保安をはじめとする安定供給を支える人材の確保・定着と、技術の維持・継承が極めて重要な課題となっている。 ・そのため、エネルギー業界を志す人材を幅広く募れるよう人材確保の基盤整備が必要であり、国はエネルギー政策の方向性を固めるとともに、その重要性・魅力の発信を官民一体となって行うことも検討しなければならない。 ・また、GX推進に必要なイノベーションの源泉は、企業や組織等で働く「人」である。他方、GX推進は、化石燃料事業で働く者の雇用や労働環境、日々の暮らしにも多大な影響を及ぼし得る。 ・今後のGX実現に向けては「雇用の安定」や「公正な移行」「人材・技術基盤の維持・強化」など、引き続き「人」への投資を重視し、電力システムの構築をオールジャパンで積極的に推進していくことが重要である。	
	<意見内容および理由> (サプライチェーン・技術・人材の維持・確保) ・電気事業の安定的な運営には、電力産業を支える人材の確保と定着、発電所や系統を構成する電力設備に係る技術やサプライチェーンの確保と維持が重要となります。 ・電力産業の魅力を高め、人材やサプライチェーンを確保・維持するためには、事業運営の持続可能性を高め、事業者の創意工夫等の民間活力が最大限に発揮されるような環境整備が必要と認識しております。 ・また、大規模電源によっては山間僻地に立地しており、持続的な設備維持に向けた体制には課題があるため、遠隔監視システムや生成AI等のDXツールの積極的な導入により、効率的な設備保全環境や保安体制の構築に向けた支援策についても、ご検討いただきたいと考えております。 ・加えて、今後、労働人口の減少が見込まれる中で、主任技術者の確保が懸念されることから、昨今、通信網の拡大やDXツールが発展していることを踏まえ、主任技術者要件の緩和についてもご検討いただきたいと考えております。	
7	事業者の意見も十分に聞きながら、実効的な脱炭素電源投資促進策を進めるべき	事業者の御意見等も踏まえつつ、脱炭素電源への投資を促進するための措置の検討を行っています。
	・意見内容 電源開発に係る資金調達において、民間金融機関等が取り切れないリスクに対するファイナンス円滑化の方策検討に期待する。 ・理由 電源投資の中でも、とりわけトランジションや脱炭素化に向けた技術への投資はリスクが大きく、事業者の自助努力では対応しきれない部分があると認識しているため。	
	「今後さらには火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、長期脱炭素電源オークションにおいても、追加的な措置を検討する」と整理されており、この方向性に賛同する。その上で、長期脱炭素電源オークションの見直しをはじめとして、事業者の意見等をご確認いただき、より実効的な投資促進に資する具体策を、引き続きご検討いただきたい。	
8	制度的な対応を含めた資金調達環境の整備についての検討のみならず、適正なリターンのある在り方についての検討も行うべき	系統整備における事業報酬率について、関門連系線等の大規模系統整備には、追加事業報酬率を設定できることとし、一般送配電事業者が追加事業報酬率を適用した申請を行うことを認めることが妥当と整理しています。また、プロジェクトファイナンスを想定している北海道・本州間海底直流送電等の大規模系統整備における適切な事業報酬率についても、検討を深めていくこととしています。
	・意見内容 託送料金制度における費用の回収の在り方や資金を量的に確保するための仕組みなど、制度的な対応を含めた資金調達環境の整備についての検討のみならず、適正なリターンのある在り方についての検討も引き続きお願いしたい。 ・理由 事業者の参画を促進するために資金調達環境の整備は不可欠。加えて、民間企業には資本効率の向上が強く求められる中で、適正なリターンの設定がなければ民間企業としては手を挙げづらく、それがなければ、こうした大規模投資を経営判断することは容易ではないため。	
9	沖縄エリアにおける脱炭素に向けた事業環境を整備すべき	第七次エネルギー基本計画において、安定供給を大前提とした電源の脱炭素化の推進にあたって、広域融通対象外である等、電源や系統規模等の制約を有する離島等の地域の実情に留意する旨をお示ししております。いただいたご意見も踏まえながら、電源の脱炭素化を推進してまいります。
	<脱炭素電源投資> ● 沖縄エリアは、水力発電や原子力発電などが導入出来ず、導入可能なベース型の脱炭素電源に限られる。また、小規模系統であること、土地の狭小性などの理由から、太陽光発電の導入に限られ、風力発電についても、極値風速対応など、台風による強風に備えた設備形成が求められるため、変動再エネの普及も限定的である。 ● 加えて、広域融通外であるため、沖縄エリア単独のリソースで十分な供給力を確保する必要があるが、電源数も限られるため、既設電源の設備状態や脱炭素電源の技術開発動向、建設リードタイム等を考慮したスケジュール感で電源投資を行う必要があり、カーボンニュートラルに向けた時間軸は全国と異なる状況が顕著に表れる。 ● なお、長期脱炭素電源オークションの対象外であることに加え、全国的な系統整備や水素アンモニアの拠点整備支援も実質的に対象外という状況。 ● かかる状況を踏まえ、沖縄本島を含む島しょ地域の脱炭素に係る環境整備の具体化について検討いただきたい	

10	原子力と脱炭素火力のための事業環境整備に関係する記述は削除すべき	すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく必要があります。 エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構成を実現するためには、S＋3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。 このため、脱炭素電源全体への投資を促進するための事業環境整備を行って参ります。
	(5) 高コスト化が避けられず、事故リスクや廃棄物処理等の不確実性から持続可能といえない原子力や、技術開発の実現可能性や時間軸が不明確で、こちらも高コスト化が避けられない脱炭素火力の利用を想定すべきでなく、原子力と脱炭素火力のための事業環境整備も実施すべきでないもので、関係する記述の削除を求める。 「原子力・・・による供給力へとシフト」とあるが、原子力は環境破壊型電源である。また、原子力の供給力を増やせば、国民負担が増加し、再生可能エネルギーの供給力も減る。脱炭素化を名目として、原子力を推進することは誤りである。原子力への「事業環境整備」なるものは行ってはならない。 「特に、大型電源については投資額が巨大となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な電力収入の不確実性が高い。こうした中では、長期の事業期間を見込み投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念がある。」とあるが、これは原子力発電を対象とするものである。原子力に対しては、開発研究、交付金制度、原発事故費用に関する複雑な国民負担制度等、陰に陽に、国民負担を政府は強めてきた。これに加えて、市場環境整備、事業環境整備と称して、国民負担をさらに増大させることは許されない。逆に、将来の支援策をふくめて、原子力への巨額な支援を止めるべきである。 【意見】「民間金融機関等が取り切れないリスクについて、公的な信用補完の活用とともに、政府の信用力を活用した融資等、脱炭素投資に向けたファイナンス円滑化の方策等を検討する」(P25)ことや、英国における新設原発の資金調達手法(いわゆるRABモデル)の導入の検討もやめていただきたい。 【理由】電力の自由化に完全に歪め、再エネ事業者を潰し、消費者の選択肢を奪うからです。 ・本文書には火力・原子力への補助を強める政策が含まれており、公正な競争環境の整備に反しています。これを改めるべきです。	
11	火力発電や原子力発電は推進すべきではなく、再生可能エネルギーを推進すべき	エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギー安定供給の確保が不可欠です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。 特に、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していくことが重要です。 このため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限導入に加え、原子力や水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素火力も重要であると考えております。
	・「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」は、原子力・火力に対する補助政策と国民負担を強める原子力に対する補助策になっていることは非常に受け入れがたいもの。 5、原子力発電も、火力発電も淘汰されていく運命にある。そこに限りあるお金と時間と人材を注ぎこむことは、日本経済にとって足かせとなる。 原子力や脱炭素火力等への新規の制度措置は、再エネを中心とした電力システムへの転換を妨げ、長期にわたる国民負担となるため行うべきではない。(15～16ページ) “再生可能エネルギー”100%を目指せばそれで済むはずですが。この国の将来を考えるならば原子力は即廃止、火力も徐々にでいいので完全廃止に舵を切りなおすべきです。 電力システム改革に原子力と火力が含まれるのがまず疑問である。脱炭素を目指すならばLEG火力含め廃止するべきである。LNG火力への投資はそれと逆行しているといえるだろう。 火力や原子力に多額の補助が行われる。一般市民は電気料金を通じて費用負担させられる多くの国は再エネVRE(変動性電源)の定量導入し、市場をうまく組み合わせて再エネが100%になるようにしていくという動きがあるのにも関わらず日本は真逆を言っているといえる。そもそも原子力は環境破壊型電源であり、再生可能エネルギーの供給が減ってしまう。原子力への事業環境整備は行うべきではない。 世界は、再エネに大きくシフトしています。また日本は取り残されてしまうことを強く懸念します。欧州、オーストラリア等、よく視察して、現場を見てください。日本のみだけで考えていたら、それは無理です。再エネの進歩は速い！こんな、火力原子力をまだ補助するようでは、明るい未来は期待できません。 フェードアウトと銘打っているものの火力・原発の利用の継続を前提とした電力システムの構築では、脱炭素は国際的に求められている基準の達成は厳しいと思います。水素、アンモニアやCCUSなどを活用し、脱炭素型の火力発電に置き換える取組には本当に有効かどうかはまだ未知数、また、炭素とは別の排出物の問題などもあります。 原子力や火力は脱炭素化を名目として、推進することは誤りであります。これらへの「事業環境整備」なるものは行ってはなりません。再生可能エネルギーの供給を推進してください。 ・これでは、原発、火力を主力にとらえており、「脱炭素」「再エネ」を推進するための計画になっていません。太陽光発電、風力発電などの「再エネ」にシフトするのが本筋であり、「安定供給確保を大前提とした電源の脱炭素化の推進」として原子力や脱炭素技術を付加した火力発電への改修や新規建設をめざすのは、問題のすり替えだと考えます。原発、火力の推進をやめるべきですし、そうした事業に補助金を出す仕組みを考え直す時期だと思います。 「今ある火力電源による供給力を、再生可能エネルギー・原子力・脱炭素電源による供給力へのシフトさせていく必要がある。」とあるが、脱炭素電源に原子力を含めるべきではない。原子力への依存度をできるだけ低減し、再生可能エネルギーへのシフトを早めるべきである。 原子力をベースロードとする考え方はとにかく早くやめ、政治が主導して脱原発をなしとげ、新エネルギーの割合をあげていくべきです。そのための過渡期に火力も使うこともあると思うものの、新增設をすすめることには反対です ましてやそれを理由に原発を積極的に動かそうとするのは、この地震国では14年前の教訓を全く生かしていません。 福島原発事故以来、再生可能エネルギーはそれまでから見ると、飛躍的に導入されましたが、それ以上に原発関連に巨額がいまだに注ぎ込まれているのはどういうわけでしょう。 拙速に陥らず、再生可能エネルギーを主力電源にしていこうことが、結局は世界から取り残されない近道になるでしょう。 原子力を脱炭素電源とすることに反対です。再生可能エネルギーを大幅に拡大することが必要です。 島国である日本は、究極的に各種再生可能エネルギーで全て賄うというゴールに向け、送電も含めた電力安定供給システムの強化にリソースの大半を使うべき。危険な原発はもう損切りとして全廃を。 P24「電源・系統への投資に対するファイナンス」 《意見》英国での新設原発の資金調達手法の導入の検討などやめていただきたい。これ以上税金で電力の自由化を歪め、再エネ事業者を潰さないでほしい。 P17「安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進」 《意見》石炭火力は直ちに止めるべき。税金で水素・アンモニア混焼などの技術開発を推進したり補助を出したりして温存することなく、再生可能エネルギーの主力電源化に注力してもらいたい。 脱炭素火力電源と何の事か？火力を進める事は脱炭素化とは逆光する事になる。高度成長時代以来の大規模な電源投資が必要とあるが、そんな事はないと思われる。エネルギーは、できるだけ地産地消できる再生可能エネルギー等を進めて他の不足する地域にも配分できるようなシステムの開発を進めてゆく投資が必要。規模の大きな発電所は、工業地帯事に分散させる方法もある。災害時が起こった時の電力不足の被害を少なくできる方法を考慮する事が必要。トイレの無いマンションと言われる原発は、廃止とし、電力の分散化のための再生可能エネルギーの利用、開発を進める事が必要である。それまで火力発電は、脱炭素化を考慮して徐々に減らしてゆく。発電会社は、インフラに関わる重要な企業なので政府が、電力供給状況や電気料金等の監視は必要であるが、消費者が納得する形で見える事が必要である。 ・火力の休廃止を進め、脱炭素電源である再エネの普及こそ力を入れるべき。環境へのクリーンエネルギーとしても火力は低減していくべきことが書いてない。	

	第一に、火力は依然として巨大な供給力となってしまうている。 本来は、火力の休廃止を進め、脱炭素電源である再エネの普及こそ力を入れるべきだが、火力の休廃止を課題として設定することで誤った方向づけがなされている。 第二に、（発電量のうち火力発電が大半を占める中、燃料価格高騰により卸電力の価格高騰で、小売価格の水準を押し上げる方向へ作用）することになった。 火力の依存度を下げれば、再エネの普及を加速させて長期的には負担を軽くすることができる。	
	無理矢理、化石燃料を延命することは日本の国益に反します。そうではなく再生可能エネルギーを増やすことに、知恵を集中的に使うべきです。	
	非効率の火力発電所については休止したものも増えているが、実際には新規石炭火力発電所が1,000kW以上も新增設された上、LNG火力の新設も進んでおり、火力は依然として巨大な供給力となってしまうている。本来は、火力の休廃止を進め、脱炭素電源である再エネの普及こそ力を入れるべきだが、火力の休廃止を課題として設定することで誤った方向づけがなされているのではないか。	
	電気料金の最大限の抑制という目標の達成にはほど遠い状況になった。火力の依存度を下げれば、様々な要因による化石燃料価格の高騰の影響も比較的軽度ですんだはずで、FITの初期の価格も大幅に下落していることから、再エネの普及を加速させて長期的には負担を軽くすることができたはずである。	
	火力発電の依存からの脱却：非効率な火力発電所の休廃止を進める一方で、新規の石炭火力発電所の新増設やLNG火力の新設が進んでいる現状を分析するべきです。 火力発電への過度な依存が、燃料価格の高騰時に電気料金の高騰を招いたことを指摘し、再生可能エネルギーの普及を加速させることで、長期的な負担軽減が可能であることを追記するべきです。	
	・電気料金の最大限の抑制について、火力発電は燃料価格高騰が起こった場合小売り価格を押し上げる結果になるので、「電気料金の抑制」にはほど遠い。燃料価格に関係ない再エネの普及を加速させるべきだ。	
	持続可能な電力システムの実現には、再生可能エネルギーの大規模な導入が不可欠です。しかし、報告書では再エネの拡大に対する具体的な市場整備策が不十分です。公正で競争的な市場を整備し、再生可能エネルギーが市場で適正に評価されるよう、価格形成メカニズムの透明性を高める必要があります。	
	電力の脱炭素化と安定供給を実現するため、に続く内容を削除し、再生可能エネルギーを促進するとしてください。	
	原子力は環境破壊型電源である。また、原子力の供給力を増やせば、国民負担が増加し、再生可能エネルギーの供給力も減る。脱炭素化を名目として、原子力を推進することは誤りであり、行ってはならない。	
	・原子力発電は環境破壊型電源であり、その供給力を増やすことは国民負担を増加させ、再生可能エネルギーの供給力を減少させる結果となります。脱炭素化を名目として原子力を推進することは誤りであり、原子力への「事業環境整備」を行ってはなりません。	
	原発は少しの災害ですぐ止まる。災害が無くても頻繁に事故を起こしている。最もコストが高く微々たる電気しか作れない。税金をドブに捨てるな。原発は即刻廃止だ。	
	原子力は環境破壊型の電源であり、また、原子力の供給力を増やすことで、結局国民の負担が増え、再生可能エネルギーの供給力も減ることとなります。脱炭素化を名目に、原子力を推進することは間違っています。福島原発事故の処理もまだ道半ばであるのに、原子力を推進することは更なる原発事故の可能性を高めることにほかならず、反対します。	
	脱炭素・安定電源を名目に原子力発電を優遇する制度は導入しないで下さい。	
12	水力発電を推進すべき 4. （1）④水力の活用（P18） ・脱炭素電源として大いに活用されている水力発電は、我が国の高度成長期において急増する電力需要を支えた立役者であり、日本のエネルギー安全保障の観点からも純国産エネルギーとして大きな役割を果たしてきた。今後GXの取組を通じた2050年ネット・ゼロに向けて水力発電の新規開発に注力することは、重要かつ意義のあること認識している。 ・その一方で、国内の大型水力発電所の大半が高度成長期に建設されたものであることから、老朽化に起因する大規模な改修工事が今後多く発生する見込みである。その改修工事も全く容易なものではなく、機器サプライチェーンの欠落やマニファクチャ側の人材の高齢化・技術力の衰退によって、手探りで改修工事を行っていかなくてはならない実情があり、今後発生する改修工事の需要に応じられない可能性があることを改めて認識しなければならない。貴重な脱炭素・純国産エネルギーである水力発電を維持・拡張するためにも、国としては水力発電を有する発電事業者やマニファクチャと緊密に連携した上で、今後発生する大規模改修工事に対して必要とされる資金・人材等の支援実施を速やかに検討するべきである。	第七次エネルギー基本計画や、本文書において、水力発電は、安定した出力を長期的に維持することが可能な脱炭素電源として重要であるとした上で、水力発電への電源投資の促進や、水力エネルギーの最大限活用等に向けて取り組んでいくことをお示ししております。
	・意見内容 発電電力量増加に向けた、省庁横断的な取り組みに期待する。 ・理由 純国産エネルギーたる水力の維持・拡大はカーボンニュートラルに向けて極めて重要。その中で、堆砂問題をはじめ、水力の諸課題は流域への影響も大きく、また関係者も多岐にわたることから事業者単独の取り組みでは限界があるため。	
13	日本は地熱発電のポテンシャルが世界3位であり、地熱発電を推進すべき 日本国内には純国産エネルギーの地熱エネルギーが大量に賦存している。地熱は発電だけではなく、熱源として温泉、野菜栽培、ロードヒーティング、暖房に利用できる。地熱エネルギーの利用技術が高めることが重要である。 私は、火山活動が活発な国として、ニュージーランドでもともと日本の技術だった地熱発電に力を入れているように、日本も地熱発電の研究、開発に国をあげて推進して欲しい。	2050年のカーボンニュートラル実現には、世界3位という地熱資源量を活かすことが欠かせないため、引き続き、地熱の有望なポテンシャルを活用して地熱発電の開発を推進していきます。具体的には、今後、地熱開発の加速化のため、地熱資源の約8割が存在する自然公園内を中心に、経済産業省が選定した複数の有望地域において、JOGMEC自らが地熱資源の調査（噴気試験を含む。）を行うことで、事業者の開発リスクと開発コストの低減を図る等の取組を行ってまいります。
14	データセンターや半導体工場の電力需要の日々の増減について考慮するべき 「データセンターや半導体工場の新増設等による需要の増加」とあるが、原発比率に拘るあまり、半導体工場とデータセンター個別の増加割合並びに想定に対するデータセンター需要の超過や半導体工場需要の不足などの増加伸び率の変動は考慮されておらず、これがデータセンター需要の昼夜差の想定誤りに繋がり、最悪は変動の調整能力を逸脱して、本来は回避されるべき停電の頻発や大停電を招くものと考えられる。 災害大国の電源構成に於いて変動の吸収は最重要であり、これを最大限に加味して想定をやり直すべき。	政府が示した2040年度のエネルギー需給見通しでは、データセンター・半導体工場等による需要増加や、CO₂削減の観点から化石燃料の消費を減少させるための電化が進展することなどを織り込んだ上で、2040年度の発電電力量を1.1兆から1.2兆kWh程度と見込んでいます。 データセンターや半導体工場の電力需要の日々の増減に対しては、必要な供給力を確保するため、電力需給の見通しを適切に把握することが重要です。毎年度、電気事業者が提出する供給計画を確認するとともに、日々の電力需要をしっかりと確認しながら、必要となる供給力を適切に確保していきます。
15	再生可能エネルギーを最大限導入する前提として、再生可能エネルギーのコスト低減を進めるべき また、COP28で合意された再エネ3倍の目標に向け、日本としても再エネを最大限導入するよう、より強く方針を前に出すべきだ。今の日本では系統制約や大規模な再エネ事業の合意形成の問題、さらには部材費や工事費等のコストの高騰によって、再エネの導入が進みにくい状況である。再エネ普及に向けた課題を特定し、制度措置を講じることを求める。	我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、着実に低減が進んできてはいるものの、国際水準と比較すると依然高い状態にあります。国民負担の抑制を図るため、再生可能エネルギーのコスト低減を進めていきます。 具体的には、FIT／FIP制度における入札制の活用等を推進するとともに、FIT／FIP制度を前提としないビジネスモデルによる再生可能エネルギー発電事業を推進していきます。

16	再生可能エネルギーの導入拡大により、長期的なエネルギーコストの低減を目指すべき	エネルギー政策における「S＋3E」の原則に基づき、脱炭素化に伴うコストについては、その上昇を最大限抑制するべく取り組んでいきます。 我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、着実に低減が進んできてはいるものの、国際水準と比較すると依然高い状態にあります。また、太陽光発電や風力発電といった自然変動再エネが大量に導入されると、蓄電池、火力の炊き増し、揚水の活用などに伴い、電力システム全体で要するコストが高まるといった課題もあります。 このため、再生可能エネルギーの導入に当たり、国民負担の抑制を図るため、再生可能エネルギーのコスト低減等の取組を進めていきます。
17	既存ダムを有効活用することで水力発電を推進すべき	第七次エネルギー基本計画において、施策間での適切な役割分担を前提に、関係省庁と連携し、電力ダムも含めた複数ダムの連携、既存設備のリプレイスによる最適化・高効率化、発電利用されていない既存ダムへの発電設備の設置等を推進する旨、お示ししております。
18	電力の安定供給のため、送配電網の強化等、系統の柔軟性を確保すべき	送配電網の増強等について、本文書においては、既存の送配電網を最大限活用するための「日本版コネクト&マネージ」を推進しつつ、再生可能エネルギーの大量導入と電力の安定供給確保のため、広域連系系統のマスタープランを踏まえて全国大での地域間連系線の整備に向けた対応を進めていることを明記しています。 また、データセンター等の大規模需要への迅速な電力供給のため、系統接続申込みの規律を確保するとともに、一般送配電事業者が早期に電力供給を開始できる場所を示した「ウェルカムゾーンマップ」を通じた立地誘導を進めることとしています。さらに、大規模需要を効率的な系統整備等の観点での適地に誘導するため、一般送配電事業者や自治体等の関係機関と連携し、適地における先行的・計画的な系統整備を促す仕組み等を検討していくこととしています。こうした方針に基づき、引き続き対応を進めていきます。
	○効率的な系統整備のためにも、大規模需要の系統適地への誘導、大規模需要 建設予定地への先行的・計画的系統整備を促進することに賛同 ○検討に際しては、大規模需要家の検討内容等の実態を踏まえることが必要 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ○大規模需要の一つでもある、DC 建設に際しては、土地を取得した不動産事業者 が、DC 事業者との折衝を行う前に、系統への接続申し込みを行うことも 見受けられ、系統申し込みから開通まで 10 年以上の歳月を要する事例も散見されている。需要家にとっては早期のマネタイズが重要であり、 早期開通に向けた取り組みを推進することが必要 ○また、不動産事業者と DC 事業者との折衝が不調に終わった場合、大規模需要を見込んで行われた系統整備が活用されないことも発生する懸念があるなど、 事業実態をよく踏まえた上で、系統への接続申し込み等のルールを考えることが必要 ○上記検討に際しては、送配電会社だけでなく、土地や水等を必要とする DC 事業者の検討内容や DC 業界を取り巻く状況を踏まえて検討することが必要	
	見通しが立たない核のゴミ問題が発生し得ない、太陽光発電等の再エネ発電の推進に整合する経済的な電力貯蔵設備（蓄電所兼送電所）への費用投下につながるシステム改革を推進すべき。	
	<意見内容および理由> （需給構造の把握） ・近年、再エネ等の分散型電源や蓄電池の普及拡大等により、国全体の需給構造が把握しにくくなっているものと考えております。需給ひっ迫時において適切な需給対策を講じ、安定供給をしっかりと確保し続けるためには、中長期断面から実需給断面に至るまで、必要な供給力、調整力を確実に把握・確保することが必要であると考えており、そのための仕組みについて今後検討を進めていただくようお願いいたします。	
	東西間の送電能力（60Hz/50Hzをまたぐもの）について、すみやかに、もっと拡大を行うべきであると考ええる。 ・理由 地域間での送電について、依然として、60Hz/50Hzをまたぐ送電能力が低い状態ではあるはずだが、これを解消すれば、九州の電力で東北北陸関東等の非常事態を支える等行えるようになるはずである。 東西間の送電能力の強化は、危機対応だけでなく、再生可能エネルギーの利活用にも有益なのではないかと思われるが、国として、すみやかに、もっとその送電能力を拡大すべきではないかと考える。	
	・意見内容 日本全体の送電容量を維持・拡大していくために、既設連系線の更新についても、マスタープランを踏まえた新規の投資に劣後しない検討をお願いしたい。 ・理由 既設連系線も経年化が進んでおり、これらの更新も今後の重要な政策課題と認識している。	
19	再生可能エネルギーの活用、レジリエンス強化やエネルギーの地産地消などの観点から、分散型のネットワーク構築を推進すべき	エネルギー基本計画において、地産地消による効率的なエネルギー利用や災害時のレジリエンス強化等に資する地域マイクログリッドが重要と明記しています。また本文書においても、GX推進のための再生可能エネルギーの導入拡大において、分散型エネルギー源の活用促進は重要である旨記載しております。引き続き、再生可能エネルギーの活用やレジリエンス強化、エネルギーの地産地消の取組を進めていきます。
	地産地消を基本としての電力需給システムの構築をお願いします。	
	これだけ自然災害の多い土地で今なお大型電源に頼る政策は撤回してください。地域分散、再エネ中心で自給でき、復旧も容易な電源とネットワークを至急構築すべきです。	
	5. （3）①分散型エネルギー源の活用促進とデジタル化（P28） ・GX推進のための再生可能エネルギーの導入拡大において、分散型エネルギー源の活用促進は重要である。他方、太陽光をはじめとした分散型エネルギー源は、個々の出力規模は小さいものの、今後大量に導入されれば相応の規模となり、電力系統への影響が懸念されるため、分散型エネルギー源の活用に関する制度整備を早期に実施しつつ、第二世代スマートメーターのような新たな設備投資のための資金・人材の確保を、計画的に実施していくことが重要である。	

20	ディマンドリスポンスや蓄電、再生可能エネルギー熱利用等も含めたエネルギーの使い方を見直すべき 需要家側の取組みとして、需要家の脱炭素ニーズをとらえた電源投資や非化石価値等に対する経済インセンティブを与える取組を進めていく。加えて、脱炭素電源が豊富な地域でも電力需要が不足している場合は再生可能エネルギー由来の電力の発電が制限されたり、新規開発の意欲減退につながる虞があるため、EVや蓄電池等は元より、家庭分野であればヒートポンプ給湯機を活用、産業分野であれば電解水素を導入し、地域の脱炭素化やエネルギー自給率向上、地方創生にもつながるDR効果の高い電力需要の造成に向けた取組を進めていく。 GX2040ビジョンにおいて「2040年度に向けては、電化や非化石転換を中心としつつ、ディマンドリスポンス（以下「DR」という。）の促進や、ヒートポンプやコージェネレーションなどの熱供給の効率化を含むエネルギー使用の合理化なども一体的に進めながら、産業・業務・家庭・運輸の各部門における取組を進めていく。」こととしており、需要家の脱炭素化の実現に向けDR可能な電力需要を造成が必要ため（再エネ発電の質力制限抑制や系統混雑解消にも資する）。また、デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合 中間とりまとめ2.0において、「こうした計算資源のうち、遅延が許容されるものについては、電力需給に係るディマンドリスポンスへの対応により、地域の電力需給調整機能としての役割を果たしていくことも期待される」との記載を踏まえ、分散型エネルギー源の活用に加えることが適当と思慮	蓄電池の増設やDRの促進については、エネルギー基本計画において、蓄電池は、再生可能エネルギー等で発電された電力を蓄電し、夕方の需要ピーク時などに電力供給する調整電源として、DRは需給バランスを確保するための需要側へのアプローチ手段として重要であると明記しており、蓄電・蓄熱等を活用した電力貯蔵システムやコージェネレーション、負荷設備、蓄熱層等のDERを活用したアグリゲーションビジネスの促進等を行い、DRの更なる普及を推進していきます。また、今後、ヒートポンプ給湯機等の製造事業者等に対して目標年度までにDR ready機能を具備した製品の導入を求める仕組みの導入や、スマートメーターのIoTルートを利用したDR実証等を行うことで、家庭においてヒートポンプ給湯機等を活用したDRを促進していきます。
	そもそも、各個人、各世帯や事業所などの需要家が、自ら発電できず、電力しか買えない状況は良くない。最近発生した八潮の道路陥没事故では上下水道などのインフラを需要家が自由に使えない状況が発生しているが、インフラを維持管理するための労働人口が減少する我が国においては、送配電インフラについても同様の事故が複数発生する懸念を払拭できない。 ゆえに、このような事故によるインフラを自由に使用できなくなる状況に対して自己防衛できるように、各個人、各世帯や事業所などの需要家が、自ら電力を発電し消費できるような社会に変えていくべきである。	
	③再エネ最優先で柔軟性を確保する電力システムへの大きな変革を行うべき（全体） デマンドレスポンスや蓄電、電力融通などに加え、再エネ熱利用や交通なども含めたエネルギーの使い方の見直しも必要である。日本でも再エネ社会を実現するための抜本的な電力システム改革こそ、今行うべきである。 日本ではまだまだ、再エネの割合が2割を超えたところで、第7次エネルギー基本計画による2040年度の目標でも4～5割にとどまっている。 一方、原子力発電から脱却したドイツでは、2024年、電力の約6割が再エネとなり、遅くとも2035年までには石炭火力からの脱却、再エネ100%も目標に掲げられている。 また、オーストラリアの南オーストラリアでも、再エネを最優先として、蓄電池なども含め柔軟性を確保するしくみにより、すでに再エネ電力70%以上を達成している。 日本においても、大規模電源による「供給力」「安定的な電力供給」の方向を抜本的に転換し、再生可能エネルギーを中心に据えなければならない。「電力システムの脱炭素化」ではなく、「再エネ化」とすべき。	
21	再生可能エネルギーの最大限導入に向け、支援や制度的措置なども活用しながら、蓄電池等の導入を推進すべき ・分散型エネルギー源（DRリソース設備）の社会的な導入加速においては、省エネ・非化石やCO2削減に資する家庭、業務・産業のエネルギー利用設備と同様、補助金等の普及支援や制度支援の充実化が必要と考えます。 意見内容 再エネ電力を無駄なく活用し、系統混雑を解消するための有効な手段となる系統用蓄電池に対して、継続的な導入支援をお願いしたい。 理由 近年、導入が拡大しつつある系統用蓄電池は、再エネ電力を無駄なく活用し、系統混雑を解消するために極めて有効なため。 短期取引市場において調達しなければならない供給力や調整力の絶対量の増大に対し、系統用蓄電池などを活用することで需給バランスの調整に寄与し得るのではないか。このため、制度的なインセンティブなどを含めさらなる政策的支援が必要ではないか。 蓄電池の開発・普及に政策的リソースを投入し、夜間充電の推進など、電力消費の「平準化」を進めて下さい。	蓄電池等の導入は、再生可能エネルギーの最大限導入に向け重要です。エネルギー基本計画において、補助金による系統用蓄電池の導入支援や2023年度に開始した長期脱炭素電源オークションにおいても応札対象とし導入促進を図っていることを明記しており、引き続き蓄電池等の導入を推進していきます。
22	再生可能エネルギー等の分散型電源や蓄電池の増加を踏まえ、需給管理の高度化についても検討すべき ・案には、実需給断面の需給構造の把握に関連した内容として「現在、変動性再生可能エネルギー電源の導入により需給運用が難化」との記載があるところ。こうした状況も踏まえ、 ・再エネ等の分散型電源や蓄電池により、実需給断面の需給構造が把握しにくくなっているなか、更なる増加を見据えた需給管理の高度化についても検討いただきたい。 ・自家発に加え、再エネや蓄電池が増加するなかにおいて分散型電源を含めた全体の供給力を国において把握し、それも活用することが、需給ひっ迫時をはじめとした需給対策を講じるうえでも有効と考えるため。 ・なお、電力広域的推進機関における「将来需給シナリオ検討」においては、蓄電池の普及拡大や自家発電自家消費の将来想定（自家発から系統受電への切替による需要増の可能性）も含め検討中である。	需給管理の高度化に向けては、毎年度、電気事業者が提出する供給計画を確認し、再エネや蓄電池を含む供給力の状況を適切に確認してまいります。また、実需給の断面においても再エネの予測精度の向上が重要となるため、電力広域的運営推進機関や太陽光発電における出力予測制度向上に向けた勉強会兼連絡会において検討が行われています。また、広域需給運用の強化に向けて、次期中央給電指令システムの整備が進められているところであり、こうした取組を通じて、需給管理の高度化を図ってまいります。
23	再生可能エネルギーを主力電源にするため、送配電網を強化すべき 今後の中立・公平・効率的な送電系統運用を徹底するためには、送配電会社を所有権分離し、全国1社又は東西2社に統合して広域での需給調整をより効率的に実施する条件を確立し、柔軟性を高めて、再生可能エネルギー導入を更に拡大する方向性を打ち出すことを求める。 そのためには送電網を国に売却させ、売却益を廃炉・保管費用にあてさせ、送電網の管理は、国民が監視できる体制にし、自然エネルギーを優先接続としてください。	本文書においては、電力の安定供給確保や再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、広域連系系統のマスタープランを踏まえて地域間連系線等の整備を進めていくこととしています。こうした方針も踏まえて、北海道・本州間の海底直流送電や中国九州間連系設備（関門連系線）などの個別の系統整備を進めていきます。また、再生可能エネルギーの導入等に資する地内基幹系統等について一般送配電事業者等がより効率的・計画的に整備を進めるための仕組み等を検討していくこととしています。
24	再生可能エネルギーの立地におけるエリアを超えた費用負担の仕組みについて影響を評価すべき ・案には、「地内基幹系統等について、（中略）再エネの立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、託送料金制度におけるエリアを超えた費用負担の仕組みも検討する」との記載があるところ。 ・検討にあたっては、 ・「エリアを超えた費用負担の仕組み」については、ロジックだけでなく実際の影響額も示したうえで検討いただきたい。 ・需要家が負担する電気料金に影響することから、その影響も示しながら検討することが適当と考えるため。 （系統整備についてのエリアを超えた費用負担） ・「エリアを超えた費用負担の仕組み」については、需要家が負担する電気料金にも影響することから、ロジックだけでなく実際の影響額も示したうえでご検討いただきたいと考えております。	本文書においては、エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを超えた費用負担の仕組みも検討していくこととしており、頂いた御意見も参考に進めていきます。

25	新規事業者がノンファーム契約となるのは不公平ではないか 2. 系統利用ルールの改善…26ページ「5. 事業者に期待される役割・取組の方向性」 再エネ発電所建設を妨げない系統整備や再エネ優先接続の実行をしてください。現在は、高額な系統連系費用の負担が発生していて、また機関系統をつくる費用も発電事業者が負担しています。従来型事業者はすべて自動的にファーム契約(送電混雑が発生しても混雑料金が発生しない)になるのと比較して、新規事業者はすべて自動的にノンファーム契約とならざるを得ない現状は不公平です。送電線の利用は、ヨーロッパのように徹底した非差別性が重要です。合わせて発電側課金制度は、送電線利用の徹底した非差別化を前提にしないと不公平感が生まれま	再エネの大量導入に向けては、既存の送配電網を最大限活用することが重要です。このため、ノンファーム型の接続を含めた「日本版コネクト&マネージ」の取組を推進しているところ。ノンファーム型の接続は、系統増強をせずに、早期に再エネの系統接続を実現するものであり、再生可能エネルギーの導入拡大拡大のためには、引き続き、こうした対応を進めることが重要であると考えています。
26	マスタープランに基づく系統整備等を行う際には、地域間の公平性や費用便益等にも配慮すべき ・事業者の立場としては、将来の電源の導入状況や大規模需要立地の進展などの変化を踏まえたマスタープランの見直しの検討を進めていただくとともに、費用便益評価の精緻化に取り組んでいただき、適切な増強判断を行っていただくことが重要と考えている。	マスタープランを踏まえた地域間連系線等の整備については、その費用を再生可能エネルギー賦課金や全国の託送料金等を通じて負担する仕組みを導入しており、地域間の公平性を踏まえた制度としています。また、地域間連系線等の整備にあたっては、費用便益の評価等を行うこととしています。今後、頂いた御意見も踏まえながら、費用便益の評価の精緻化を含めた対応を進めていきます。
27	ネガティブプライスを検討・実現すべき 4. (2) ②再生可能エネルギーの効率的な活用を行うための広域及び地内系統整備の在り方 (P19) ・今後、再エネや火力の脱炭素化及び原子力といった脱炭素電源の整備や広域系統整備を実施していくにあたっては、これまでにない規模の資金調達が必要であり、制度的措置等についてスピード感をもって進めていく必要がある。 ・更に、今年度から導入される全面需給調整市場や、北海道・本州間の海底直流送電プロジェクト等においては、システム改修費用を含めた社会コストが非常に大きくなる可能性を踏まえ、新たな制度導入に向けては費用対便益評価を着実に実施することで、社会的受容性を見極めながら適宜修正しつつ取組むべきである。 ・再生可能エネルギーの導入自体も、物価の上昇や建設適地の減少によって導入コストが増大する可能性があり、また今後更なる同エネルギー導入に伴い電力系統の安定性を維持するために必要な系統コストが増加する蓋然性が高いため、電力系統の適切な整備や送配電事業者の費用負担の在り方について改めて議論し整理する必要がある。その上で、再生可能エネルギー導入のためにかかる電力系統の整備費用について、国が主導する形で国民理解の醸成に取り組む必要がある。	卸電力市場におけるネガティブプライスの導入については、その効果にのみ着目するのではなく、インバランス料金制度やFIT・FIP制度、各種市場等を含めた関連諸制度との整合性等を丁寧に検討する必要があると考えています。
	5. 出力制御の低減に向けて：市場価格の下限撤廃を求める 「電気料金を最大限抑制する」「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」ことを目的に実施されてきた電力システム改革において、メリットオーダーやネガティブプライス（負の価格）導入が前向きに検討されてこなかったことには大きな違和感を覚える。 日本では、電力市場の下限価格が設定され、需給を一致させるために優先給電ルールのもとで出力制御が行われている。出力制御の増加は、再エネに対する投資停滞や事業者の撤退につながる恐れがある。 現行の優先給電ルールでは、原発や火力（出力制御後も出力30%を維持）が再エネよりも優先され、出力制御を行った再エネ事業者に対しては補償も発生しない。卸電力価格引き下げを期待できるメリットオーダーを導入するとともに、再エネ電力の出力抑制に対しては送配電事業者による補償を原則とすることが求められる。 また、太陽光が大幅に発電する昼間など、市場価格がマイナスになる時間帯が生じることで、需要家はその時間帯に電気を使うことが経済合理的になる。また、その時間帯の電気を蓄電して高需要期に供給し、需給ひっ迫を緩和するインセンティブを働かせることもできる。結果、DRや蓄電、天候予測等の技術の進歩にもつながり、より柔軟に、より効率よく電力システムを運用できるようになる可能性がある。 出力制御を徹底的に回避し再エネの大幅導入につなげ、消費者の経済合理性にもつながるネガティブプライスの導入が早急に求められる。	
	電力市場においてネガティブプライスが生じることも容認すべきである。	
	出力制御を徹底的に回避し再エネの大幅導入につなげ、消費者の経済合理性にもつながるネガティブプライスの導入が早急に求められる。	
	また、電力市場において、ネガティブプライスについても、検討し、実現するべきである。	
	・再生可能エネルギーの飛躍的拡大には、公正で競争的な市場の整備が不可欠です。電力市場におけるネガティブプライスについても検討し、実現するべきです。	
	1. 火力発電の段階的廃止と再生可能エネルギーへの転換 ・火力発電（石炭、LNG）は速やかに段階的廃止（フェイズアウト）計画を策定し、実行すべきである。LNG火力への投資は脱炭素化に逆行し、将来的に座礁資産となるリスクが高い。 ・再生可能エネルギーの飛躍的な拡大に向け、公正で競争的な市場環境の整備が不可欠である。 ・電力市場におけるネガティブプライシングの導入を検討し、出力制御の低減を図るべきである。	
	「電気料金を最大限抑制する」「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」ことを目的に実施されてきた電力システム改革において、メリットオーダーやネガティブプライス導入が前向きに検討されてこなかったことには大きな違和感を覚える。	
	メリットオーダーやネガティブプライスの導入について本格的に検討してください。環境と消費者のためになる、健全な電力市場を実現を希望します。	
	4. 出力制御の低減 市場価格の下限撤廃： メリットオーダーやネガティブプライスの導入が検討されてこなかったことに異議を唱えます。 卸電力価格引き下げを期待できるメリットオーダーを導入するとともに、再生可能エネルギー電力の出力抑制に対しては送配電事業者による補償を原則とすることを求めます。 ネガティブプライスの導入：太陽光が大幅に発電する昼間など、市場価格がマイナスになる時間帯を設け、需要家がその時間帯に電気を使うことを経済合理的にし、DRや蓄電技術の進歩を促すことを提案します。	
28	優先給電ルールにおける火力・原子力の最低出力を引き下げるべきである 優先給電ルールにおける火力・原子力の最低出力を引き下げるべきである。 現在の優先給電ルールでは火力・原子力は出力制御時でも出力30%を維持することが可能である。今後も再エネ増加に伴う出力制御が増加することを考えれば、火力・原子力発電の最低出力は10～20%以下に上限を引き下げるべきである。 出力制御時に火力発電の最低出力を引き下げさせることは燃焼させる化石燃料を減らすことで温室効果ガスの排出を減らし、火力発電事業者にとっては燃料費の減少や、市場価格が安い時間帯の売電減に繋がりが、太陽光発電事業者にとっては出力制御による影響を緩和につながる。また国産再エネの増加は需要家からも求められていることである。	電力の安定供給を確保しつつ再生可能エネルギーの導入拡大を進めるためには、電力の供給が必要を上回る場合には、再生可能エネルギー等の出力制御を行うことが必要です。出力制御に関する優先給電ルールについては、各電源の特性等を踏まえて決定するものであり、現在のルールが適切であると考えていますが、出力制御を可能な限り抑制するため、火力発電の最低出力の引下げ等の取組を進めているところです。
29	再生可能エネルギーが出力調整をしても補償されない点を改善すべき 日本では、電力市場の下限価格が設定され、需給を一致させるために優先給電ルールのもとで出力制御が行われている。出力制御の増加は、再エネに対する投資停滞や事業者の撤退につながる恐れがある。 現行の優先給電ルールでは、原発や火力が再エネよりも優先され、出力制御を行った再エネ事業者に対しては補償も発生しない。 卸電力価格引き下げを期待できるメリットオーダーを導入するとともに、再エネ電力の出力抑制に対しては送配電事業者による補償を原則とすることが求められる。 現在の優先給電ルールは、原子力や火力が優先となっており再エネが出力調整をしても補償されません。この点も改善すべきです。	再生可能エネルギーを最大限に活用するためには、その出力制御量の抑制に取り組むことが重要であると考えています。このため、2023年12月に策定した再エネ出力制御対策パッケージを踏まえて、蓄電池の導入支援等の具体的な対策を講じていきます。なお、出力制御が発生している時間帯は、エリア全体で電気の余剰が発生しており追加的に電力を供給することができず、電力市場においてその追加的な電力に経済的価値が付かない状況になっています。このため、これを国民負担により補償することは妥当でないと考えています。

30	電力の柔軟性についても評価するべき 本文書には、国際標準となっている「柔軟性」に関する記述が全く無い。「柔軟性」の評価と「柔軟性」の供給量を増加させる政策を構築することが必要不可欠である。 5. 電力システムの柔軟性向上 ・国際標準となっている「柔軟性」の評価と供給量増加策を策定し、再生可能エネルギーの変動に対応できる電力システムを構築すべきである。 ・市場価格の下限撤廃など、柔軟性を高めるための市場設計を行うべきである。 再エネ最優先で柔軟性を確保する電力システムへの大きな変革を行うべき（全体） 参照；https://power-shift.org/241030_symposium/ 本案には、国際標準である電力システムの「柔軟性」に関する記述が全くない。脱炭素化と安定供給を両立させるには、変動性の高い再エネを活用するための柔軟な電力システムが不可欠である。柔軟性の評価を行い、供給量を増加させる政策を早急に構築すべきである。これを怠ることは、再エネ拡大の足かせとなり、脱炭素化目標の達成を遠ざける。 7. 再生可能エネルギーの拡大 公正な競争環境の整備：再生可能エネルギーの飛躍的な拡大のためには、公正で競争的な市場の整備が不可欠であることを主張します。 柔軟性の重視：国際標準となっている「柔軟性」に関する記述が全くありません。「柔軟性」の評価と「柔軟性」の供給量を増加させる政策を構築することを求めます。	再生可能エネルギーの主力電源化にあたり、出力の変動する再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めるため、揚水発電や蓄電池の活用など、調整力の確保を進めてまいります。また、変動性再生可能エネルギーの導入量が更に増加することに伴い必要となる調整力を確保し、系統・需給運用の高度化を進めることで、再生可能エネルギーの変動性への柔軟性も確保した、次世代の電力ネットワークの構築を推進してまいります。
31	安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向け、実効性のある制度構築をスピード感を持って進めるべき <意見内容および理由> (実効性のある制度構築) ・電力システム改革については、改革に取り組み始めた当時は状況が大きく変わってきており、足元では電力の需給ひっ迫など「エネルギー安全保障・安定供給」に関する課題が顕在化しているものと認識しています。 ・我が国の島国としての国情も踏まえつつ、経済性の追求はもちろん、エネルギー安全保障の確保とカーボンニュートラルを両立することのできる、持続的な電力システムへの再構築が必要であると考えております。 ・今回、こうした事業環境の変化等を踏まえ「発電事業」「系統整備・需給運用等」「小売事業」の3つの課題に対する対応方針がとりまとめられ、将来の電力システムを支える取引市場の全体像も示されたものと受け止めています。 ・安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向け、今後検討される詳細設計が極めて重要であり、実効性のある制度構築をスピード感を持って進めていただくようお願いいたします。事業者としても、その検討にしっかり協力してまいりたいと考えています。	制度の具体化へ向けた検討を速やかに進めるため、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会の下に、電力システムの制度改革について集中的に議論する会議体を設置し、2025年中を目途に制度改革の内容をとりまとめます。制度改革については、必要に応じて、とりまとめを待たずに反映していくことも含め、速やかに実施することとし、電気事業法等の改正が必要な場合には、法改正も含めて具体的な制度整備を行っていきます。
32	電気事業者から前広に意見を取り入れた上で、安定供給を大前提に電力コストを踏まえて電力の将来を描いて頂きたい 6. (3) 今後に向けて (P34) ・戦後の急速な発展に伴う電力需要の伸びにより、大規模な電源開発が急ピッチで進める必要があった。その点においては総括原価方式における発送配電一貫経営は、時代にフィットした体制であり、結果的にもたらされた低廉かつ安定的な電力供給によって多くの国民が利益を享受できたと言える。 ・東日本大震災以降、電力システム改革の下、事業者の競争促進や需要家の選択肢が広がったことに関しては、一定の効果があったことは認識されているとおりだと思われる。他方で、近年頻発する電力需給ひっ迫や、供給力確保の問題、更には容量市場や脱炭素オークション等の新たな制度運用における諸問題等、課題は山積みしており、新たな制度が複雑で理解が容易でないことも手伝って、電力システム改革を誰のために行っているのか、事業者だけでなく国民にとっても不透明な状況になっていると思われる。 ・旧一般電気事業者は、東日本大震災前のような資本力や人材を有することは難しくなっており、電力自由化に伴い収益見通しの不透明さが増し、それに起因して投資力も脆弱化した現状では、電力システムに対する長期的な巨額投資を実施することは極めて難しくなっている。 ・今後、データセンターや半導体工場の増加に伴う電力需要増加や、高度成長期に急拡大した送配電網の設備更新や大消費地への海底直流送電線等の建設、更に火力発電所の脱炭素・低炭素化改修やリプレース工事、老朽化した水力発電所の大規模改修工事などが数多く発生する見込みである。これに加え、原子力発電所の新增設や、小型モジュール炉や核融合炉といった新技術を開発・投資していくとすれば、高度成長期と同様とはでは行かないものの、電力インフラに対する巨額の再投資時代がやってくることは疑う余地はない状況である。 ・今後は電力システム改革を推し進めてきた国のプレゼンスは更に重要なものとなる。従前より検討してきた種々の制度設計を着実に展開しつつ、旧一般電気事業者を中心として電気事業者から前広に意見を取り入れた上で、電力の安定供給を損なわないことを大前提に、電力コストに関する社会的受容性を鑑みながら、我が国の電力の将来を描いて頂きたい。	今般の検証においては、旧一般電気事業者を含め幅広い有識者・実務者の方々からヒアリングを行った上で、いただいた御意見等を踏まえ、電力システムが直面している課題を整理しました。今後の電力システムが目指す方向性としては、「安定的な電力供給」「電力システムの脱炭素化」「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境の整備」を掲げており、目指すべき方向性に向けて取組を進めてまいります。
33	電力システム改革は1.5℃目標に整合するものであるべき (3) 1.5℃目標と整合的な電力システム改革を進めることを明記することを求める。	電力システムを取り巻く経済社会環境の変化を踏まえ、今後の電力システムが目指すべき方向性の一つに「電力システムの脱炭素化を進める」ことを掲げました。なお、本文書では、地球温暖化対策や電源構成を含む具体的な数値目標を検討の対象としていませんが、他の政府文書等における検討を踏まえながら、電力システムの制度設計に取り組んでいきます。
34	システム改革がどのような効果を生んでいるのか検証を行うとともに、その改善策を検討すべき 該当箇所 p. 7 からの 現状評価 意見 全体的に事実把握、評価が不十分、不適切である。評価のやり直しをすべきである。 理由 例1 「(p. 8) 2000年から2010年にかけては、国際燃料価格が上昇する中で、日本は欧州等と比較すると比較的電気料金の上昇幅は抑制されていた。この要因としては、発電自由化による効率性の追求に加え、電源への新規投資が減少していたこと、化石燃料価格高騰の影響を受けない原子力発電の稼働率が上がったこと等が考えられる。」 報告書参考図6 (実質値による家庭用電気料金の国際比較) では、日本の電気料金は1995年以降、2010年までは低下している。一方、「電源別発電電力量の推移 (https://www.ene100.jp/zumen/1-2-7)」をみると、原子力の発電比率は2000年34%が最も高く、その後、2010年にかけて25%へと低減している。発電量も同様である。これだけでは、因果関係は主張できないが、原子力の発電比率の高さが料金低減に寄与しているとはいえないはずである。しっかりと分析すべきである。 例2 再エネの出力制御についての言及がp. 34の1カ所しかなく、具体的なデータも明示されていない。 例3 一連の問題を生じさせた通産省、経済産業省、エネルギー庁の政策の失敗についての言及がない。 システム改革検証については、これまで国の審議会でも個別テーマ毎に議論され検証がなされているが、システム改革当時は「再生可能エネルギーの大量導入」、「需要増加」、「電源不足（原子力再稼働遅延・投資停滞・退出増加等）」が前提条件として織り込まれていなかったところ、結果として再生可能エネルギーの大量導入・需要増加・電源不足によりシステム改革がどうなったのかについて、検証・議論が必要である。	今回の検証にあたっては、審議会において、電力システム改革の目的を踏まえた成果や課題等について、幅広い有識者・実務者からのヒアリングを実施した上で、複数回の議論を経て、その結果と今後の目指すべき方向性を取りまとめました。本検証については、改正電気事業法の附則に基づいて実施しましたが、電力システムを取り巻く状況は今後も変わっていくため、電力システムの制度改革について集中的に議論する会議体において今後の検証の在り方についても整理することとしています。

	対象施策（※） その他（システム改革効果検証） 意見内容 電力システムの改革を通じた自由化・市場化の進展に伴い、競争を通じた電力料金の抑制が進む一方で、電力事業の不確実性/リスクが拡大するなど、民間事業としての電力ビジネスの難しさも顕在化している。電力システム改革の目的の一つである「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」などの観点から、今までのシステム改革がどのような効果を生んでいるのか、プラス面とマイナス面の双方から検証を行うとともに、その改善策の検討を行っていただきたい。 理由 同上	
35	電力システム改革について他国の例を学ぶべき	検証の過程において、第73回電力・ガス基本政策小委員会では、IEAやEU等からヒアリングを実施するとともに、事務局資料等においても海外の事例を取り上げて参考にしました。今後も、海外における電力システム改革の動向に注視しつつ、安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて取り組んでいきます。
36	消費者の利益・意向を踏まえて電源や発電会社を自由に選べるように制度を充実させていくべき	消費者は小売電気事業者を選択することが可能です。また、小売電気事業者によっては電源を明示したメニューを提供する等、料金メニューやサービスは多様化しており、消費者の選択肢は拡大しているものと考えています。
	消費者の利益・意向が最大限尊重されるよう、電源・発電会社を自由に選べるように、制度を更に充実させていくこと。 ・事業者や需要家の「選択」や「競争」を通じた創意工夫を最大限に生かすという考え方に賛同します ・競争上の事前規制や事後規制の在り方検討にあたっては、公正な競争が促進されるかという観点での検討をお願いしたい 理由 ・これまでの10年間とこれからの時代は全く違うフェーズににいるという認識しなければならない、という記載に同感です。 ・後戻りすることなく、「選択」や「競争」を通じた創意工夫を最大限に生かすという軸をぶれることなく貫徹されるよう期待しています。	
37	量的な供給能力（kWh）の確保が小売事業者の過度な負担拡大や不公平な競争環境につながってはならない	御指摘の小売電気事業者に求める量的な供給能力（kWh）の確保に関する検討は、電気料金の急激な変動が企業の経済活動や国民生活に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかになったことや、需給がひっ迫し、政府として需要家に節電を要請せざるを得ない事態が生じているといった電気事業をとりまく環境変化を踏まえて行うものです。 その上で、検討に当たっては、海外の事例も参考に、現行制度下において供給能力（kW）の確保を容量市場を通じて行っていることを含めた日本の実情を踏まえつつ、市場や卸取引を含む制度措置の必要性等についても検討を深め、必要な措置を講じていくこととしております。
	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） p.24,1,3 ○供給能力（kW）の確保を容量市場を通じて行っていることを含めた日本の実情を踏まえつつ、量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律、それを前提とした市場や卸取引を含む制度措置の必要性等について、検討を深め、必要な措置を講じていく ・意見内容 ○小売電気事業者として、電気事業法に定められている供給能力（kW）は容量拠出金を通じて確保している ○量的な供給力（kWh）は、一次的には、上記供給能力を活用して発電事業を行う発電事業者が負っているものと理解 ○発電された電力を調達し、需要家に届けることが小売電気事業者の役割であり、小売電気事業者のみに供給能力確保義務を課すことには違和感 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ○小売電気事業者は容量拠出金を拠出することによって供給能力確保義務（kW）を満たしています。結果として、発電設備を保有しない小売電気事業者にとっては、電力の調達価格が下がらず、容量拠出金の負担増を需要家に転嫁せざるを得ないような厳しい状況となっております ○一方、供給力（kWh）は、容量拠出金を通じて確保された発電設備により、発電事業者が発電を行うことで生成されるものであり、その確保に当たってはまず発電事業者がその責を負うものと考えます ○発電事業者が発電した電力を調達し、需要家に届けることが小売電気事業者の役割であり、本記載のように小売電気事業者に一義的に供給力（kWh）確保の責を負わせるかの記載は誤解を招きかねないものと懸念します	
	意見内容 量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に対する過度な規律強化や、健全な競争環境の阻害にならないよう、適切な制度設計をお願いしたい。 理由 需要家保護の観点から、過度な負担の軽減や、急激な料金変動の回避を目指す方針について賛同する。 一方、小売電気事業者は既に供給力（kW）確保のために容量拠出金を負担していることから、量的な供給能力（kWh）の確保義務等による負担増加や、小売間の不公平な競争環境は回避すべきと考えるため。	
	大多数の小売電気事業者が自前の電源を持たない中で、長期契約等による供給量の事前の確保努力がなされたとしても、需給ひっ迫時に量的な供給能力（kWh）を確保できなくなる可能性は否定できない。全体のバイが不足する状況では、小売電気事業者の供給力確保努力には限界があり、小売事業者のみの責に帰すことがないよう配慮すべきではないか （原文） 具体的には、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することができる環境を前提とした上で、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から、海外事例も参考に、現行制度下において供給能力（kW）の確保を容量市場を通じて行っていることを含めた日本の実情を踏まえつつ、量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律、それを前提とした市場や卸取引を含む制度措置の必要性等について検討を深め、必要な措置を講じていく。 （修正案） 具体的には、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することができる環境を前提とした上で、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から、海外事例も参考に、現行制度下において供給能力（kW）の確保を容量市場を通じて行っていることを含めた日本の実情を踏まえつつ、量的な供給能力（kWh）の確保に関し、発電事業者の安定的な電力供給の取組と併せ、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律、それを前提とした市場や卸取引を含む制度措置の必要性等について検討を深め、必要な措置を講じていく。	
38	小売電気事業者に対する規律を強化する際には、過度な負担を強いることのないように配慮をすべき	小売電気事業者に対する規律の強化は、市場環境が厳しい局面において小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家が意図しない契約解除や特別高圧・高圧分野の最終保障供給への移行等により需要家に一定の負担や混乱が生じたことや、供給実績が確認できない小売電気事業者の一部が犯罪に利用されたことが疑われる事例も生じていたことなどを踏まえ、新規参入を過度に阻害しないよう配慮をしつつ、需要家保護を適切に図る観点から検討を行うこととしたものです。 今後、いただいた御意見も参考に、具体的な検討を進めていきます。
	・意見内容 ○需要家保護の観点から一定の規律が必要となるのは理解 ○真面目に事業を営んでいる小売事業者と事業実態がないような事業者とを、一律に規律を強化することには反対 ○規律を強化する際には、その準備期間や強化の頻度等、真面目な事業者に過度な負担を強いることのない配慮が必要 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ○報告書に記載の「供給実績が確認できない事業者が200社以上存在し、その一部が犯罪に利用されたことが疑われる事例も生じている」という事態は非常に憂慮する事態と考えます ○一方、規律的に確に従い、需要家の多様なニーズに応えることを真摯に考えている真面目な事業者が存在していることも事実です ○そうした事業者を一律的に捉まえ、同じ規律を課すことは真面目な事業者にとって、効率的事業運営の阻害要因となりかねないと考えます ○供給実績が確認できない事業者に対してのみ規律を強化するなど、メリハリの利いた規律強化を検討願います ○なお、規律を強化する際には、真面目な事業者の事業運営への負担にも配慮し、十分な準備期間を確保するとともに、頻繁な規律強化とならないよう配慮することが必要と考えます	

39	電源構成と排出係数の分かりやすい開示方法を統一的に定め、小売電気事業者に対し義務化すべき	一般に、小売電気事業者の供給条件の開示については、法令等に基づき義務付けられているものを除き、各小売電気事業者の創意工夫により、需要家のニーズを踏まえて行われるものだと考えられます。 その上で、現行の「電力の小売営業に関する指針」においては、小売電気事業者が電源構成の開示を行うこと、非化石証書の使用状況について情報を開示する際には二酸化炭素排出係数を併せて記載することを望ましい行為として規定しております。
40	実需同時同量への移行について検証・議論が必要	2016年4月の小売全面自由化を機に導入された計画値同時同量制度のもとでは、発電事業者や小売電気事業者に対して、発電計画や需要計画の策定・提出を求めるとともに、実発電量、実需要量との差分（インバランス）を、インバランス料金で清算することとなります。また、一般送配電事業者に周波数維持義務が課されており、時々刻々と変化する需要と供給を調整電源等を用いて調整するなど、安定供給を実現しています。 現時点で同制度を見直すことは想定しておりませんが、電力の安定供給の確保に資する制度の改善については、今後も検討してまいります。
41	部分供給は認めるべきではないか	第76回電力・ガス基本政策小委員会の議論を踏まえて、オフサイトPPA等の従来の制度では想定されていなかった価値や事業の形態が発現したことも踏まえ、新たに分割供給を導入することとし、「当面の対策」としての役割を終えたと評価された部分供給は、分割供給の導入と同時に新規受付停止することとしました。したがって、部分供給の活用が想定された供給形態についても分割供給を活用して電気の供給を行うことが可能です。
42	公正な競争環境整備のために大手電力の送配電部門の所有権分離や発販分離をすべき	電気事業を取り巻く環境変化や課題への対応については、今後、検討を深めていく必要がありますが、適切な行為規制を講じること等により、法的分離の下での送配電部門の中立性・透明性の向上に努めることを前提に、少なくとも現時点で制度的に所有権分離を求める必要は無いと考えられます。その上で、送配電部門の中立性・透明性の確保に向けた更なる制度的な対応については、事業者の取組状況を踏まえてその必要性を継続的に検討し、仮に必要性が生じたときは、その背景や理由を踏まえて、所有権分離も1つの選択肢としつつ、具体的な対応策を検討していきます。 また、発販分離及び会計分離については、各電気事業者（旧一般電気事業者に限定せず、新電力も含む、全電気事業者）の判断として、事業戦略上必要であれば自由に選択可能ですが、今後の小売電気事業の活性化の観点からは、旧一般電気事業者等による内外無差別な卸売を前提に、各電気事業者が自らの事業計画に基づき、短期／長期の相対契約を組み合わせること等により多様な供給力のポートフォリオの構築を行うことができる環境が実現されているかを重視し、旧一般電気事業者等による卸売を促進・モニタリングしていくこととしています。
	6、大手電力の独占体制に対して：公正な競争環境整備のために、送配電部門の所有権分離や発販分離を求める 2022年12月以降、大手電力の一般送配電事業者からの情報漏洩、小売部門による不正閲覧の問題が次々と明らかになった。これらの問題の根本は、発電、小売、送配電において大手電力の一体化、電力市場に対する独占体制が続いていることにある。 今回「丸6送配電部門の中立性・透明性向上」の整理では、「少なくとも現時点で制度的に所有権分離を求める必要はない」（p.21）としている。しかし、親会社や発電・小売部門による資本面の影響を取り除き、送配電事業者の中立性を真に確保するには、欧州や先進国で先行しているように所有権分離に踏み込む必要がある。 送配電部門の法的分離の上、行為規制を徹底するとされているが、それにかかる多大な人的・時間的・金銭的コストを考えると、早期に所有権分離を実現した方が社会的な総コストが少なくなるのではないか。大手電力のビジネスモデルの見直しや信頼回復のためにも、一刻も早く所有権分離について真剣に検討するべきだ。 電力・ガス取引監視等委員会による監視が機能せず、取組を進めてもなお小売市場における公正な競争環境が確保されなかったことから、発販分離・会計分離などの抜本的な対応の義務化が必要だ。	
	公正な競争環境整備の為に、送配電部門の所有権分離や発販分離を求める。 電力システム改革の根幹を揺るがす行為が続けてきた大手電力に対し、現在の検証結果は甘いと言わざるを得ない。電力、ガス取引監視委員会による監視が機能せず、取組をすすめてもなお小売市場における公正な競争環境が確保されなかったことから、発販分離・会計分離などの抜本的な対応の義務化が必要だ！	
	電力システム改革の根幹を揺るがす行為が続けてきた大手電力に対し、現在の検証結果は甘いと言わざるを得ない。電力・ガス取引監視等委員会による監視が機能せず、取組を進めてもなお小売市場における公正な競争環境が確保されなかったことから、発販分離・会計分離などの抜本的な対応の義務化が必要だ。	
	大手電力の独占体制に対して公正な競争環境整備のために、送配電部門の所有権分離や発販分離を求める。	
	公正な市場競争のルールを公然と破る大手電力会社の逸脱行為を許さないためには、発電、小売、送配電を完全分離すること、所有権分離が不可欠だ。そこに踏み込んだ内容をシステム改革の課題として明記すべきだ。	
	電力会社（旧一電）の独占体制を打破するため、送配電部門の所有権分離や発販分離を進め、公正な競争環境を構築する必要がある。これなくして、再エネの普及は限界に直面する。	

	公正な競争環境整備のために、送配電部門の所有権分離や発電分離を求める 2022年12月以降、大手電力の一般送配電事業者からの情報漏洩、小売部門による不正閲覧の問題が次々と明らかになった。これらの問題の根本は、発電、小売、送配電において大手電力の一体化、電力市場に対する独占体制が続いていることにある。 今回「送配電部門の中立性・透明性向上」の整理では、「少なくとも現時点で制度的に所有権分離を求める必要はない」（21ページ）としている。しかし、親会社や発電・小売部門による資本面の影響を取り除き、送配電事業者の中立性を真に確保するには、欧州や先進国で先行しているように所有権分離に踏み込む必要がある。 送配電部門の法的分離の上、行為規制を徹底するとされているが、それにかかる多大な人的・時間的・金銭的コストを考えると、早期に所有権分離を実現した方が社会的な総コストが少なくなるのではないか。大手電力のビジネスモデルの見直しや信頼回復のためにも、一刻も早く所有権分離について真剣に検討するべきだ。 また、この検証結果は、発電部門と小売部門を分社化する発電分離には触れてすらいない。 小売と発電が一体化している状態では、小売部門の損失を発電部門が補うこともでき、市場に対して価格支配力を行使することもできる。現に大手電力の市場価格の吊り上げや、内外無差別に反する行為が公正取引委員会によって指摘されてきた。 電力システム改革の根幹を揺るがす行為を続けてきた大手電力に対し、現在の検証結果は甘いといわざるを得ない。電力・ガス取引監視等委員会による監視が機能せず、取組を進めてもなお小売市場における公正な競争環境が確保されなかったことから、発電分離・会計分離などの抜本的な対応の義務化が必要である。
	（2）上記（1）の不正事案が起きる背景として発電、販売、送配電の分離が徹底していないことが考えられることから、それぞれの所有権分離について実施年度を定めて移行させることを明記することを求める。
	4. 電力自由化における公平性、透明性を基本とした所有権分離による発送電分離に転換してください。…21ページ「⑥送配電部門の中立性」 法的分離による発送電分離が行われている現在の方式では大手電力会社が発電部門と送電部門、小売り部門の癒着が起こる状況にあります。実際に送電会社が持っている新電力の顧客情報が大手電力会社の小売部門に渡された犯罪、市場を不当に操作する犯罪が発生しています。中途半端な発送電分離は電力自由化の基本を犯しているのは明確です。速やかに所有権分離を法律で規制すべきです。
	④送配電部門の所有権分離を行い公平・中立な運営を行うべき（21ページ） 送配電部門の分離のあり方について、2013年2月の「電力システム改革専門委員会報告書」では、「中立性を実現する最もわかりやすい形態として所有権分離があり得るが、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とする」とされ、より容易に実施できる法的分離が選択された。 2022年末、送配電子会社と親会社との情報遮断が不十分であり、新電力の顧客情報が営業活動に使われるなどの不正さえ起こっていたことが明らかになった。法的分離では、中立性・公平性の確保に不十分であり、その状態が長く続いていたのである。 システム改革検証の議論のなかでも所有権分離の必要性について議論が行われたものの、「少なくとも現時点で必要ない」とまとめられた。しかし、内部統制の強化や外部監視のみでは、十分な情報遮断を担保することはできない。今こそ、中立性・公平性の確保にむけて所有権分離が必要である。
	発送電分離は徹底的に実施し、発電会社と送電会社は、資本も含めて関係を断ち切ること。
	・意見内容 ○旧一電の発電/小売部門を会計分離し、その詳細な会計結果を公認会計士の確認を経て開示する等のルールが必要 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ○内外無差別を徹底し、適正な競争環境を確保するためには、発電/小売部門間の取引も含めた原価の詳細を明らかにし客観的な監査を受け公表するなど、発電/小売部門間での内部補填が行われていないことが確認できるルールが必要と考えます
	5. 大手電力会社の独占是正 発電分離の義務化： 小売と発電が一体化している状態では、小売部門の損失を発電部門が補填でき、市場に対して価格支配力を行使できるという問題を指摘します。 大手電力によるカルテルや価格つり上げ行為が公正取引委員会によって指摘されてきたことを踏まえ、発電分離・会計分離などの抜本的な対応の義務化を求めます。
	⑤大手電力と新電力の非対称な関係を是正すべき。大手電力の発電部門と販売部門は分離すべき。（22－23ページ） 電力小売全面自由化からまもなく9年を迎える。 新電力のシェアは、約5%から2021年度には20%以上まで伸びたものの、その後の市場価格高騰などを受け低下し、2024年度は17～20%程度となっている。 大手電力による取り戻し営業や低価格での入札参加も見られるなど、大手電力が圧倒的な競争力を持っている状況には大きな変化がない。 大手電力は、自由化以前に建設された大規模発電設備の大半を所有している。減価償却の進んだそれらの「安価」な電気を自社で優先的に使用していることが、その背景にある。 2024年1月発表の公正取引委員会「電力分野における実態調査報告書（卸売分野について）」でも、大手電力発電会社と大手電力小売会社に対して長期契約で卸売りを行い、大手小売がその余剰分を新電力に卸すという関係にあったことが指摘されている。 さらに、東京電力・中部電力以外では発電部門と小売部門が一体のままであり、自社内部での補助や不透明な形での取引が行われている。大手電力小売部門が、調達価格を下回る小売価格を設定していた事例が確認され、独占禁止法上問題となるおそれがあると指摘されている。 発電部門と小売部門の分離を進めるとともに、大手発電部門の電力は公平に（内外無差別に）新電力も含めた各社に供給すべきである。 ※公正取引委員会「電力分野における実態調査報告書（卸売分野について）」2024年1月17日 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240117.html

43	発電電の所有権分離をすべきではない 4. (2) ⑥送配電部門の中立性・透明性向上 (P21) ・旧一般電気事業者による一連の不正事案に端を発し、一般送配電事業者の所有権分離に関しては、安定供給の確保とGXの両立に資する「現場力」や働く者の一体感・使命感醸成の観点から行うべきではないと考える。所有権分離を強制することは国会答弁においても憲法上の財産権侵害にあたるという指摘があることに加え、所有権分離を先行実施したEUやイギリスでも民間事業者に対する強制的な分離は例がない。 ・また、与信低下による資金調達環境の悪化を招きかねず、更には組織・職場の分断等により長年継承・蓄積してきた技術・人材、そして安定供給に対するマインドといった「現場力」が著しく棄損されることを懸念する。 ・激甚化する自然災害への対応も課題が残る。2019年台風15号は電力設備の復旧や停電の解消に大幅な時間を要したが、倒木や道路復旧などと複合した対応は電気事業者だけの設備復旧には限界がある。災害の経験を踏まえた電力レジリエンス向上のために、今後は「安定供給」の優先順位をより高く位置付けた電力システムを構築すべきであり、そのうえで官民の連携強化が極めて重要であると考ええる。	送配電部門の中立性・透明性の確保に向けた更なる制度的な対応については、事業者の取組状況を踏まえてその必要性を継続的に検討し、仮に必要性が生じたときは、その背景や理由を踏まえて、所有権分離も1つの選択肢としつつ、具体的な対応策を検討していきます。
44	送配電事業も独占にならないよう競争入札ができるようにすべき 現在、大手電力会社が自分のエリア外で電気を販売している事からも考えると、送配電事業も独占にならないよう競争入札ができるようにすべき。	電気事業法においては、自らが維持し、及び運用する送配電用設備により電気を供給する事業として、一般送配電事業のみではなく、特定送配電事業等も位置付けられており、送配電事業に旧一般電気事業者以外の者が参入することが可能です。
45	経過措置料金を解除すべき 【経過措置料金の解除が必要】 ・経過措置料金は、電気料金の上昇幅を抑制する効果があるとされる一方で、一部の事業者による負担を前提としており、競争の妨げになっているとの指摘もあることから、公平な競争環境の整備に向けて、燃料費調整上限の撤廃などの見直しや経過措置料金の解除に向けた早急な検討が必要 4. 経過措置料金の現状と今後の検討課題（該当箇所：4. (3) ③） ・経過措置料金については、燃調の上限を超える大幅な燃料費高騰といった局面において、迅速に料金を見直すことができないことにより、逆ザヤが発生することにつながるとともに、小売事業者の競争環境を歪めることとなっているため、早期に撤廃することが適当。仮にその残置が継続される場合には、燃調上限の撤廃や、GXコストを適切に反映できる仕組みなど、手続の合理化を含めた見直しが必要である。 経過措置料金の在り方について、その存在自体が競争の妨げになっているのではないかという指摘は、電力・ガス基本政策小委員会において計5回（第71回、第78回、第81回、第84回、第85回）に亘り委員からも意見が出ていたものと承知しています。 ただ、今回の案を拝見しますと、需要家保護の観点のみでの対策方針に限った記載となっており、競争環境の観点では「経過措置料金解除後の対策」の方針を考える旨の記載はございますが、現下の競争環境の歪みにおける対策方針は記載されていません。本案は上述の小委員会における委員意見に対しての回答が無いとも捉えることも出来るかと存じますが、これについて理由があればご教示頂けますでしょうか？ ・意見内容 ○経過措置料金の審査にあたっては、新電力に販売する卸電力料金との整合性にも配慮することが必要 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ○経過措置料金が旧一電卸電力料金の水準では成立できない程の安価な料金となっていたエリアも存在したことから、現行の経過措置料金は適正な競争環境を阻害する要因にもなりかねないものと考えます <意見内容および理由> （経過措置料金の見直し・解除） ・経過措置料金は、卸市場の活性化等、電力の調達手段が多様化している状況や、市場価格のボラティリティが高まっている状況下において機動的な反映ができないことや、今後の脱炭素化実現に向けた追加コストも想定される中で、こうしたコストや非化石証書調達費用等といった外生的費用の機動的な反映ができないことが課題であり、これらの経過措置料金の仕組み上の課題が、競争を歪める虞があると考えており、経過措置料金を解除することが原則であると考えております。 （経過措置料金の解除を見据えた検討） ・ウクライナ危機を契機とした電気料金の急激な高騰が国民経済に与えた影響や将来のリスク、カーボンニュートラルの実現と安定供給の両立に向けた発電投資の状況等を総合的に勘案しつつ、料金負担の在り方について整理が必要といった指摘があります。こうした指摘を踏まえ、経過措置料金の解除を見据えて、見直しを含めた検討を進める必要があると考えております。 4. (3) ③経過措置料金の現状と今後の検討課題（P24） ・本来、自由競争の環境下においては、料金の設定は企業毎に戦略を持って行うべきものである。電力市場の全面自由化は、公正で中立的な競争環境下で、全ての事業者が電気事業者としての公益的責任を果たしたうえで、お客さま利益の増進に向けて切磋琢磨することが基本であり、旧一般電気事業者のみに課される小売料金規制の経過措置は、速やかに撤廃すべきである。 ・そのためにも、経過措置料金を解除する場合の課題や課題解決に向けた論点整理を進めていく必要がある。 ・また、電力需給の現状等に鑑み、当面の間、経過措置料金制度が継続するのであれば、少なくとも持続可能な電力システムを支える費用の確実な回収が保証されるよう、燃料価格や労務費単価の高騰等の外生的な費用変動をより機動的に反映する仕組みを検討すべきである。 ② 経過措置料金の課題解決 ・案には、「現時点で経過措置料金の解除が妥当な状況にあると評価された地域はなく、解除基準を踏まえた競争状況の確認を継続していくことが必要」、また、「将来的に経過措置料金を解除する場合には、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から講じる措置等の関連する制度の検討状況を踏まえた上で、経過措置料金が実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが課題となる。」との記載があるところ。 ・本件については、 ・他方で経過措置料金が競争の阻害になっているとの指摘もあり、加えて、ウクライナ危機を契機とした電気料金の急激な高騰が国民経済に与えた影響や将来のリスク、CNの実現と安定供給の両立に向けた発電投資の状況等を総合的に勘案しつつ、料金負担の在り方について整理が必要といった指摘もある。これらの指摘を踏まえれば、経過措置料金を解除する場合に必要な措置の整理はもとより、存続する間の適切な見直し（燃料費調整上限の撤廃やGXコストの適切な反映等）、審査プロセスも含めた規制の在り方について、速やかに検討を進める必要がある。 ・今後、経過措置料金の今日的な意義や役割を再整理するとともに、経過措置料金解除後の絵姿について早急に検討を進めていただきたい。 ・経過措置料金については、競争の妨げになっているとの指摘もある中で、引き続き解除されずに競争状況の確認を継続していくとされたが、自由化の世界においては、撤廃が筋と考えるため。	低圧部門の経過措置料金については、その解除の基準としては、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア5%以上の有力で独立した競争者が供給区域内に2者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という3つの観点から総合的に判断すべきこととされておりますが、現時点でこれらの基準を満たす供給区域はありません。 その上で、将来的に経過措置料金を解除する場合には、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から講じる措置等の関連する制度の検討状況を踏まえた上で、経過措置料金が実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが課題となります。

46	レベニューキャップ制度を見直すべき	レベニューキャップ制度は、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図る制度です。 2023年度から導入された制度であり、第1規制期間の収入の見通しの検証や2023年度の期中評価の議論においてさまざまな指摘事項がありました。これらの指摘事項を含め、継続的に検討を行っていきます。
47	小売事業者が原価等を適正に電気料金に転嫁できるようにすべき	経過措置料金においては、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込みについて、消費者物価及び雇用者所得等が変動している場合であって、かつ、その傾向を合理的・客観的に評価し、その評価結果を適切に原価に反映することが可能な場合は、原価に反映することとしております。 また、託送料金における労務費単価や物価上昇の取扱いについては、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会において、今後、検討を進めていくこととされております。
48	送配電会社は自社で災害対策に必要な体制を整え、その費用を託送料金として徴収すべき	一般送配電事業者は、電気事業法に基づき、共同して、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画（災害時連携計画）を作成し、電力広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に届け出ることになっています。このため、停電が起こった際でも早期に復旧するための事前の備えの他、災害発生時の一般送配電事業者による応援や、地方自治体や自衛隊など関係機関との連携が可能となっています。また、同法に基づき、一般送配電事業者間で災害への対応にそなえて資金をあらかじめ積み立てる制度（相互扶助制度）も導入されています。これらの災害への対応に関する費用は、各一般送配電事業者が託送料金の中で回収することが可能となっています。
49	電気料金の内訳を明確に示すべき	料金に係る表示を含め、小売電気事業者等による需要家への情報提供の在り方については、電力の小売営業に関する指針等において、専門家による議論を踏まえた考え方を示しており、小売電気事業者等は当該指針等を遵守した情報提供を行うことが求められています。
50	燃調上限規制の見直しまたは撤廃など経過措置料金にコストが適切に反映される仕組みについて議論すべき	燃料費調整制度は、料金改定時に設定した燃料費の単価が、事業者が直接コントロールできない為替レートや国際的な燃料市況の変動による影響を外部的化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を料金に迅速に反映させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的として導入されたものです。 同制度においては、燃料価格高騰時における消費者保護の観点から、調整上限（基準平均燃料価格の50%増）を設定することとし、電気料金の急激な上昇に一定の歯止めがかかる仕組みとなっているところ、燃料価格上昇の局面において、消費者保護の観点から、一定の役割を果たしていると考えています。
	意見内容 料金上昇の抑制効果は経過措置料金ではなく、燃調上限が設定されていたことによる効果であるため、経過措置料金の維持/解除の議論とは切り離すべき。 また、料金上昇の抑制効果だけでなく、競争環境への影響といった弊害もあることを踏まえると、経過措置料金が経済的なセーフティネット機能を担わせるのは望ましくなく、競争圧力が十分でない中で経過措置料金を解除した場合は規制なき独占に陥ってしまうおそれがある。 そのため、まずは、「7.今後の進め方」にある通り、2025年中を目途に速やかに燃調上限の撤廃等（弊害の解消）を実施し、経過措置料金の解除は競争環境の進展や最終保障供給の在り方、料金の抑制策等を含めた慎重な議論をお願いしたい。 理由 図売市場において経過措置料金の影響は引き続き大きいため、維持/解除については慎重な議論が必要。 他方、競争環境への影響といった弊害もあることから時間軸を分け、燃調上限の撤廃等は短期的に議論いただき、経過措置料金の解除については中長期的に議論いただきたい。	
	経過措置料金の効果として、「燃料費の急騰等に伴う電気料金の上昇局面において、結果的に料金の変動速度や変動幅が抑制」され、需要家への影響を最小限にとどめたものの、これは「事業者の負担の下に成立したもの」であることから、事業者に対する配慮措置についても言及すべきではないか。 （原文） このため、将来的に経過措置料金を解除する場合には、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から講じる措置等の関連する制度の検討状況を踏まえた上で、経過措置料金が実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが課題となる。 （修正案） このため、将来的に経過措置料金を解除する場合には、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から講じる措置等の関連する制度の検討状況を踏まえた上で、経過措置料金が実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが課題となる。一方で、実質的に料金変動リスクを負う事業者に対しても、事業者の帰責性のない変動に晒された場合の政策的配慮も含め、検討を行う必要がある。	

	本文記載の通り（P8 下段）、燃料輸入価格高騰時を除けば、経過措置料金よりも自由料金が安価な水準で推移していたことは事実であるも、燃料輸入価格高騰時は、燃料費上限により規制料金に必要なコストが適切に反映されず、自由料金を下回る水準で固定化される事象が生じた。この時期においては規制料金が障害となり、競争上の課題が顕在化したものと認識している。この点2024年3月13日に開催された第71回 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会の事業者ヒアリングで当社から意見表明させて頂くとともに、この問題と経過措置料金そのものの在り方は区別して議論するべきという指摘が複数あったと認識している。 これに対し今回の【案】では、p.24中段にもある「電気料金の公共性や国民生活への影響」を理由に経過措置が解除されない限りにおいては、事業者負担の下で規制料金が自由料金よりも安価な水準で競争が行われることが容認される様な記載となっている。 需要家保護の側面での経過措置料金の役割や、燃料費調整制度の上限が、燃料費高騰時にお客さま負担を緩和する役割を果たしている点は理解するものの、競争環境という側面では、平均燃料価格が燃調上限を突破し、経過措置料金が自由料金よりも安価な価格水準となる期間が、連続的かつ長期化する事態は、健全な競争環境が維持されている状態とは言い難い。 今回発生した事象を踏まえ、需要家保護と競争環境のバランスへの配慮を前提として、経過措置料金を解除するか否かだけに論点を絞るのではなく、早期に実現できる措置として、燃調上限規制の見直しまたは撤廃など経過措置料金にコストが適切に反映される仕組みについても、今後電力システムの制度改革について集中的に議論する会議体の場において、是非とも課題として取り扱って頂きたい。	
	経過措置料金については、事業者ヒアリングやその後の議論において、原案に記載の通り、経過措置料金の存在そのものに対する課題提起があった一方で、経過措置料金の燃料費調整に上限規制が存在することによる競争上の影響に関しても多くの指摘があったと認識していますが、24ページの中段にこの指摘に関する記載がないのは、今回の検証の経緯を適切に反映したとは言えないため、例えば、以下の通り、「や燃料費調整制度の上限規制」の追記が必要と考えます。	
51	配電事業参入当初において、事業運営上の必要な初期費用については、託送料金で回収可能として欲しい ・意見内容 ○配電事業の託送料金認可にあたり、分散型エネルギーシステムの促進に資するイノベーション（技術開発・投資・効率化等）創出につながる投資・費用については、託送料金による回収を可能として欲しい ○配電事業参入当初において、事業運営上の必要な初期費用（人件費、システム費用等）については、託送料金で回収可能として欲しい ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ○配電事業参入にあたっては、分散型エネルギーシステムの促進に資する技術開発・投資・効率化等のイノベーション創出が制度上求められて おりますが、一方で、これらに必要な投資・費用を託送料金で回収できない仕組みとなっています。また、一般送配電事業者に対しては、分散型エネルギー導入拡大に資する投資・費用について託送料金で回収する仕組みを認めており、配電事業者に対して差別的な仕組みとなっています ○配電事業の運営にあたっては、人件費やシステム費等、運営上必要費用等が発生します。しかし、配電事業参入当初は一般送配電事業者よりも需要数が圧倒的に少なく託送収入規模も小さいため、事業参入当初にこれら費用を回収できないことが大きな参入障壁となっております	配電事業者由来で発生するコストの増加分については、一般送配電事業者が系統利用者から託送料金で回収するのではなく、原則、配電事業者の収益から随うべきですが、一般送配電事業者にも便益がある、または系統利用者全員に受益があり薄く広く負担すべきようなものもあるため、両者間の協議において、費用負担を按分等で定めることが望ましいと考えられます。
52	賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せすべきではない 託送料金、原発事故など原発関連のお金を電気料金に上乗せしないでください 託送料金には、文字通り「託送」以外の費用やコストを含めないよう、法令を改正する。	賠償負担金及び廃炉円滑化負担金については、福島復興を支える観点や原発依存度の低減の観点から、2016年度に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」等に基づき、2017年に託送料金を通じて広く公平に回収を行う制度措置を行ったものです。今後も引き続き、福島復興等に取り組んでいくために必要であると考えています。両負担金については、公益性の観点から託送料金により回収する費用として、需要家はその負担の内容を認識できるよう、国・関係事業者が情報提供等に取り組んでまいります。
53	スポット市場における全量市場供出を見直すべき スポット市場はシングルブライソークションであるため、全量市場供出することにより、約定価格が下がるため、これによって全電源の利益合計額が最大化するとは限らない。	「適切な電力取引についての指針」（適取ガイドライン）では、「市場支配力を有する可能性の高い事業者」について、余剰電力全量の限界費用に基づく価格での売り入れが特に強く求められています。その上で、今般の検証においては、電力システムの中でそれぞれの取引市場等が果たすべき3つの役割を整理していますが、今後、卸取引の在り方を含めこれらの取引市場の整備について検討を進めてまいります。
54	時間前市場について情報開示を充実させるべき また、時間前市場においては、エリア別の成約情報（価格、数量）が開示されておらず、全国の情報が見えて開示されているのみで、市場参加者に対して十分な情報が公表されていないと思われます。エリア別等の詳細情報の開示により、透明性のある電力価格指標の形成、そして更なる流動性の向上に資すると考えます。	時間前市場におけるエリア別情報開示の必要性については、制度設計・監視専門会合においても議論されています。今後、2026年4月からの実施を目指して、日本卸電力取引所（JEPX）を中心に検討を進めてまいります。
55	非化石証書の有効期限の長期化、非化石証書市場における複数年商品の創設すべき ・意見内容 ○需要家から、非化石価値を長期・安定的に調達したいとの要望が増えてきており、 ・非化石証書の有効期限の複数年化 ・非化石証書市場における複数年調達商品の創設が必要 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ○需要家からは長期・安定的に非化石価値を調達したいとの要望が増えてきており、今後脱炭素化が進むことを踏まえると、こうした需要は、一層増加することが想定されます ○多様な需要家要望に応え、脱炭素化を進めるため、非化石証書の有効期限の長期化、非化石証書市場における複数年商品の創設が有効と考えます ○なお、グリーン証書である、Jクレジットには有効期限がないことを申し添えます	今後、更なる需要家ニーズを把握しつつ、制度の趣旨や、非化石電源の投資拡大に与える影響なども踏まつつ、必要な制度改善については迅速に対応することが求められるものと認識しております。

56	様々な市場が開設され、発生する課題に対してその都度パッチワークが繰り返されているが、そもそも適正な市場・メカニズム（設計）となっているのか、検証・議論が必要	一連の電力システム改革を通じて、卸電力市場のほかに、電源容量の確保のための容量市場、調整力確保のための需給調整市場等がその必要性に応じて整理されてきていますが、有識者・実務者へのヒアリングの中では、それぞれの市場の機能や役割について整理すべきとの指摘をいただきました。 このため、取引市場・制度それぞれの機能・役割や、それぞれの関係性について検討を行い、電力システムの中でそれぞれの取引市場等が果たすべき役割は以下の３種類に整理しました。 ①供給力を確保するための取引市場・制度 ②量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場 ③効率的な広域メリットオーダー実現のための短期取引市場 ご指摘も踏まえながら、これらの市場の整備、活用に取り組んでまいります。
57	電力先物にヘッジ会計を適用するにあたって引き続き検討すべき P22～ 事業者の創意工夫を促す市場環境整備図市場・取引環境整備) ③ 先物市場 ・ 案には、「（前略）現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ペースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備に取り組む」との記載があるところ。 ・ 検討にあたっては、 ・ 現行の会計基準において、電力先物にヘッジ会計を適用しにくく、事業の経済的実態が財務諸表に反映されにくい課題について、引き続き課題解消に向けた取り組みをお願いしたい。 ・ 本年２月に経産省とTOCOMの連名で報告書が公表され、現行の会計基準を前提としつつ解釈によって考えられる方策等が整理されたところ、実効性を高める観点からさらなる検討が必要と考えるため。	電力先物におけるヘッジ会計適用については、株式会社東京商品取引所を事務局とした「電力先物におけるヘッジ会計適用に向けた検討会」が2024年７月～12月に実施され、そこで行われた議論を取りまとめ、経済産業省商務・サービスグループと株式会社東京商品取引所が「電力先物におけるヘッジ会計適用に関する報告書」を取りまとめて2025年２月に公表されました。こうした議論を踏まえながら、引き続き課題の解消に向けた検討をすすめてまいります。
58	内外無差別について、電力市場における競争促進や公平性を確保できるよう留意した内容にすべき	内外無差別な卸売の在り方について、需要家の脱炭素ニーズや発電・小売電気事業者の創意工夫といった「新たな課題・ニーズへの対応」と「小売市場における競争の促進」という２つの政策課題の両立を前提に検討してまいります。
	3. 事業者の創意工夫を促す市場環境整備（該当箇所：4. （3）①） ・ 内外無差別な卸売については、「小売市場における競争の促進」という従来からの課題に加え、需要家の脱炭素ニーズや発電・小売電気事業者の創意工夫といった「新たな課題・ニーズへの対応」を両立すべく、必要な見直しの検討が行われている。今般、卸取引の一定量について、エリア制限等の諸条件の付与を認めることとされたところ、今後も、創意工夫を発揮できる競争環境の実現に向けて、是非も含めた継続的な検討が必要である。	
	・意見内容 ○今回の見直しは、需要家の多様なニーズに応えるため小売事業者が創意工夫を行える市場環境を整備するために行うものとされていますが、卸取引にエリア制限等の枠組みを認めることは小売事業者の創意工夫の妨げとなるものであり、目的と手段が一致しておらず、逆に競争環境を歪めかねないもの ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） ○「地産地消」のニーズは従来より顕在化しているものであり、地域新電力をはじめとした小売電気事業者はそのニーズへの対応に尽力してきたものと理解しています。そうした中、卸売取引にエリア制限の枠組みを与えることは、各エリアにおいて圧倒的なシェアを有する旧一電の小売事業を優遇するものになりかねず競争環境を歪めることを懸念しております ○あるべき競争環境は、内外無差別の徹底を踏まえた上で各事業者を公平に扱うものであり、今回の見直しは、卸電気事業者の恣意により一部の小売電気事業者の優遇につながりかねないと考えます ○需要家の多様なニーズを踏まえ、どう応えていくかは、自由な競争環境の下、需要家の多様なニーズを直接受け止めている小売電気事業者の創意工夫が担ってきたものであり、小売電気事業者の調達手段の一つである卸売市場取引に、発電事業者の都合で一定の制限をかけることを認めることは上記の小売電気事業者の自由な創意工夫を阻害するものとなります	
	意見 ・「新たな課題・ニーズへの対応」と「小売市場における競争の促進」という２つの政策課題を両立する、という目的を今後も明確に掲げていただきたい ・「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて」という前提を崩さないでいただきたい ・電力・ガス取引監視等委員会の事後監視および評価の役割に期待しています 理由 ・当社はかねてより、「内外無差別は達成されたが競争は進展していない」という状態に陥ることを危惧し、パブリックコメント等でも申し上げてきました。 ・今回、「小売市場における競争の促進」と「社内外取引の無差別に反しない限り」という重要なキーワードが文中近接して明記されました。 ・ぜひこの考え方を堅持していただきたくお願いします。	
	対象施策（※）①小売全面自由化 意見内容 内外無差別原則の効果と副作用について検証を行い、（仮に副作用がある場合には）運用の一層の適切なための措置を検討頂きたい。 理由 ・内外無差別は、旧一般電気事業者（以下、旧一電）とその他の電気事業者の間の競争条件を揃えるためのものであり、旧一電（小売）の電源調達に際して、旧一電（小売）（内）と新電力（外）の間で差別的な運用が行われないようにするものであり極めて重要。しかしながら、昨今、旧一電（発電）の提供商品が、内外無差別の徹底の観点から入札等を通じて画一化・定型化してしまうことで、従来は旧一電（発電）と新電力間で存在していた非定型の相対契約が実態として難しくなるという副作用が生じている。いわば、内外無差別の趣旨を逸脱して外々無差別が生じている。 ・このように、旧一電（発電）は市場に定型商品は提供するものの、実質的に旧一電から新電力に対する非定型商品の提供が行われなくなってきたのは、内外無差別の本来の目的と合致しない弊害と認識している。 ・本来の趣旨とは異なるこうした副作用は、結果として電力システム全体の効率的な運用にも悪影響を与えかねず、システム改革の目的でもある「事業者の事業機会の拡大」にも反するものであり、実態について検証を行ったうえで、適切な運用改善のための具体的措置を検討頂きたい。	

59	通告変更付の卸電力メニューを充実すべき 意見 - ここに記載されているオペレーションに有効である「通告変更付」卸電力メニューの充実をはかっていただきたい 理由 - 小売事業者は、変動する需要に合わせ、事前に確保した供給力（ベース、ミドル）を踏まえ、スポット市場・時間前市場をにらみながら、日々、最適なオペレーションを追求しています。 - かつて全てのエリアで存在した常時バックアップ契約には、需要変動等に合わせて調達量を調節できる通告変更オプション機能が付いていました。 - 現在では、内外無差別が達成されたとして、常時バックアップ契約はほとんどのエリアで廃止されています。 - 現在の卸オークション商品にも通告変更オプション機能が付いた商品がありますが、かつての常時バックアップ契約に付いていた通告変更オプション機能と比較して、通告期限や最低使用量等の点で使い勝手が悪くなっています。 - 本案に記載されているオペレーションを実行するためにも、かつての常時バックアップ契約に付いていたのと同等の通告変更オプション付き商品の復活を要望するものです。	卸電力の商品設計は、社内外取引の無差別を維持した上で、小売電気事業者や需要家等のニーズも踏まえながら、発電事業者の創意工夫の下で行われるものと考えています。
60	量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場の整備を進めるべき 6.、（2）②量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場（P33） - 発電用燃料調達を安定的に確保するためには長期の電力相対卸取引や先渡取引、先物取引が欠かせない。特に、長期の電力相対卸取引として今後実施される複数年の相対卸契約が重要であり、適切な運用となるようその推移を注視しつつ、適宜改善を行わなければならない。 - 現状を踏まえれば、長期安定的な電源の維持・確保や燃料調達の予見性を高め、安定供給最優先の持続可能な電力システムを支える十分な供給力が確保されるために発電事業者と小売事業者間の複数年にわたる相対卸契約が重要であり、取引所を通じた先物・先渡取引等の活性化も含め、一定程度の長期契約を締結し、量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場の整備を進める必要がある。 意見内容 中長期的な電力取引を行う取引市場の構築にあたっては、過度に規制的な市場とならないよう留意しながら、検討を進めていただきたい。また、本文の記載にもあるとおり、発電事業者にとって燃料確保や設備投資等の予見性の向上に資するような市場にするとの視点は大事にしていきたい。 理由 発電事業者の収益や燃料調達の予見性の観点で、短期市場に偏った市場環境を修正し、中長期的な卸取引を発展させていく方向性は望ましいものと理解する。他方、その相場観はあくまで民民のビジネスの中で醸成されるべきものとする。また、国民負担の観点から、必ずしも制度的な支援を要さない電源への設備投資は、適切なリターンへの期待を前提に事業者のリスクで行えることが望ましいと考える。 P32～ 検証を踏まえ、今後整理していく電力システムに関する取引市場の全体像⑧/市場・取引環境整備) ① マーケットの再構築 - 案には、「スポット市場に加えて、中長期の相対契約や市場取引の活性化を通じて、客観性の高い電力価格指標の形成につなげていく必要」との記載があるところ。 - この点、発電事業は巨額の資金を投入し長期間に亘り回収し持続的な設備維持・再投資を行う事業の性格を有すること、また、小売事業は安定的に適正価格で電気をお届けする事業であることを踏まえると、電源と需要の中長期的な結びつきが必要であり、こうした観点から、報告書案に記載されている「中長期での電力取引の推進」「新たな電力価格指標の形成」は極めて重要と認識している。 - 検討にあたっては、 - 発電事業、小売事業の各々が前述の観点から事業が遂行され、また、持続可能な電力システムに資するよう、実効性のある制度設計について検討いただきたい。 - 短期市場への偏重を是正し、中長期での取引の厚み・価格形成を目指すことは、中長期断面での供給力の確実な確保、電源の投資判断に資する中長期の価格指標形成、価格ボラティリティの抑制につながることから、電力システムの根幹となる重要施策と考えるため。 6. 将来の電力システムを支える取引市場の全体像（該当箇所：6.） 市場・取引環境整備に向けては、電源と需要の中長期的な結びつきが重要。報告書案に記載の趣旨のとおり、持続可能な電力システムを構築するために、中長期断面での取引量の確保・適切な価格形成の実現が必要。その上で、量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律、それを前提とした市場や卸取引を含む措置について、実行性のある制度設計が必要である。 意見 「自由化された電力システムの中では、広義の取引市場を通じてこれを実現していく必要がある」という記載に賛同します - 地域独占、供給義務、料金規制によって担保するという一般電気事業制度に後戻りすることなく、広義の取引市場の活性化を推進していただきたい 理由 - 電力システム改革の要諦は、アンバンドルされた発電・送配電・小売の分野を広義の取引市場で繋ぐことにあると認識しています。 - 電力システムを支える取引市場が崩壊することは、地域独占・供給義務・料金規制の時代への回帰を促します。 - そのような事態を回避するべく、広義の取引市場の整備をお願いします。 意見 「小売電気事業者が供給力の調達手段や電源調達のポートフォリオをより多様化できるよう、事業者間の公平性にも留意しつつ、現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備に取り組む」ことに期待します 理由 - 小売事業者が供給力確保義務を果たすためには、調達手段や調達ポートフォリオの多様化は必要不可欠となります。 - 列記された項目の実現を期待します。 - 例えば、募集情報の公開時期が短く、募集情報を見逃してしまうリスクを危惧しています。 - また、不落の結果となった場合、いくらなら約定できたのかかわからないままの取引が未だ残っています。結果の情報公開が必要と考えます。	中長期取引市場の整備にあたっては、小売電気事業者が、今後も、需要家に安定的な水準の価格による電力供給を実現するとともに、それぞれの強みを生かしながら創意工夫を発揮できる競争環境の実現に向けた市場環境整備を行います。 また、発電事業の観点からは、この市場を通じて中長期の電力取引が増加し、販売量の予見性等が向上すること等により、燃料確保や設備投資等の予見性の向上にも資することが期待されています。

61	需給調整市場の運用改善と新規リソースが参入しやすいルールを構築すべき	需給調整市場は、安定供給確保のために重要な調整力を広域的に調達・運用し、市場原理による競争活性化等により調整力コストを低減するべく創設されました。2024年度から調整力の全商品の市場取引が開始されており、今後も市場応札量増加に向けた対応など、更なる運用改善を進めて参ります。
	・調整力については、足元では需給調整市場の更なる運用改善を進めるとともに、分散リソースの更なる活用や、中長期的には、調整力の調達及び電源運用の最適化を行う同時市場の導入に向けた検討を着実に進めていく必要があると考えており、事業者としても検討に協力してまいりたい。	新規リソースの参入につきましても、オフライン枠の調達上限引き上げや、2026年度には需給調整市場における低圧小規模リソースの活用及び機器個別計測を開始することを予定するなど、より幅広い電源にとっての市場参入障壁を緩和すべく、適切な対応を継続的に検討しております。
	○意見内容 今後の検討における提案P34の「③効率的な広域メリットオーダー実現のための短期取引市場」の部分に需要と供給のマッチングの中に需要側の調整力に関して、プロバイダーがIoT技術を駆使し、セクタカップリングなどのkWh対策も含めて需要設備（ヒートポンプ・蓄熱システムや水電解）もリソースとして使っていけるものはkWh対策のみならず、ΔkW対策としても積極的に活用した市場設計にして頂きたい。 ○理由 P28（3）需要家のニーズに応えるエネルギーサービスプロバイダーへの期待を謳うが、エネルギーサービス事業が成立するための財源（収入源）が必要であり、その原資としてΔkWの調整力の市場が期待される。そのため、エネルギーサービス事業を民間企業に期待するには予見性のある市場設計が不可欠であるから	幅広いリソースに参加していただくと共に、調整力の調達コストを更に削減、将来的な同時市場の導入に円滑に繋げられるよう、今後も適切な施策を継続的に打ち続けて参ります。
	意見内容 現行の需給調整市場ガイドラインでは、調整力提供に対して固定費回収以上の報酬が見込めず、脱炭素火力や蓄電池の事業継続や新設電源投資の予見性が成り立たない。 このため、発電事業者による調整力電源への設備投資や市場供出につながるよう、現行の需給調整市場の価格規律の見直し等の施策について、ご検討いただきたい。 理由 今後、変動性再エネが一層増加していく中で、その予測誤差等に対応するため、脱炭素火力と蓄電池が持つ調整力の役割がますます重要になると考えられる。第7次エネルギー基本計画においても、調整力は安定供給確保のために重要と位置付けられている。 一方、現行の需給調整市場ガイドラインでは、固定費未回収のB種電源は、固定費回収以上の収入を得られない価格規律となっている。発電事業者としては、卸電力市場や容量市場における収入見通しが不透明な状況においては、調整力提供に対して一定の報酬が見込めない場合、脱炭素火力や蓄電池の事業継続や新設電源投資の予見性が成り立たないため。	
	・意見内容 同時市場の詳細検討だけでなく、現行の需給調整市場の改善についても引き続き着実に検討・実施いただきたい。 ・理由 導入が決定したわけではない中、需給調整市場が少なくとも当面の間は重要な役割を果たす。現在も市場の適正化に向けた各種施策が実施されているが、市場を活性化させ競争原理を働かせるためには、調整力提供者が応札したいと思える魅力ある市場とすることが肝要である。	
	意見 ・アグリゲーターが期待に応えられるような環境整備をお願いしたい ・調整力調達においてアグリゲーターが貢献できるように整備をお願いしたい 理由 ・現行の調整力調達は、分散型エネルギー源を大手電力の火力や揚水と競わせるような仕組みとなっていますが、調整力としての分散型エネルギー源は、火力や揚水に比べると価格競争力に劣ります。 ・今後は低圧リソースの活用も予定されており、アグリゲーターが期待に応えられるような制度的措置の検討をお願いします。	
	意見 ・同時市場の実現まで、現在の需給調整市場が抱える課題を放置しないようお願いしたい ・特に「新規リソースの事業性維持」を満たす制度的措置を早急に講じていただきたい 理由 ・需給調整市場について、①募集量と応札量の大幅な不均衡の解消、②余力活用含めた調達費用抑制、③新規リソースの事業性維持、の3つの観点で第19次中間とりまとめ案で示されています。 ・この3つの観点のうち、③新規リソースの事業性維持が、現在最も遅れているのではと危惧しています。 ・本案28頁でアグリゲーターへの期待が記載されていますが、アグリゲーターが需給運用へ貢献するためには、新規リソースの事業性維持が欠かせません。 ・この課題につき、同時市場の実現に委ねることなく、早急な制度的措置をお願いします。	
62	容量市場と長期脱炭素電源オークションは、再生可能エネルギー事業者の負担増加やCO2を排出している火力発電の延命などに繋がるため、見直し・廃止すべき	容量市場は、電力の安定供給に必要な中長期的な供給力不足への対処等に向け、あらかじめ必要な供給力を確保するための制度です。原則として、すべての電源の容量単位（kW）あたりの価値を等しく評価する仕組みであり、特定の電源を優遇するものではありません。
	3、容量市場について：火力・原発を維持させる仕組みとなっている現行の容量市場の廃止を求める 将来の供給力を確保する仕組みとして創設された容量市場について、すでに固定費を回収し終えている火力や原発などの大規模電源の維持につながっていることを強く懸念する。現に、2028年需給時点で落ちた容量の7割近くを火力が占めるとみられ、脱炭素に真向から逆行していることは明らかだ。 p.17<火力の脱炭素化>において、「火力においては、非効率な電源を中心に発電量（kWh）を減らしながらも、安定供給に必要な発電容量（kW）を維持していく必要がある」とあるが、火力のkW削減に取り組まずして日本の脱炭素化は進まない。 容量市場の資金は小売（需要家）の容量拠出金によって賄われる。発電と小売の資本が一体化している大手電力にとっては容量拠出金を同グループ内に提供するようなものだが、一方の新電力は容量市場で落ちる電源を持っていないため負担が大きく、負担の公平性について以前から疑問の声が上がっている。 したがって、排出基準値の上限も設定されておらず、再エネの変動に対応する柔軟性に欠け、公平性にも欠ける現行の容量市場は廃止するべきである。	その上で、容量市場の第2回メインオークション以降、稼働率が50%を超えた非効率な石炭火力発電に対し、容量市場からの受取額を2割減額するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けてエネルギー部門のCO2排出削減を促進する措置を導入しているところ。
	4、長期脱炭素電源オークションについて：「脱炭素」と称しながらLNG火力を1000kWも新設させる市場の異常性 容量市場で新規の電源投資につながらなかったことから創設された「長期脱炭素電源オークション」であるが、実際は「脱炭素」を謳いながらLNG専焼火力の新設・リブレース分を計1,000kWも募集し、「今後まさに火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、長期脱炭素電源オークションにおいても、追加的な措置を検討する」などとしている。 「脱炭素」を標榜しながらLNG火力を1,000kWも新設・リブレースさせ、石炭火力の改修すら支援する施策は極めて異常であり、即刻の廃止を求める。脱炭素に逆行することが目的のごとく長期脱炭素電源オークションでは火力の落ち枠を徐々に増やしており、現在はCCUS付火力の対象化まで検討されているが言語道断である。 真に脱炭素に資する追加性のある再エネ導入のための施策を求める。	また、安定供給と脱炭素化を両立していくためには、既存の火力電源も脱炭素化しつつ活用していくことが重要です。このため、長期脱炭素電源オークションでは、既設の火力発電所を水素やアンモニアで混焼できる設備に改造する投資案件を対象とし、最終的には水素・アンモニア専焼などを想定した制度であるため、既存の火力発電の延命につながるの指摘はあたらないと考えております。
	容量市場では落ちの多くを火力電源が占めており、政府が目指す脱炭素の目標に逆行しています。発電と小売が一体化した大手電力会社にとって有利で、発電設備を持たない新電力会社に不利な仕組みになっている点も、公平性の観点で問題があり、改善が必要と考えます。 長期脱炭素電源オークションでも多くのLNG火力の新設や石炭火力の改修が支援対象となっており、このままでは大量のCO2排出を長期間にわたって固定化してしまいます。 容量市場、長期脱炭素電源オークションの制度は、廃止又は抜本的な見直しが必要です。	政府としては、こうした取組を行うことにより、安定供給と電源の脱炭素化の両立を図ることとしております。
	排出基準値の上限も設定されておらず、再エネの変動に対する柔軟性に欠け、公平性にも欠ける現行の容量市場は廃止すべきである	

	容量市場について火力・原発を維持させる仕組みとなっている現行の容量市場の廃止を求める 将来の供給力を確保する仕組みとして創設された容量市場について、すでに固定費を回収し終えている火力や原発などの大規模電源の維持につながっていることを強く懸念する。現に、2028年需給時点で落ちた容量の7割近くを火力が占めるとみられ、脱炭素に真っ向から逆行していることは明らかだ。
	「脱炭素」を標榜しながらLNG火力を1,000万kWも新設・リブレースさせ、石炭火力の改修すら支援する施策は極めて異常であり、即刻の廃止を求める。脱炭素に逆行することが目的のごとく長期脱炭素電源オークションでは火力の落札枠を徐々に増やしており、現在はCCUS付火力の対象化まで検討されているが言語道断である。真に脱炭素に資する追加性のある再生エネルギーのための施策を求める。
	容量市場について 火力・原発を維持させる仕組みとなっている現行の容量市場の廃止を求める。 長期脱炭素電源オークションについて 「脱炭素」を標榜しながらLNG火力を1,000万kWも新設・リブレースさせ、石炭火力の改修すら支援する施策は極めて異常であり、即刻の廃止を求める。脱炭素に逆行することが目的のごとく長期脱炭素電源オークションでは火力の落札枠を徐々に増やしており、現在はCCUS付火力の対象化まで検討されているが言語道断である。真に脱炭素に資する追加性のある再生エネルギーのための施策を求める。
	「長期脱炭素電源オークション」は天下の愚策だと思います。やめてください！
	P33 「供給力を確保するための取引市場・制度」について、 《意見》「容量市場」や「長期脱炭素電源オークション」はいらない。火力発電や原子力発電事業を温存し、電力の自由化に逆行することになる。あくまで再生可能エネルギーの主力電源化を進めてほしい。
	「供給力を確保するための取引市場・制度」について、 【意見】火力発電や原子力発電の事業の予見性を高め、温存するための「容量市場」や「長期脱炭素電源オークション」をやめていただきたい。 【理由】電力の自由化に逆行するからです。再生可能エネルギーの主力電源化に注力してください。
	COP28で岸田文雄元総理が行ったスピーチでは再生可能エネルギー電源の主力化を踏まえつつ「日本は、世界で再生エネルギーを3倍とし、エネルギー効率改善率を2倍とするとの議長国の目標に賛同いたします。（抜粋）」とあるが、電力システム改革の検証結果と今後の方向性（案）内では長期脱炭素電源オークションについてLNG火力発電新設・リブレースを計1,000万kW分含め、さらに追加的な措置を行うなど逆行した提案がなされている。いまだハードルの高い再生可能エネルギーの導入・普及が容易になるシステム改革案となるよう、抜本的な修正をもとめる。
	1.容量市場の廃止： すでに固定費を回収し終えている火力発電や原子力発電などの大規模電源の維持につながっていることを強く懸念します。 容量市場の資金が小売（需要家）の容量拠出金によって賄われている点に鑑み、発電と小売の資本が一体化している大手電力会社にとっては有利に働く一方、新電力にとっては負担が大きく不公平です。 排出基準値の上限が設定されておらず、再生可能エネルギーの変動に対応する柔軟性に欠ける点が懸念されるため、容量市場の廃止を求めます。 2.長期脱炭素電源オークション LNG火力への偏重：「脱炭素」を謳いながらLNG専焼火力の新設・リブレースを推進する政策は矛盾しており、即刻の廃止を求めます。 再生エネルギーの促進：真に脱炭素に資する追加性のある再生可能エネルギー導入のための施策を要求します。
	3. 容量市場の廃止…30ページ「6.将来の電力システムを支える取引市場の全体像」 大手電力会社(旧一電)は発電部門と小売部門を抱えていたり、発電会社が電気のほとんどをグループ内の小売電気事業者に供給するケースが多く、追加収入と負担額が見合う構図となっています。容量市場により維持・建設費を受けられる発電所のほとんどが火力と原子力であり、実質的に大手電力会社の発電事業への補助金になっています。それに対して、新電力などは電気料金への価格転嫁をせざるを得ない状況です。2021年4月に事業者登録があった706社のうち、2割弱の119社が2024年3月までに倒産したか事業撤退をしており、電力小売り事業化が始まって以来の非常に危機的な状況になっています。 火力と原子力の存続にしか寄与しない容量市場制度を廃止し、原発や石炭火力発電を温存する構図になっている電力市場を改革すべきです。
	②大手電力と新電力の格差を拡大し、電力システム改革の目的に反する容量市場、長期脱炭素電源オークションは廃止すべき。（全体） 容量市場は、実質的に大規模電源を所有しない小売電気事業者および消費者の負担で、古い火力発電や原子力発電を支える制度となっている。再生可能エネルギーの大量導入を妨げるものであり、制度自体白紙撤回すべきである。 2020年度の初回約定価格は上限価格にはりつき、2021年度には下がったものの、2024年度に再び上限価格付近となっている。 2024年度から小売電気事業者による容量拠出金支払いが開始し、多くの小売電気事業者は平均で2円/kWh前後の負担増加を自社で抱えたり消費者に転嫁したりしている。 一方、大規模電源を所有する大手電力（旧一般電気事業者）等にとっては、容量確保契約金収入が入り、その分自社小売との相対契約を値引きしているため、実質的に負担はほぼない。 新電力と大手電力の格差を拡大し、新電力の事業環境を圧迫的に悪化させる容量市場は、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大するという電力システム改革の目的に反する。 また、長期脱炭素電源オークションも、容量市場から派生する類似制度である。対象を「脱炭素電源」としているが、実際には新設のLNG火力、石炭火力のアンモニア混焼への改修、LNG火力の水素混焼への改修、火力発電のCCS付加への改修など、実質的に相当程度二酸化炭素を排出する火力発電の新設・改修が多く支援対象となっている。容量市場と同様に、新電力および消費者の負担を増大させ、脱炭素化に逆行しているものである。 容量市場、長期脱炭素電源オークションともに廃止し、すでに成熟した技術である省エネ・再エネへの支援制度に転換すべきである。

63	長期脱炭素電源オークションや容量市場が事実上、火力と原子力への巨額の補助策になっているので、公正な競争環境を整備しているとは言い難い	容量市場は、電力の安定供給に必要な中長期的な供給力不足への対処等に向け、あらかじめ必要な供給力を確保するための制度です。原則として、すべての電源の容量単位（kW）あたりの価値を等しく評価する仕組みであり、特定の電源を優遇するものではありません。 また、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく必要があります。 エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S＋3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーが原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
	再エネの飛躍的拡大のためには、公正で競争的な市場の整備が不可欠である。本文書は、事業環境整備・市場環境整備と称して、火力・原子力への補助を強める政策が含まれており、公正な競争環境の整備に反している。	
	本文書は、事業環境整備・市場環境整備と称して、火力・原子力への補助を強める政策が含まれており、公正な競争環境の整備に反している。 「長期脱炭素電源オークション」が事実上、火力と原子力への巨額の補助策になっている。これは改められなければならない。	
	わざわざ高コストの発電手段を補助金まで出して維持することは非合理的。	
	「原子力・・・による供給力へとシフト」とあるが、原子力は環境破壊型電源である。また、原子力の供給力を増やせば、国民負担が増加し、再生可能エネルギーの供給力も減る。脱炭素化を名目として、原子力を推進することは誤りである。原子力への「事業環境整備」なるものは行ってはならない。 「特に、大型電源については投資額が巨額となり、総事業期間も長期間となるため、収入と費用の変動リスクが大きく、電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な電力収入の不確実性が高い。こうした中では、長期の事業期間を見込み投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念がある。」とあるが、これは原子力発電を対象とするものである。原子力に対しては、開発研究、交付金制度、原発事故費用に関する複雑な国民負担制度等、陰に陽に、国民的負担は政府は強いてきた。これに加えて、市場環境整備、事業環境整備と称して、国民負担をさらに増大させることは許されない。逆に、従来の支援策を含めて、原子力への巨額の支援を止めるべきである。	
	これは高い発電コスト（火力原子力）をわざわざ補助してまで、増大させるだけの施策と言える。公正な競争環境の整備に反している。長期脱炭素電源オークションは事実上火力と原子力の補助策になっている。改めるべきだ。また長期脱炭素電源オークションの説明をしたwebサイトでは、長期脱炭素電源オークションが再エネに対して補助を与えているような印象を与えている。長期脱炭素電源オークションのほとんどが火力、原子力を補助する制度であることをわかるようにするべきだ。さらに落ちた電源が一体いくらの補助をもらったのか非公開。一般消費者が負担するならば公表するべきではないのか。国民負担が増すと同時に再エネを抑制されてしまう。脱炭素を掲げるならば再エネといかに融合させるを議論していくべきである。	
	また、火力、原子力を維持する仕組みとなっている現行の要領市場の廃止を求めます。	
	「長期脱炭素電源オークション」が事実上、火力と原子力への巨額の補助策になっている。これは改められなければならない。 原子力は環境破壊型電源である。また、原子力の供給力を増やせば、国民負担が増加し、再生可能エネルギーの供給力も減る。脱炭素化を名目として、原子力を推進することは誤りである。	
	本文書は、事業環境整備・市場環境整備と称して、火力・原子力への補助を強め等政策が含まれており、公正な競争環境の整備に反している。	
	「長期脱炭素電源オークション」は不透明な補助金であると認識せざるを得ない。 ネーミングからして、あたかも再生エネルギーに対してのオークションとの印象を与えるが、火力と原子力に対して8割を超える補助金となっているのが実態である。そして、これは消費者が支払う電気料金の中に、火力・原子力への補助金が含まれることになる。このような方向性を案として提示されても、到底賛成はできないので、この案に反対する。	
	【意見】火力発電や原子力発電の事業の予見性を高め、温存するための「容量市場」や「長期脱炭素電源オークション」をやめていただきたい。 【理由】電力の自由化に逆行するからです。再生可能エネルギーの主力電源化に注力してください。	
	・火力・原発を維持させる仕組みとなっている現行の容量市場の廃止を求める ・容量市場について大手電力と新電力の負担の公平性に大いに疑問がある。	
	専門家が指摘する通り「長期脱炭素電源オークション」が事実上、火力と原子力への巨額の補助策になっているので、公正な競争環境を整備しているとは言い難い。	
	将来の供給力として2028年需給時点で落ちた容量の7割近くを火力が占め、脱炭素に真っ向から逆行している。 容量市場の資金は小売需要家の容量拠出金によって賄われる。新電力は容量市場で落ちる電源を持っていないため負担が大きく公平性にも欠ける。現行の容量市場は廃止するべきである。	
	大手電力と新電力の格差を拡大し、電力システム改革の目的に反する容量市場、長期脱炭素電源オークションは廃止すべき。（全体）	
	運用実態上、火力発電や原発の整備に偏った中身の「容量市場」「長期脱炭素オークション」というわかりにくい制度は廃止すべきだ。電力自由化のなかで新設が困難になっている電源をわざわざ延命させる必要はまったくない。ここだけ市場の論理を外れ、また世界の常識を外れて、また最終的にこの費用を電力料金として負担する国民に対する十分に「丁寧な」説明なくして、行政の一部局の施策として強行することは許しがたい。	
	【意見】火力発電や原子力発電の事業の予見性を高め、温存するための「容量市場」や「長期脱炭素電源オークション」をやめていただきたい。 【理由】電力の自由化に逆行するからです。再生可能エネルギーの主力電源化に注力してください	
	火力・原発を維持させる仕組みとなっている現行の容量市場の廃止を求める 将来の供給力を確保する仕組みとして創設された容量市場について、すでに固定費を回収し終えている火力や原発などの大規模電源の維持につながっていることを強く懸念する。現に、2028年需給時点で落ちた容量の7割近くを火力が占めるとみられ、脱炭素に真っ向から逆行していることは明らかだ。	
	「安定供給を大前提とした非効率率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進」 【意見】石炭火力は直ちに止めるべきであり、政府（税金）が水素・アンモニアを混焼や、CCUSの技術開発を推進したり補助を出したりして温存させることはやめてください。 【理由】電力の自由化に逆行するからです。再生可能エネルギーの主力電源化に注力してください。	
	火力・原発を維持させる仕組みとなっている現行の容量市場には、大きな問題があるため、廃止を求めます。 2028年需給時点で落ちた容量の7割近くを火力が占めるとみられ、脱炭素に真っ向から逆行して火力や原発などの大規模電源の維持につながっています。 特に、新電力は容量市場で落ちる電源を持っていないため負担が大きく、負担の公平性について以前から疑問があるとの指摘があります。 上記の様な問題を抱える、不公平な容量市場を維持し続けることに、反対します。	
	・すでに市場に参入している大手に有利な制度となっており、真の意味での自由競争がなされていません。容量市場、長期脱炭素電源オークションといった既存大手電力会社に有利なシステムはやめるべきです。	

64	長期脱炭素電源オークションについて落札価格を公表すべき ・「長期脱炭素電源オークション」が火力と原子力への巨額の補助策になっていることは改めるべきです。政府やOCCTOのwebサイトでは、再エネに対する補助が示されているように見えますが、実際には火力・原子力が大半を占めていることを国民に誤解なく伝えるべきです。また、落札した電源の価格を公表するべきです。 「長期脱炭素電源オークション」は、国民負担のもとに電源に対して補助を与えるものとなっています。そうであるならば、落札した電源がいくらで落札したのか、公表するのは当然ですが、現在はそうになっていません。 6. 事業環境整備に関する懸念 原子力発電への支援策の停止：「事業環境整備」という名目で原子力発電への補助を強化する動きに対し、国民負担の増大を招くため反対します。 透明性の確保：長期脱炭素電源オークションで落札した電源がいくらで落札したのか、その情報を公表するよう求めます。	長期脱炭素電源オークションの個別電源の落札価格は、個社の経営情報に該当することから、資源エネルギー庁の審議会での専門家などによる審議を経て、公表しないこととしております。 一方で、落札された電源全体の約定総額については公表するなど、経済産業省としては、個社の経営情報に該当しない範囲での最大限の情報の開示を行っております。
65	長期脱炭素電源オークションについてわかりやすい情報発信をすべき 「長期脱炭素電源オークション」を説明した政府やOCCTOのwebサイトでは、現行の「長期脱炭素電源オークション」が再エネに対して補助を与えているような文書やイラストが示されている。火力・原子力が大半を占めていることから、このような誤解を与える情報を国民に与えるべきではない。「長期脱炭素電源オークション」のほとんどが火力と原子力を補助する制度であることが一目でわかるようにするべきである。 4. 「長期脱炭素電源オークション」の見直し ・「長期脱炭素電源オークション」は、火力・原子力発電への補助金と化しており、再生可能エネルギーの導入を阻害する。 ・オークションの落札価格を公表し、透明性を確保すべきである。 ・政府や電力広域的運営推進機関（OCCTO）は、オークション制度に関する情報提供を正確に行い、誤解を招くような表現を避けるべきである。	御意見も踏まえつつ、長期脱炭素電源オークションの情報発信の在り方を検討して参ります。
66	長期脱炭素オークションの9割還付の現行比率を引き下げるべき 経済社会情勢の不確実性が高まる中での投資回収予見性を高め、長期的な電源投資の促進を図るべく、長期脱炭素電源オークションを整備頂いたことに感謝申し上げます。 一方で投資家から求められる利益率水準を鑑みるに、他市場収益の約9割還付の現行比率の引き下げを強く願います。 意見内容 現行の長期脱炭素電源オークションは、電源の固定費全額を容量拠出金負担としつつ、落札事業者に対して他市場収益の約90%の還付を求めるため、小売部門を持つ発電事業者にとって、ナチュラル・ヘッジ（市場高騰時の小売損失の一部を発電収益でカバーすること）によるリスク抑制が図れない。また、一般的に発電事業者は、脱炭素化技術の進展等が見通せない不透明な状況下、事業リスクを負って大型投資を行っているが、現行の還付率は、十分な投資インセンティブとならないおそれがある。 従って、例えば、容量拠出金の固定費負担割合を引き下げる一方、他市場収益の還付率を低減する選択肢を設けること等をご検討いただきたい。 理由 現行の長期脱炭素電源オークションは、電源の固定費全額を容量拠出金負担とする一方、事業者に対して他市場収益の85～95%を還付することが条件となっている。小売部門を持つ発電事業者から見て、この現行の仕組みでは、市場のボラティリティリスクに対して、ナチュラル・ヘッジ（市場高騰時の小売損失の一部を発電収益でカバーすること）によるリスク抑制が図れない。発電事業者は、脱炭素化技術の進展等が見通せない不透明な状況下、事業リスクを負って大型投資を行っており、長期脱炭素電源オークションは、その投資インセンティブとして十分に機能することが必要と考えるため。	長期脱炭素電源オークションでは、固定費全体を支援することでリスクを低下させていることから、その対価として、リターンについても低く抑えるべきとの考え方から、他市場収益の約9割を還付することとしていますが、投資インセンティブとの関係も考慮しながら、制度の在り方について検討して参ります。
67	容量市場や長期脱炭素電源オークションについて長期の需給見通しとの整合性や投資回収等の着実な運用をすべき 4. （1）安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進（P15） ・大規模な電源開発に必要な10年を超えるより長期の見通しが存在しないため自由化の下で、発電事業者にとって新規電源開発や計画的な脱炭素電源投資の予見性の確保が不十分となっている。 ・将来にわたる安定供給の確保とGXの両立に向けては、データセンターや半導体工場の新増設や脱炭素化に向けた電化の推進などを織り込んだ10年超の長期的な需要想定を行うとともに、このような需要想定を踏まえた長期的な視点での的確な供給力管理により、発電事業者が必要な電源開発を行うためのインセンティブを付与していくことが重要である。このことから早急に供給力管理メカニズムの具体化を図るとともに、GX実現の観点から電源種別だけでなく調整力や慣性力等の機能別の必要量についてもどのように織り込むか検討が必要である 4. （1）①大規模な電源の脱炭素化に向けた事業環境整備（P15） ・容量市場は2024年度から受渡が開始されているが、同市場が的確に運用され、かつ投資回収ができるようにしなければならない。また、安定供給の確保に必要な電源の維持・確保に資する固定費（入札以降のインフレによる増額分含む）の確実な回収が担保され電源投資の予見性が確保されるために、不断の改善を図りつつ着実に運用していくことが重要である。 6. （2）①供給力を確保するための取引市場・制度（P33） ・供給力確保の観点から電源（kW）を維持・新設するための適切なコスト回収と発電用燃料(kWh)の安定的な調達が必要である。電源の維持・新設のための投資予見性を確実に担保するためには容量市場や長期脱炭素電源オークションの着実な運用が重要である。 ・容量市場が的確に運用され、かつ投資回収ができるようにしなければならない。更に予備電源については、初回募集の応札がゼロとなるなど、事業者が応札しやすい環境を整える必要があり、その検討にあたっては、休止中のプラントを立ち上げるための人材確保や修繕コストの費用回収など、現場の意見を十分踏まえた検討をすべきである。 ・長期脱炭素電源オークションは、将来にわたる安定供給とGXの両立に必要な電源投資の予見性確保に加え、電力自由化の下で人材・技術の維持・強化に向けても非常に重要であり、オークションの結果や法改正、海外事例等を踏まえ、不断の検証と制度改善を行っていく必要がある。また、供給力管理メカニズムが具体化された後は長期の需給見通しとの整合性も重視しなければならない。	今後、制度の目的・意義の再確認や目的を果たすに際しての機能性を確認するなど、制度設計や市場運営について検証を行いながら、制度の在り方について検討して参ります。

68	容量市場のメカニズムを見直すべき	2020年度に初回のメインオークションを開催し具体的な制度導入を行ってから5年、メインオークションや追加オークションの開催を重ねて参りました。今後、制度の目的・意義の再確認や目的を果たすに際しての機能性を確認するなど、制度設計や市場運営について検証を行いながら、必要に応じて現行制度の見直しを検討して参ります。
	意見内容 容量市場の必要供給力の確保と、約定価格の高騰防止の両立を図るため、例えば、目標調達量の全量を一つのシングルブライズオークションで調達するのではなく、希頻度リスク対応分は別個にマルチブライズオークションで調達するなどの対策を検討いただきたい。 理由 第99回制度検討作業部会（2025年2月5日）で報告・議論されたように、2024年度メインオークション（2028年度実需給）では、特に東日本で約定価格が上限価格となった。今後、データセンターや半導体工場の設置等による需要増大と、火力電源の退出が続くことを踏まえると、今後も容量市場約定価格の高騰が続くことが予測される。 小売電気事業者にとって、容量拠出金負担を通じた供給力確保は必要不可欠な義務と認識している。しかし、容量拠出金の過度な負担は事業収支を圧迫し、電気料金へ転嫁すれば大きな国民負担となる。このため、容量市場の必要供給力の確保と、約定価格の適正化・安定化の両立が必要と考える。 現在の容量市場は、H3需要に基づく確率的な必要供給力に、厳気象H1需要等に対応するための希頻度リスク対応分を上乗せして、目標調達量を算定している。例えば、この目標調達量の全量を一つのシングルブライズオークションで調達するのではなく、希頻度リスク対応分は別個にマルチブライズオークションで調達すれば、上記課題への対策となるため。	
	既存の電源維持で原発・火力に莫大な資金補助をするような仕組みではなく、容量メカニズムとして必要ときに機能させるような一部の電源を維持するメカニズムとして機能させるようなしくみに再構築すべき。	
	「低稼働電源のkW維持に必要な制度的措置や、緊急時に備えた予備電源制度について、不断の検討を行う」と整理されており、この方向性に賛同する。その上で、今後のkW確保に向けては、新設のみならず既設電源の延命化も重要であるとの認識のもと、kW確保を目的とした既存制度（容量市場）の見直しを含めて具体策のご検討をお願いしたい。	
69	同時市場の導入が目的になってはならない	同時市場については、様々な関係者の意見を聴取し、取引参加者間の公平性や実務負担等にも留意しつつ、信頼を得られる透明性のある市場となるよう、検討を進めてまいります。
	また、2024年度から全商品の市場取引が開始された需給調整市場については、2026年度から全商品が前日取引化されるなど大きなルール変更が予定されているところ、現時点では、前日取引化が当初の目論見通りにうまくワークするかどうか全く見通せない中で、「同時市場の導入に向けて本格的に検討を深めていく」という強度の高い記載は、「導入ありき」のように映る。 再生可能エネルギーの導入拡大に加え、今後地内の系統混雑も増加するという前提に立つと、供給力と調整力の同時約定により調整力の調達及び電源運用の最適化を行う手段として「同時市場」の導入を検討すること自体は否定するものではない。しかし、実際に「同時市場」の導入是非を判断するにあたっては、まずは2026年度から実施される需給調整市場の前日取引化が当初の想定通りにワークするかどうかを十分見極める必要があり、同時市場の導入自体が目的化することがないよう、拙速に同時市場の導入を決定するべきではないと考える。	
70	同時市場においては時間軸を示し、十分な準備期間を取ると共に何度もシステム改修が起こらないようにすべき	同時市場については、様々な関係者の意見を聴取し、取引参加者間の公平性やシステム改修等の実務負担等にも留意しつつ、信頼を得られる透明性のある市場となるよう、検討を進めてまいります。
	同時市場の整備は電力市場制度を大きく変更する困難な試みであり、数多くの要素の検討を必要とすると理解しております。 市場参加事業者にとって将来の事業計画の予見性を高めるために、今後の更なる検討における時間軸をお示しただくと共に、新制度移行に当たっては十分な準備期間を取って頂きたく存じます。既に市場には2028年以降の取引も行われており、2028年度に同時市場を開始する事が困難な場合等、開始スケジュールに変更があると予見された場合には、早期に公表を頂きたく存じます。 また市場変更対応のために大規模なシステム改修が何度も生じることのないよう、検討を重ねて頂きたく存じます。	
	4. 電力システムが直面する課題と対応方針（2）電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組み構築 ⑤ 短期の需給運用の効率的な実施 2 1 ページ <意見内容および理由> （同時市場の検討にあたっての留意事項） ・同時市場の検討にあたっては、発電事業者の運用自由度を阻害しないことに留意し、現在の電力取引に関する市場の課題も踏まえ、十分な検討期間、準備期間や試行期間を設ける等、実務を踏まえた慎重かつ丁寧な検証をお願いしたいと考えております。	
71	同時市場の移行に当たっては、様々な関係者の意見を徴収し、公平かつ透明性のある市場とすべき	同時市場については、様々な関係者の意見を聴取し、取引参加者間の公平性や実務負担等にも留意しつつ、信頼を得られる透明性のある市場となるよう、検討を進めてまいります。
	・ 案には、「同時市場の導入に向けて本格的に検討を深めていく」との記載があるところ。 ・ 「本格的に検討を深めていく」と自体には異論は無い。 ・ そのうえで、検討にあたっては、 ・ 同時市場については、発電事業者の運用自由度を阻害しないこと、発電所のオペレーションをはじめ実務を踏まえた丁寧な検討をお願いしたい。 ・ また、効率化のみの観点から特定のプレイヤーに権能を寄せるのではなく、電力供給に携わる各プレイヤー（発電・送配電・小売）の役割・責任をバランスよく設計し電気事業全体として事業者の創意工夫を促す制度設計をお願いしたい。 ・ 報告書案の「事業者に期待される役割」の箇所に、「安定的な量と価格水準で、需要家に電気を供給するためには、そうした役割や責任を、電気事業に関わる全ての事業者が果たしていくことが求められる。」と記載があり、同時市場の設計においてもこの点を踏まえていただきたい。	

72	同時市場の運営主体には、独立性・公平性・透明性が担保されているべき ・意見内容 同時市場の運営主体には、独立性・公平性・透明性が担保されていることを強く求める。 ・理由 同時市場の運営主体には、3パート情報に代表される各電源の競争力にかかわる情報が集約されることから、特定の事業者や企業グループの影響下に置かれる状況は競争上望ましくないため。	同時市場の運営主体の在り方については、「同時市場の在り方等に関する検討会」の中間取りまとめにおいて、強靱且つ安定的な事業運営能力、取引参加者の信頼を得られる中立性・透明性、高度なシステム開発能力を有し、ガバナンス、人材、経理の基礎等が確保されていることが必要と整理されました。 これを踏まえ、今後は、関係する各機関等との関係を整理しつつ、同時市場の運営に必要な業務の検討を行い、求められる役割や機能といった運営主体の在り方について議論を進めてまいります。
73	同時市場の検討にあたっては、調整力の価値が適正に評価されるような制度設計すべき ・意見内容 同時市場の詳細検討においては、発電事業者が調整機能を有する電源に積極的に投資をできるよう、調整力の価値が適正に評価されるような制度設計を望む。 ・理由 同時市場が導入される頃には、変動再エネの大量導入や、原子力・脱炭素火力などのマストラン電源の導入が進み、調整力の必要性が今よりもさらに増していることが想定されることから、調整機能の重要性が更に増していると考えられるため。	同時市場は、電力量（kWh）と調整力（ΔkW）を同時に取引し、約定させる市場です。調整力については、Three-Part情報（①起動費、②最低出力費用、③増分費用カーブ）から市場価格を算出することを前提として、シングルプライス化することやアップリフトにより起動費等の取り漏れのない回収が可能となること等も含めて価格の算定方法を検討してまいります。
74	旧一般電気事業者の小売部門による送配電部門の不正情報閲覧問題、支配的事業者による相場操縦、カルテルなど、電力市場の公平性・中立性が確保できるよう問題を是正すべき (1) この間、旧一般電気事業者によるカルテル、顧客情報不正閲覧・漏洩、相場操縦という電力システム改革の根幹・公正さを揺るがす重大な不正事案が発覚していることについて、項目を起こして具体的に記述すべきである。 需要化の選択肢が増えたことはよかったが、参考図8にもみられるように、国際燃料価格が高騰し、卸電力取引所の価格が高騰した際には、供給実績のある事業者が小売電気事業から撤退したことがうかがえる。この背景には、国際燃料価格の高騰のみならず、後述するとおり、大手電力会社が電力システムの中で支配的な力を持つ中で価格を操作したことなども要因と考えられ、その検証がここでは不十分である。 電力システム改革の検証と方向性を定める文書であるにもかかわらず、この間の大手電力会社（旧一電）によるカルテルや、JERAによる電力市場価格つり上げに関する言及が全くない。市場の規律を高めることをしなければ、安定供給も満たされない。カルテルや価格つり上げに対していかなる今後いかなる措置をとるのか明確にするべきである。 第三に、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大については、「2016年4月の小売全面自由化以降、700を超える事業者が小売電気事業に参入した」とされ、需要化の選択肢が増えたことはよかったが、参考図8にもみられるように、国際燃料価格が高騰し、卸電力取引所の価格が高騰した際には、供給実績のある事業者が小売電気事業から撤退したことがうかがえる。この背景には、国際燃料価格の高騰のみならず、後述するとおり、大手電力会社が電力システムの中で支配的な力を持つ中で価格を操作したことなども要因と考えられ、その検証がここでは不十分である。 電気料金抑制について再生可能エネルギー（太陽光、風力発電）を増やせば燃料高騰化の影響も軽度で済んだはずではないのか。長期的に見れば負担は減らせたはず。また大手電力会社が電力システムの中で支配的な力を持つ中で価格を操作したことも要因である。JERAやカルテルによる価格釣り上げ、情報漏洩、不正閲覧など本来業務停止命令するべきであるのに、について触れていない。公正で競争的な市場の整備が必要不可欠であり、どのような措置を取るのか明確にするべきである。 大手電力会社はカルテルをしましたね。この内容も隠しているのが、本当に信用できないと思います。まったく国民をバカにしています。こんな案は、即撤回し、政府、電力会社の結びつきが問題だと思うので、第3者を交え検討しなおし、再生エネルギーに対する取り組みに進めるべきです。 電力システム改革を公正で競争的な市場の整備が不可欠 電力システム改革をの検証と方向性を定める文書であるにもかかわらず、この間の大手電力会社（旧一電）によるカルテルや、JERAによる電力市場価格つり上げに関する言及が全くない。市場の規律を高めることをしなければ、安定供給も満たされない。カルテルや価格つり上げに対していかなる今後いかなる措置をとるのか明確にするべきである。再エネの飛躍的拡大のためには、公正で競争的な市場の整備が不可欠である。 ・大手電力会社によるカルテルや電力市場価格のつり上げに関して言及がないことは問題です。市場の規律を高めることで安定供給を実現すべきです。カルテルや価格つり上げに対してどのような措置を取るのか明確にするべきです。 発送電分離したはずの電力会社が持ち株会社下のグループ会社であり中途半端だったところで、グループ外の電力会社を排除するような違法な行為を行っていた事例があり、そもそも「電力システム改革」自体が目指すべき形に全く近づいてない。 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大については、「2016年4月の小売全面自由化以降、700を超える事業者が小売電気事業に参入した」とされ、需要化の選択肢が増えたことはよかったが、参考図8にもみられるように、国際燃料価格が高騰し、卸電力取引所の価格が高騰した際には、供給実績のある事業者が小売電気事業から撤退したことがうかがえる。この背景には、国際燃料価格の高騰のみならず、後述するとおり、大手電力会社が電力システムの中で支配的な力を持つ中で価格を操作したことなども要因と考えられ、その検証がここでは不十分である。 小売と発電が一体化している状態では、小売部門の損失を発電部門が補うこともでき、市場に対して価格支配力を行使することもできる。現に大手電力の市場価格の吊り上げや、内外無差別に反する行為が公正取引委員会によって指摘されてきた。 電力システム改革が不徹底であることによって旧一電による大きな不正事件が度々起きてきたこと、その結果、自由かつ公正な価格競争が行われず旧一電が依然として大きな市場支配力を保ち続けているへの言及を欠いている。 大手電力会社の市場支配力：大手電力会社が電力システムの中で支配的な力を持つ中で価格を操作した可能性の検証を追記するべきです。	一連の不適切事案等を踏まえた小売電気事業者の健全な競争を実現するための対策として、電力・ガス取引監視等委員会や関係審議会での議論を踏まえ、①一般送配電事業者が保有する非公開情報へのアクセス遮断を徹底する制度・仕組みの構築、②内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築、③魅力的で安定的な料金、サービス等の選択を可能とする事業環境の整備について、関連規則等の改正や電力・ガス取引監視等委員会によるフォローアップを実施しました。 また、相場操縦については「適正な電力取引についての指針」において、電気事業法に基づく業務改善勧告や業務改善命令の対象としております。電力・ガス取引監視等委員会の調査に基づき、不適切な事案が生じた場合には適切な対応を検討します。 今後も電力市場の公平性・中立性の確保に努めてまいります。

75	電力・ガス取引監視等委員会の監視機能と電気事業法上の罰則規定を強化すべき	監視機能の強化については、体制強化の一環として2024年2月から6月まで、電力・ガス取引監視等委員会の取組に関する組織検証を行い、専門人材の確保等による組織全体の専門性強化や、外部機関も活用した監査機能の抜本強化等に取り組んでいます。引き続き、電力市場の状況等も踏まえながら、必要に応じて体制の強化に取り組んでまいります。 また、同様の不適切な事案が発生する事態が生ずれば、更なる対応を検討してまいります。
	7. 監視機能の向上：電気事業法上の電取委の監視機能と罰則の強化を 大手電力によるカルテル問題、新電力の顧客情報の情報漏洩及び不正閲覧、再エネ業務管理システムの不正閲覧など、この数年で公正な市場環境を揺るがす大手電力の不正行為が相次いで発覚したが、これらはいずれも電力・ガス取引監視等委員会（電取委）による定期的な監査で発覚しなかったものである。 また、2024年11月にはJERAが4年半にもわたって「相場操縦」を行っていたことが明らかになり、この件でも電取委の監視の甘さや電気事業法上の罰則規定のなさが指摘された。これらの電力事業者の度重なる不正行為を重く受け止め、電気事業法上における電取委の行政上の権限を強化し、さらに罰則規定を設けることを求める。また、電取委の人事を経産省から切り離すことで独立性を担保し、合わせて常勤の職員を大幅に増やすなどの監視体制の強化も検討頂きたい。	
	6.電気事業法上の電取委の監視機能と罰則の強化を求める。2024年11月にはJERAが4年半にもわたって「相場操縦」を行っていたことが明らかになり、この件でも電取委の監視の甘さや電気事業法上の罰則規定のなさが指摘された。	
	電力市場では大手電力会社による営業カルテルや顧客情報の不正閲覧、相場操縦による電力価格つり上げなどの問題が相次いでいます。公正な競争環境をつくり、消費者の利益を守るために、大手電力会社への監視や、不正に対する罰則を強化すべきです。 近年明らかになった大手電力会社の不正行為は、電力・ガス取引監視等委員会による監査では発覚しませんでした。電力・ガス取引監視等委員会の権限や体制を強化する必要があると考えます。	
	電力システムが公正に運用されるよう、電力・ガス取引監視等委員会の体制を強化し、監視機能を強めるべきである。また、電気事業法を改正し、相場操縦などの不正行為に対する強力な制裁措置を盛り込むべきである。	
	市場の規律を高めることをしなければ、安定供給も満たされない。カルテルや価格つり上げに対していかなる今後いかなる措置をとるのか明確にするべきである。	
	電気事業法上の電取委の監視機能と罰則の強化を！ 電気事業法における電取委の行政上の権限を強化し、更に罰則規定を設けることを求める。また、電取委の人事を、経産省から切り離すことで独立性を担保し、合わせて常勤の職員を大幅に増やすなどの監視体制の強化も検討頂きたい。	
	電力事業者の度重なる不正行為を重く受け止め、電気事業法上における電取委の行政上の権限を強化し、さらに罰則規定を設けることを求める。また、電取委の人事を経産省から切り離すことで独立性を担保し、合わせて常勤の職員を大幅に増やすなどの監視体制の強化も検討頂きたい。	
	3. 電力市場の公正性確保 ・ 大手電力会社（旧一電）によるカルテルやJERAによる市場価格つり上げ行為に対し、厳格な措置を講じるべきである。 ・ 電気事業法上の電力・ガス取引監視等委員会の監視機能と罰則を強化し、市場の規律を高めるべきである。 ・ 送配電部門の所有権分離や発電・小売部門の法的分離を推進し、公正な競争環境を整備すべきである。	
	監視委の監視・監督が機能していない状況である。罰則の導入など今後電気事業法の見直しも行う必要がある。そのために、JEPXや監視委等の抜本的な改革と体制の強化が必要である。	
	電力システム改革を検証する文書であるにもかかわらず、大手電力会社によるカルテルや、JERAによる電力市場価格つり上げへの言及が一切ないことは重大な欠陥である。これらの不正行為は市場の公正性を損ない、安定供給を脅かすものであり、再発防止策と具体的な処罰措置を明示すべきである。電気事業法上の電力取引監視等委員会（電取委）の監視機能を強化し、罰則を大幅に厳格化することで、市場の規律を高める必要がある。不正を放置したままの改革は、国民の信頼を失うだけである。	
	監視機能の向上： 例えば、JERAによる相場操縦事件のように、電力・ガス取引監視等委員会（電取委）による監視が機能不全に陥っている現状に鑑み、電気事業法上の電取委の監視機能と罰則の強化を求めます。	
	⑥市場運営・監視機能の抜本改革と強化（25ページ） 2021～2022年度の電力市場価格高騰では、卸売市場からの購入の多い新電力だけでなくFIT電気の調達割合の高い新電力も大きな打撃を受けた。 市場価格高騰が原因で電力販売を停止したり事業から撤退した事業者も多数あったにも関わらず、制度の見直しは十分になされておらず、打撃への補正や補填もない。 またその背景には、大手電力が自社内部への供給を優先し、市場への電力供給が絞られたり、大手電力による高値での買入札があったことが公正取引委員会の調査でも指摘されている(*2)。 このような市場の不備に対して、日本電力卸取引所（JEPX）および電力・ガス取引監視委員会（監視委）は公正な監視と適切な対応を取ることができていない。 さらに2024年11月、JERAによる余剰電力の一部未供出の状態が4年半にわたって続いていたことも明らかとなった。この件でも、不正であることが明らかとなりつつも、罰則も返金もなく、業務改善勧告にとどまっている。 監視委の監視・監督が機能していない状況である。罰則の導入など今後電気事業法の見直しも行う必要がある。そのために、JEPXや監視委等の抜本的な改革と体制の強化が必要である。	
	【意見内容】 2016年度から低圧も含めた小売り全面自由化が実施されていることは評価。その中で自由化を根本から揺るがす不正閲覧事件のような事案に対しては罰則を強化して直罰を課すべき。 【理由】 不正行為に対しての罰則は直罰が当然だから。そもそも論になるが「最初に官庁が改善命令などを出し、それに従わない場合に初めて罰則を課す」という制度は、“望ましいことではないが不正とまでは断じにくい行為”に対してこそふさわしい。エネルギーで言えば、例えば省エネ法の判断基準に従わずにエネルギーの無駄遣いを続けることなどが該当と思う。こうしたエネルギーの浪費は望ましい行為ではないが、事業者側にも様々な事情もあるだろうし、言い分もあるかもしれない。そこで、まずは勧告や指示なり改善命令を出して、それにもかかわらず繰り返すようならば罰則をかけるという制度は理解できる。しかし不正閲覧などは競争を不当にゆがめて不正に利益を得ようというものであり、明らかな不正行為である。不正行為に対しては例えば収賄や選挙違反が直罰なのと同様に直罰するのが当然と考える。	

76	火力発電は、電力の安定供給に資するため、維持すべき	火力発電は、電力の安定供給を支えてきた重要な供給力であり、また、再エネの更なる導入拡大が進む中で、当面は再エネの変動性を補う調整力として、火力発電の活用は重要です。
	<意見内容および理由> (将来の需給想定に基づく供給力等の確保) ・我が国が安定供給を確保しつつ、カーボンニュートラルを達成していくためには、蓋然性の高い電力需要想定の下で、建設リードタイムを踏まえながら、既設電源の脱炭素化や新規電源の建設、系統整備を計画的に進めることが必要であると考えています。 ・現在、電力広域的運営推進機関において、2050年をスコープとした将来の電力需給シナリオの策定に向けた検討が行われているところですが、検討結果については、長期脱炭素電源オークション等の電源政策や、系統整備計画に速やかに反映いただくようお願いいたします。 (既設火力の維持・確保) ・事業者としても、再エネ、原子力の最大限の活用に加え、水素・アンモニア等の次世代燃料やCCS技術を活用した火力発電の脱炭素化に取り組んでまいりたいと考えておりますが、既設火力は、当面の間、安定的で低廉な電力供給に欠かせないものであり、今後、再エネを最大限導入していく上でも調整力・慣性力・同期化力を有する重要な電源であると認識しております。 ・今後も一定期間、既設火力を維持・確保していくためには、トランジション期における既設火力維持に向けた制度措置(容量市場の見直しによる確実なコスト回収、ストランドッドコストの回収措置、予備電源制度の改良等)や、既設部品の供給網(サプライチェーン)や技術者の維持・確保策が必要であり、具体化に向けた検討を着実に進めていただくようお願いいたします。	第七次エネルギー基本計画や、本文書においても、火力全体で安定供給に必要な発電容量(kW)を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量(kWh)を減らしていくとともに、トランジションの手段としてのLNG火力の活用、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力の脱炭素化の取組、予備電源制度等についての不断の検討などを進めていく旨をお示ししています。
	<意見内容および理由> (燃料確保に係る制度措置) ・変動再エネ等で燃料調達量の予見が難しくなりつつあるなか、平時の所要量変動にも対応できるよう、契約柔軟性を高めるための支援措置についても検討いただきたいと考えております。 ・また、有事における国主導による燃料確保策として、現行の戦略的余剰LNGスキーム(SBL)の拡充とともに、タンク容量の拡大に関する支援措置等、柔軟かつ実効性のある施策を検討いただきたいと考えております。 ・脱炭素化に向けて火力kWhの減少が謳われている中、既設火力への制度措置を検討するにあたり、今後の石炭・石油のサプライチェーン維持の視点を取り入れ、安定供給維持という政策目的に対し実効性のある制度となるよう検討いただくよう、お願いいたします。とりわけ、石油に関しては、足元で既にサプライチェーンの維持が極めて困難になっている現状を踏まえ、早期の検討をお願いいたします。	
77	火力発電は、CO2削減には繋がらないため、削減や廃止を進めるべき	ご指摘の通り、火力発電は、二酸化炭素を排出するという課題がありますが、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な抑制策を講じることになれば、
	火力は、石炭だけでなくLNGもふくめ速やかに廃止しなければならない。	電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。
	火力発電しながら脱炭素はおかしい。	
	「脱炭素火力」とありますが、こんな日本語作ったんですか？この言葉、意味がわからなくないですか？	このため、第七次エネルギー基本計画や、においては、火力発電について、火力全体で安定供給に必要な発電容量(kW)を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量(kWh)を減らしていく方針を示しております。
	火力って脱炭素にならないですよね。無理から作っているのが、表れてしまった感じがします。	具体的には、トランジション手段としてのLNG火力の確保や、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進めるとともに、予備電源制度等の措置について不断の検討を行うこととしております。
	LNG火力への投資は脱炭素とはいえず誤り 火力は、石炭だけでなくLNGもふくめ速やかに廃止すべきです。「LNG火力への投資」は、脱炭素化とは言えず、誤りであります。そのために事業環境整備をするべきではありません。 石炭火力はフェードアウトではなく、フェイズアウト(段階的廃止)をするべき 「安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進」について、非効率であれ効率的であれ、石炭火力はフェードアウトではなく、フェイズアウト(段階的廃止)をするべきです。COP(気候変動枠組条約)に参加しているにもかかわらず、逆行するような施策は全地球的判断をすべきだし、将来世代へのコミットをすべきです。	
	意見	
	理由	
	「脱炭素火力」という語は、虚偽を含む印象操作的な語であり、用いるべきでない。	
	「脱炭素火力」という語は「火力発電において脱炭素すなわち温室効果ガス排出ゼロが可能である」という誤解を生じさせる。実際には石炭火力発電に水素やアンモニアを数十%混焼させても二酸化炭素の排出削減の効果はほとんどない。水素やアンモニアを専焼させる火力発電は高コストで市場性がほとんどない。そもそも再生可能エネルギー由来の水素やアンモニアを火力発電に用いるよりも再生可能エネルギー電力をそのままエネルギー利用の方が低コストで排出量も少ないことは火を見るより明らかである。	
	まず、石炭火力はもちろん、LNG火力は「脱炭素」とは矛盾する。1.5℃目標に向けてカーボンジャネットの観点からすみやかな廃止を明言し取り組むことを求める。	
78	LNG火力は、トランジション期においては、安定的に電力供給をするために活用すべき	第七次エネルギー基本計画や、本文書においても、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要であり、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースの促進や、水素やCCUS等を活用した脱炭素化、燃料の安定的な確保の対応の在り方に関する検討等を進めていく旨をお示ししています。
	意見内容 トランジション期・脱炭素化達成時に必須となる、LNG火力・脱炭素化火力の調整力・供給力としての位置づけと必要量を明確化した将来見通しを策定・公表するとともに、継続的な政策支援をお願いしたい。 理由 LNG火力、および水素・アンモニア・CCUS等を活用した脱炭素化火力は、トランジション期・脱炭素化達成時において、再エネの予測誤差に対応する調整力、および天候不順時の供給力として引き続き不可欠である。発電事業者は、脱炭素化技術の進展等が見通せない不透明な状況下、事業リスクを負って大型投資を行っており、その投資予見性の向上が必要なため。	
	LNG火力は、安定供給と低炭素化の両立のために不可欠な電源であり、新設・リプレースに向けた事業環境整備は喫緊の課題と認識。世界のガスタービン需要増による建設費高騰に国内の発電事業者が対応できるよう、長期脱炭素電源オークションにおけるLNG専焼枠への追加的な措置については、当面の間継続することとし、事業環境整備と併せて速やかに検討を進める必要がある。 (原文) 今後もさらに火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、長期脱炭素電源オークションにおいても、追加的な措置を検討する。 (修正案) 今後もさらにトランジション期に必要な不可欠な火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、長期脱炭素電源オークションにおいて、前述の制度措置・市場環境整備と併せて、追加的かつ継続的な措置を速やかに検討する。	

79	LNG火力は、ライフサイクル全体で見てもCO2を排出し気候変動対策を遅らせるため、廃止すべき	2050年に向けて、安定供給を大前提としながら、火力の脱炭素化を進めて行きますが、LNG火力は、石炭・石油火力と比較して、ライフサイクルも含めた二酸化炭素の排出量が少ないため、カーボンニュートラルに向けて排出削減を着実に進めるトランジション期において安定供給を確保する手段として重要と考えています。 こうした状況を踏まえ、政府の方針として、LNG火力を廃止することは考えていませんが、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。
	LNG火力の削減に向けた方針を打ち出すことを強く求めると。	
	報告書では「LNG火力への投資を進める必要がある」とされていますが、これは脱炭素化に逆行するものです。LNG（液化天然ガス）は化石燃料であり、燃焼によるCO2排出は避けられません。加えて、LNGのライフサイクル全体ではメタン排出が問題となり、地球温暖化への影響が大きくなっています。そのため、「LNG火力への投資」は誤った政策であり、速やかな廃止を目指すべきです。少なくとも、そのために事業環境整備を行うことは適切ではありません。	
	火力は、石炭だけでなくLNGもふくめ速やかに廃止しなければならない。「LNG火力への投資」は、脱炭素化とは言えない。「LNG火力への投資を進めていく必要がある。」は誤りである。少なくとも、そのために事業環境整備をするべきではない。また、外国での環境破壊と先住民への人権侵害を引き起こす。LNGカナダ事業などにも顕著だが、日本企業である三菱商事はもうまもなく完成するLNGカナダ事業に既に15%分出資し、化石燃料から水素を生産するプロジェクトをシェル・カナダ社と計画している。この2つの事業は日本では絶対に許さないような大規模な破壊と汚染を引き起こす。関係パイプラインが先住民であるWet'suwet'en（ウェットスウェテン）の領土を無断で通り、反対は弾圧されている。こうした酷い人権侵害事例に関わる事業などもある、	
	火力発電（石炭及びLNG含む）は速やかに廃止するべきです。LNG火力への投資は脱炭素化とは言えません。「LNG火力への投資を進めていく必要がある」という主張は誤りであり、そのための事業環境整備は行うべきではありません。	
	「脱炭素電源やトランジション手段としてのLNG火力への投資を進めていく必要がある」との整理がなされているが、2024年10月にガーディアン紙で報道されたように、LNG火力はライフサイクルでは石炭火力を上回る温室効果ガスを排出することが指摘されている。LNG火力の削減に向けた方針を打ち出すことを強く求める。	
	矛盾している。LNG火力発電は燃焼、採掘、加工、貯蔵、輸送に伴う排出量（いわゆるライフサイクルでの排出量）を合わせると、LNGは大量の温室効果ガスを排出するため、LNGに切り替えてもカーボンニュートラルは達成できない。また、LNGに関わる事業では環境保全の面で問題を抱えている。例えば、日本の公的金融機関である国際協力銀行（JBIC）と大阪ガスが出資者として関わっているフィリピン・パタンガス州のイリハンLNG輸入ターミナル事業では建設から稼働段階まで、同事業の実施によって海洋生態系への悪影響が指摘されている。	
80	石炭火力は、CO2排出量が多く環境破壊に繋がるため、廃止すべき	エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S＋3Eの原則の下で2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。 石炭火力については、電源構成の約3割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。 こうした状況を踏まえ、政府の方針として、石炭火力を直ちに廃止することは考えていませんが、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。
	【意見】石炭火力は直ちに止めるべきであり、政府（税金）が水素・アンモニアを混焼や、CCUSの技術開発を推進したり補助を出したりして温存させることはやめてください。 【理由】電力の自由化に逆行するからです。再生可能エネルギーの主力電源化に注力してください。	
	1.5℃目標と整合させるためには先進国は2030年には石炭火力を廃止しなければならないところが日本の現在の目標は2030年までに石炭火力の2割をアンモニア混焼にするというものこれはこれからの技術でこの目標が達成できるかどうか不透明かつ達成できたととしても残りの8割はまだ石炭を燃やし続けることになる。これでは1.5℃目標にまったく間に合わない	
	石炭火力は、脱炭素の障害になるので、国として進めるのは一切やめて、早い時期に閉鎖するべきだ。	
81	石炭火力は、削減に関する国際合意が進んでいる中で、国が前面に立って廃止に向けた方針・廃止年限を定め、早期に廃止すべき	エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S＋3Eの原則の下で2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。 石炭火力については、電源構成の約3割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。 こうした状況を踏まえ、政府の方針として、石炭火力を直ちに廃止することは考えていませんが、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。
	非効率石炭だけではなく、すべての石炭火力のフェーズアウトに向けて方針を打ち出すことをつよくとめる。	
	また、石炭火力については「フェードアウト（自然減少）」ではなく計画的廃止の方針を明確にするべきです。政府は石炭火力の段階的廃止のスケジュールを策定し、事業者に対する適切な指導を行うべきです。	
	「安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進」について、非効率であれ効率的であれ、石炭火力はフェードアウトではなく、フェイズアウト（段階的廃止）をするべきである。政府は、フェイズアウトに向けた計画を策定するべきである。	
	日本の火力削減に関する方針は（非効率石炭火力のフェーズアウト）に留まっているが、1.5℃目標との整合のために先進国は2030年までに石炭火力を廃止しなければいけないことは、国際エネルギー機関（IEA）等が明らかにした。 石炭火力のフェーズアウトに向けて方針を打ち出し、確実に制度措置の強化を進めることを求める。	
82	G7が合意した「2030年代前半までの石炭火力の段階的廃止」について記載すべき	2023年のG7広島サミットや、2024年のG7ブリーア・サミット等では、各国のネット・ゼロの道筋に沿って、2030年代前半、または、気温上昇を1.5℃に抑えることを射程に入れ続けることと整合的なタイムラインで、排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトすることに合意しました。 第七次エネルギー基本計画や、本文書においては、安定供給の確保を大前提に、非効率な石炭火力を中心に発電量を減らしていく方針をお示ししております。 引き続き、2030年度に向けて、非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に進めるとともに、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、水素・アンモニアやCCUS等を活用することで、1.5℃目標と整合的な形で脱炭素型の火力に置き換える取組を推進してまいります。
	2、方針について：再エネ3倍、火力の削減に向けた方針を明確にすること なお、p.11「(2)電力システムを取り巻く経済社会環境の変化 丸1世界的なDXや脱炭素化の流れの加速」において、カーボンニュートラルへの国際的な潮流や、G7で合意した2035年の電力部門の脱炭素化について触れられているが、2024年にG7が合意した「2030年代前半までの石炭火力の段階的廃止」について記載されていない。日本の合意内容について、正確に記載をするよう求める。	
	日本の火力削減に関する方針は、非効率石炭火力のフェーズアウト、に留まっているが、1.5℃目標との整合のために先進国は2030年までに石炭火力を廃止しなければいけないことは、国際エネルギー機関（IEA）等が明らかにした。非効率石炭だけではなく、全ての石炭火力のフェーズアウトに向けて方針を打ち出し、確実に制度措置の強化を進めることを求める。 なお、p.11「(2)電力システムを取り巻く経済社会環境の変化 1、世界的なDXや脱炭素化の流れの加速」において、カーボンニュートラルへの国際的な潮流や、G7で合意した2035年の電力部門の脱炭素化について触れられているが、2024年にG7が合意した「2030年代前半までの石炭火力の段階的廃止」について記載されていない。日本の合意内容について、正確に記載をするよう求める。	
	・再エネ3倍、火力の削減に向けた方針を明確にすること ・COP28で合意された再エネ3倍の目標に向け、制度措置を講じ、日本としても再エネを最大限導入するよう、より強く方針の前に出すべきだ。 ・2024年にG7が合意した「2030年代前半までの石炭火力の段階的廃止」について記載されていない。日本の合意内容について、正確に記載をするべきです。	
	（電力システムを取り巻く経済社会環境の変化 や 世界的なDXや脱炭素化の流れの加速）において、カーボンニュートラルへの国際的な潮流や、G7で合意した2035年の電力部門の脱炭素化と同時に、2024年にG7が合意した（2030年代前半までの石炭火力の段階的廃止）を目指すことを記載をするよう求める。	
	日本政府も加わり国際的にも合意されている「再エネ3倍化」や「化石燃料からの脱却」、「公正な移行」という約束は、このなかでは中心軸から外れている。	
	欧州各国は2030年代までに石炭火力を完全に廃止する方針を示しており、做うべきである。	
	石炭火力発電の段階的廃止：非効率であれ効率的であれ、石炭火力発電はフェードアウトではなく、フェイズアウト（段階的廃止）をすることを求めます。	

83	石炭火力・LNG火力を脱炭素電源に含めるべきではない	ご指摘の通り、火力発電は、二酸化炭素を排出するという課題がありますが、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。
	(長期脱炭素電源オークション)では脱炭素を謳いながらLNG火力を計1,000万kWも新設し、今後もさらに石炭火力の供給力も確保するという脱炭素化とは全く正反対の施策である。	このため、エネルギー基本計画や、電力システム改革の検証結果と今後の方向性(案)においては、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進することとしています。
	脱炭素電源に石炭火力発電・LNGガス発電を含めることは不当です。	その上で、長期脱炭素電源オークションにおいては、短期的な電力需給ひっ迫の防止や、将来的な電力需要の増加見通しに対応するため、将来的な脱炭素化を前提としたLNG火力の新設・リプレース案件を対象とすることとしています。
84	フェードアウトについて、政策要請により地点を存続させるのなら、国が前面に立って説明すべき	石炭火力については、第七次エネルギー基本計画や、本文書において、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していく旨をお示ししています。
	・意見内容 石炭火力のフェードアウトに関して、政策要請により地点を存続させるのなら、国が前面に立ってその必要性を明言するとともに、地点維持のために必要な手当てを行っていただきたい。 ・理由 事業者は資本市場・金融市場からの圧力や国際的な状況、排出量取引を含めた経済的な環境、さらに地元への影響も勘案しながら火力電源の休廃止を計画的に進める必要があるため、政策要請のみに基づき事業者が自主的に地点存続に対応することは困難である。	
85	石炭火力の「フェードアウト」は「フェイズアウト」という文言にすべき	エネルギーを巡る状況は各国千差万別です。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国においては、S+3Eの原則の下で2050年カーボンニュートラル実現に向けてあらゆる選択肢を追求していくことが重要と考えています。
	・石炭火力はフェードアウトではなく、段階的廃止(フェイズアウト)を行うべきです。政府は石炭火力発電のフェイズアウトに向けた計画を策定するべきです。	石炭火力については、電源構成の約3割を占めており、必要な供給力が必ずしも十分に確保されていない段階で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。
	石炭火力発電の段階的廃止：非効率であれ効率的であれ、石炭火力発電はフェードアウトではなく、フェイズアウト(段階的廃止)をすることを求めます。	こうした状況を踏まえ、政府の方針として、石炭火力を直ちに廃止することは考えていませんが、引き続き、非効率な石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアやCCUS等を活用した脱炭素化の取組を推進していきます。
86	石炭火力を減少させる場合には、電力の安定供給を大前提とし、必要な発電容量の確保に向けた制度の検討・見直しを行うべき	第七次エネルギー基本計画や、本文書において、火力全体で安定供給に必要な発電容量(kW)を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量(kWh)を減らしていくとともに、低稼働電源のkW維持に必要な制度的措置や、緊急時に備えた予備電源制度について、不断の検討を行うこととしております。
	<意見・理由> 1. 安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進(該当箇所：4. (1)②) ・石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進にあたっては、安定供給確保の観点から現実的かつ柔軟性を持たせた時間軸を考慮のうえ、制度検討の必要がある。一方、事業者としてフェードアウトを進めるにあたっては、例えば、脱炭素推進に係るGXコスト(カーボンプライシング)と安定供給に必要な火力電源維持のバランス、現行の容量市場制度や予備電源制度など安定供給確保のために必要となる火力電源維持のための制度の在り方等についても整理されることが前提となるため、こうした課題について、スピード感をもって検討の必要がある。	
	● 沖縄エリアの有する構造的不利性により水力発電や原子力発電の導入が困難なため、石炭火力が引き続き重要な供給力を担っているところであるが、沖縄の系統規模の観点からは、非効率石炭火力と位置付けられているsub C機が導入可能な最良の技術であり、全国と同じ基準で非効率石炭火力フェードアウトへの対応を求められた場合、安定供給確保に大きな懸念が生じる虞がある。 ● 第7次エネルギー基本計画においても、「エネルギー安定供給を第一として、経済効率性と環境適合性の向上に向けて最大限取組を進めていくことが重要(P17)」として、安定供給が最優先のものとして位置づけられており、非効率石炭火力フェードアウトを進めるにあたっては、沖縄エリアにおいて石炭火力が安定供給に果たす役割を踏まえる必要がある。 ● また、今後の方向性として「kWを維持しつつkWhを低減していく」ことが示されているが、沖縄エリアにおいても、日々の運用に当たっては再エネの出力変動に対応したDSS運転などの調整力運用やLNGの優先活用を行っており、この点、方向性とも合致すると認識している。しかし、水力発電や原子力発電の導入が困難な中、LNGのみに過度に依存することになるとエネルギーセキュリティの確保に懸念が生じる虞がある。 ● 第7次エネルギー基本計画においても、地政学リスク等を背景に、エネルギー安全保障の確保や特定の電源に依存しないバランスの取れた電源構成による多層的な供給構造の必要性が再認識されているところであり、導入可能な電源が限られる沖縄エリアにおいては、石炭火力がエネルギーセキュリティに果たす役割を踏まえる必要がある。 ● そのうえで、沖縄エリアにおける経済効率性の観点からも石炭火力の重要性は大きく、県経済や県民生活への影響も併せて考慮する必要がある。 ● これらの状況を踏まえ、引き続き沖縄の電源事情へのご理解・ご配慮をお願いしたい。	
	非効率な火力とはいえ、点灯帯や曇天時の安定供給を考慮すれば変動再エネを上回る機能を発揮する電源であり、足元の電源不足を補い安価な発電量(kWh)を生み出す貴重な電源であることについて、国民の理解を得るとともに、そのためには維持コストを負担する必要があることも併せ認識する必要がある。 (原文) データセンターや半導体工場の新増設等による需要の増加も想定すれば、再生可能エネルギー・原子力等の脱炭素電源を最大限活用しつつ、火力においては、非効率な電源を中心に発電量(kWh)を減らしながらも、安定供給に必要な発電容量(kW)を維持していく必要がある。 (修正案) データセンターや半導体工場の新増設等による需要の増加も想定すれば、再生可能エネルギー・原子力等の脱炭素電源を最大限活用しつつ、火力においては、非効率な電源を中心に発電量(kWh)を減らしながらも、一定程度のコストをかけて安定供給に必要な発電容量(kW)を維持していく必要がある。	
	「火力においては、非効率な電源を中心に発電量(kWh)を減らしながらも、安定供給に必要な発電容量(kW)を維持していく必要がある」と整理されており、この方向性に賛同する。その上で、電力・ガス基本政策小委員会において非効率でない石炭火力(排出削減対策なし)に関しても稼働率を低下させていく必要があるという議論があったことも踏まえ、それらを含む石炭火力の稼働抑制等の具体策に関して、引き続きご検討をいただきたい。	

	・案には、「必要な発電容量の維持に向けては、容量市場における必要な供給力の確保に加え、（中略）、今後もしさらに火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、長期脱炭素電源オークションにおいても、追加的な措置を検討する」、「低稼働電源のkW維持に必要な制度的措置や、緊急時に備えた予備電源制度について、不断の検討を行う」、また、「2030年に向け、非効率石炭火力のフェードアウトをより一層促進するため、排出量取引制度（GX-ETS）や化石燃料賦課金等他制度の影響も考慮しながら、更なる制度措置の強化を検討必要がある。加えて、（中略）kWhを低減していく一方で、当面の間はkW維持の必要性を見極めていく必要」との記載があるところ。検討にあたっては、 ・容量市場の見直しや予備電源制度の見直しなどを通じて、既設の火力電源の稼働率低下時においても事業者の経済合理的な判断としてkWが維持できるよう、確実なコスト回収および適正な利益・リターンの実現に資する市場・制度設計について検討いただきたい。 ・また、排出削減対策の講じられていない高効率石炭については、2030年以降、必要なkWを維持しつつ稼働率を低下させていく方針とされているが、一律に期限を区切って、休廃止や稼働制限を求めるのではなく、事業者が一定の裁量と時間的裕度を持って取り組むことができる仕組みとしていただきたい。 ・そのうえで、仮に、事業者の意思に抛らず、早期のフェードアウトや稼働率低下が求められる場合には、未回収固定費や逸失利益等に対する補償、財務的な負担を平準化できるような措置等を検討いただきたい。 ・なお、2030年の非効率石炭フェードアウトについては、安定供給確保の観点から、例外的措置の検討をお願いしたい。 ・高効率石炭火力をはじめとする既設火力は、当面の間、安定的な電力供給に欠かせず、再エネを最大限導入する上で調整力・慣性力・同期化力を有する重要な電源であり、稼働率低下時の維持に向けた制度措置等が必要であると考えするため。	
87	安定的な燃料確保に繋がる措置を検討すべき 意見内容 安定的な燃料確保に繋がる措置を検討いただく方向性に賛同する。 措置の具体化においては、LNGやLNG火力の重要性は長期的に不変である旨を国内外に発信し続け、官民でのリスクシェアの在り方等も検討いただきたい。 理由 LNGの長期契約は10年や20年を超えるものになることから、中長期的なメッセージが必要。 加えて、LNGやLNG火力はエネルギーの安定供給において必要不可欠であるものの、自由化の進展やCN化の潮流によって調達に係る予見性が低下していることから、官民でのリスクシェアやLNG調達の環境整備が必要となるため。 LNG長期契約の促進のみならず、戦略的余剰LNG（SBL）の拡充を含めたLNG確保やLNG価格安定化の具体策についても、検討が必要である。	発電用燃料に関しては、第七次エネルギー基本計画や、本文書において、安定的な電力供給が可能となる量のLNG長期契約の確保を促進するための措置の検討など、平時と緊急時それぞれの燃料の安定的な確保の対応の在り方についてさらに検討を進める旨をお示ししています。
88	燃料調達の予見性を高める議論をすべき ・意見内容 供給力維持とのバランスを考える上では、石炭火力の稼働を落としながらも燃料調達の予見性をどう立てるかが課題となることから、このような観点からの検討をお願いしたい。 ・理由 石炭火力の稼働の予見性が立たなくなると、個社の調達量や契約条件でサプライヤーへのコミットが難しくなることでバイヤーとしての地位が低下し、交渉が不利になることが懸念される。その結果、調達コストが上昇し、経済性の観点から事業者の撤退を促進しかねない。さらに、個社のコミットの減退は日本国全体のバーゲニングパワー低下にもつながるため。	発電用燃料に関しては、第七次エネルギー基本計画や、本文書において、安定的な電力供給が可能となる量のLNG長期契約の確保を促進するための措置の検討など、平時と緊急時それぞれの燃料の安定的な確保の対応の在り方についてさらに検討を進める旨や、今後の石炭・石油のサプライチェーンにも配慮した制度等の在り方についても検討を進める旨をお示ししています。
89	これまでの改革に関与していない第三者が検証すべきである これまで電力システム改革の制度設計を議論してきた当事者である電力・ガス基本政策小委員会が、電力システム改革の検証の実施主体となっていることは、検証の中立性、透明性の観点から大きな疑義がある。 今後の検証の在り方について整理する際には、例えば、検証にあたる有識者委員の半数以上は、今回のヒアリングで招聘されたような、これまで国の審議会等で委員として参加していない有識者とするなど、検証の中立性、透明性をもっと高めるべきである。	一般の検証については、多様な観点から包括的な検証を行うことが重要であるため、電力・ガス基本政策小委員会において、2024年1月から6月にかけて、30名以上の幅広い有識者・実務者からのヒアリングを行った他、2024年2月には、皆様から広く意見募集をいたしました。こうした形で議論の中立性、透明性を担保しつつ、議論の継続性の観点から、電力・ガス基本政策小委員会において審議いただきました。
90	新たな会議体に有識者（個人名）を入れるべきだ／構成員を広く募るべきだ 設置する会議体の構成員はどのように決めるか、明示して広く一般から構成員を募集してください。	委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意することになっており、個別のご意見への対応は困難ですが、電力システムの制度改革正について集中的に議論する会議体の設置にあたっては、その趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意しながら委員構成を今後決定していきます。
91	経済社会環境の変化によっては国民負担が大きくならざるを得ないことを国の責任で説明するとともに、その影響を抑制するのであれば国の責任で行うべき エネルギー政策基本法において、国や地方自治体、事業者の責務が掲げられており、それぞれの責務を果たすためには、エネルギー政策を策定し推進する国が、その責任のもとで、国民各層や地方自治体、事業者と目指すべき方向性を共有したうえで、自らがその実現に向けたリーダーシップを発揮しながら進めるべきである。今般、このエネルギー政策基本法に基づき第7次エネルギー基本計画が閣議決定された。第6次エネルギー基本計画が策定された以降、我が国を取り巻くエネルギー情勢が大きく変わり、その変化を受けて策定された第7次エネルギー基本計画は2040年に向けたエネルギー政策の方向性を指し示したものであり、電力システム改革は同計画を実現するための重要な位置付けと認識している。 電力システム改革を議論していくにあたり、国は、事業者に期待される役割・取組の方向性を示すだけでなく、自らがどのような責任と役割を果たし、国民各層や地方自治体、事業者にどのような理解と協力を求めようとするのか、そのために、国はどのような手立てを講じようとするのか、明らかにしながら進めることが重要である。電力システム改革以降、今日まで電力の安定供給という大きな社会的責任を果たしてきたのは、電力業界で働く者の強い使命感と誇り、さらには現場第一線で築き上げてきた高い技術・技能であり、そのことは今後も決して変わるのではなく、電力システムをいかに見直そうとも、こうした現場力の継承・発展なくして、その実現は非常に厳しいものとなる。 電力システム改革を含むエネルギー政策を策定・推進するにあたっては、「S＋3E」の一翼を支える働く者が、今後とも将来に希望を抱き、使命感と誇りをもって生き生きと働き続けられるよう、雇用の安定や労働諸条件の確保、人材育成や技術・技能など「現場力」の継承・発展の重要性を十分踏まえた対応が重要である。	電力システムが今後目指すべき方向性の一つとして、「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境を整備する」こととしており、安定供給や電力システムの脱炭素化を着実に進めるために必要な費用の確保や、物価の高騰や金利の上昇、円安も含めた電気料金の上昇要因への対応について、本文書に記載しました。こうした考え方については、政府による情報開示を通じた国民各層の理解促進を図っていくことが求められると考えており、本文書においてもその旨を記載しています。

	<意見内容および理由> (公平な負担および国民の理解醸成) ・持続可能な電力システムの構築にあたっては、安定供給の確保とカーボンニュートラル実現の両立に必要なコストがシステム全体で確保され、再投資される仕組みの構築が必要であり、そのためには、各小売事業者のみならず、その先の需要家から適切に回収する仕組みが必要と考えております。 ・また、今後、電源・燃料の脱炭素化や、これを支える電力ネットワークの次世代化を進めるには、事業者もコスト低減に取り組んでいく一方、相応のコスト増加は避けられないことから、国民の行動変容を促す観点からも、国はこの現実と正面から向き合い、国民全体での公平な負担に向け、率先した理解醸成に取り組む必要があると認識しております。 ・電源・燃料の脱炭素化に向けて検討されている化石燃料賦課金・有償オークション・脱炭素オークション、電力ネットワークの次世代化にかかる追加コストは、小売電気事業者の負担となり、ひいては消費者の負担となることはまぎれもない事実であり、国から国民全体に対して理解を得るよう取り組んでいただく必要があると考えております。	
	電気料金等で電気購入者や一般市民に多大な負担を強いる構造にもかかわらず、国民的議論を行うこともなくわかりづらいう形で進めようとしている姿勢や手続きに抗議する。エネルギー政策に関しては得てして国民に分かりやすい形で説明も議論の場も整えない政府の姿勢が見受けられる。将来世代への責任感の欠如も甚だしいと感じる。	
	安定的な電力供給と電力システムの脱炭素化を両立させればコスト負担の増を招き、価格への影響は避けられない。その際、需要家が価格上昇に難色を示すこともあり得ることから、こうしたコストを国民全体で負担する必要があることを明記しておく必要がある。以上の方向性は相互に関連するものであるが、目指す過程で両立、鼎立が困難な状況が継続することも考え得る。例えば安定的な電力供給と電力システムの脱炭素化を両立させようとすれば、コスト増から価格への影響が懸念されることになるが、こうした状況が現出する可能性について国民全体が理解し、事業者・需要家が助け合って対応しやすい環境をつくることも考慮に入れる必要がある。	
	電気の安定供給のためには、需要家の理解も重要であるが、電気という商品やその需給や価格等に関する理解のためには相当の知見が必要であり、国や電気事業者等による丁寧な説明などの取り組みが必要であることについて言及すべきではないか（さらに言えば、理解が進むことにより、需要家も安定供給に寄与し得る重要なプレーヤーとなり得るのではないか）。 (原文) 第二に、電力産業には、発電から需要家にわたるまで電気を安定的に供給する運営者としての役割や責任が期待される。安定的な量と価格水準で、需要家に電気を供給するためには、そうした役割や責任を、電気事業に関わる全ての事業者が果たしていくことが求められる。また、政府は、事業者の競争・創意工夫を活かしつつ、公益的な観点から取引市場や事業者の規律等の制度措置を行うことが必要である。あわせて、こうした電力産業を支える人材やサプライチェーンの確保が必要となる。 (修正案) 第二に、電力産業には、発電から需要家にわたるまで電気を安定的に供給する運営者としての役割や責任が期待される。安定的な量と価格水準で、需要家に電気を供給するためには、そうした役割や責任を、電気事業に関わる全ての事業者が果たしていくことが求められる。また、政府は、事業者の競争・創意工夫を活かしつつ、公益的な観点から取引市場や事業者の規律等の制度措置を行うことが必要である。あわせて、こうした電力産業を支える人材やサプライチェーンの確保が必要となる。さらにこうした取り組みや電気という商品そのものについて需要家の理解や知見の向上を得るため、国と事業者が連携しつつ、あらゆる場を活用してエネルギー教育などの啓発活動を行っていく。	
92	国民の意見を聞いて、今後の政策を検討すべき	電力システム改革全体に渡る検証を進めるにあたって、専門的かつ実務的な観点を十分に踏まえた上で検討を行うことが重要であることから、幅広い有識者・実務者からヒアリングを実施しました。また、多様な観点から包括的な検証を行うため、皆様から幅広く御意見を伺うための意見募集を実施しました。なお、電力・ガス基本政策小委員会での議論については、資料や議事録を公開し、YouTubeで誰しもが視聴可能な状態にしております。
	市民の意見も対等にエネルギー政策に反映するように、諮問機関などでも参加できるように配慮して、公正さ、透明性、公平さなどを確保していかなければ今後のエネルギー政策は一部既存企業の利益のために、国の行方を誤らせることに繋がる。	
	「短期の環境変化に振り回されない」ような、「中長期的な視野」を持ち、いま一度現状を冷静に分析した上で、発電事業者や小売事業者といった送配電以外のライセンスからの意見や、また昨今の金融的な視点もしっかりと取り入れた上で、将来のあるべき姿や残すべき既存ルール等を議論・吟味することで、目指すべき安定供給と脱炭素が両立できる、持続可能＝サステナブルな電力システム、電気事業が具現化できるものと考えている。	
	公平で、市民や、専門家たちの参加を測り、きちんと話し合うべきです。まったく公平とは言えません。	
	・丁寧な公開された議論の上で、こんなに重要なものは決定することが必須。 ・パブリックコメントの募集に対して、国民に十分な広報をしていない。 ・集まったパブリックコメントに対して真摯な検討と公開を求める。	
	7. 情報公開と透明性の確保 ・電力システム改革に関する情報公開を徹底し、国民の理解と参加を促進すべきである。 ・政策決定プロセスにおける透明性を高め、国民の信頼を得るべきである。	
93	正しい文章に修正すべき / 分かりやすい文章に修正すべき	いただいたご指摘も踏まえ、事実誤認の有無等を確認したうえで、現在の記載で問題ないと考えております。
	今や人工知能計算資源に関わる重要なインフラである電力に関し、この人工知能の観点からの言及も無い ・電が小委では、電気料金の価格の安定性について、複数の委員から、単純に安定性だけにフォーカスすると、短期的な需給の変化等に伴う弾力的な料金設定など事業者の創意工夫を否定しているようにも見えるといった指摘が相次いだと認識していますが、P8で「長期的な価格の安定性を確保する重要性が明らかになった」と、「長期的な」という言葉が入ったことで、そうした料金設定等の事業者の創意工夫を否定しているものではないことが文章として明確になったと評価できます。 ・しかし、文中の以下の部分では、引き続き、単に「安定的な水準」といった言葉が使われており、誤ったメッセージとなる懸念が残ることから、例えば、「長期的に安定的な価格水準」など、「長期的に」という文言を追加して、本とりまとめ全体として整合性を確保した方がよいのではないのでしょうか。 P15 下から9行目 需要家に安定的な価格水準⇒需要家に長期的に安定的な価格水準 P22 下から21行目 安定的な水準の価格⇒長期的に安定的な水準の価格	
	P20に、「現在、変動性再生可能エネルギー電源の導入により需給運用が難化しており、2020年度冬の需給ひっ迫等によるスポット市場の売り切れ・価格高騰や、足下の需給調整市場の応札不足等の問題も、そのような課題が背景にあると考えられる」との記載がある。 この記載は、「同時市場在り方等に関する検討会」の中間とりまとめでも記載されており、これを引用したものと推察するが、下記の通り、第12回同時市場検討会において同時市場の議論を最初に手掛けた市村委員自身からこの記載について注文がついており、第13回同時市場検討会の事務局資料でもこれらの課題は独立した論点として整理されている。 変動性再生エネが増えたことで、短期の需給運用が難化しているのが事実だが、そのことと20年度の冬季の需給ひっ迫や、足元の需給調整市場の応札不足との関連性は極めて薄く事実誤認に等しい。 当該部分の記載がなくても、以降の文意に影響を与えることはなく、同時市場検討会での議論や資料との整合性も確保する観点からも、上記のP20の当該部分は全て削除して頂きたい。	